

田尻町地域防災計画

令和2年度修正

田尻町防災会議

目次

【第1編 総則】	1
第1節 目的等	2
第2節 町域の概要	4
第3節 防災の基本方針	5
第4節 防災関係機関の業務大綱	7
第5節 住民・事業所の基本的責務	15
第6節 地域防災計画の修正	17
【第2編 災害予防計画】	18
第1章 防災体制の整備	18
第1節 総合的防災体制の整備	19
第2節 情報収集伝達体制の整備	26
第3節 消火・救助・救急体制の整備	29
第4節 災害時医療体制の整備	31
第5節 緊急輸送体制の整備	36
第6節 避難受入れ体制の整備	38
第7節 緊急物資確保体制の整備	49
第8節 ライフライン確保体制の整備	52
第9節 交通確保体制の整備	57
第10節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	57
第11節 避難行動要支援者支援体制の整備	58
第12節 帰宅困難者支援体制の整備	62
第2章 地域防災力の向上	64
第1節 防災意識の高揚	65
第2節 自主防災体制の整備	69
第3節 ボランティアの活動環境の整備	72
第4節 企業防災の促進	73
第3章 災害予防対策の推進	74
第1節 都市の防災機能の強化	75
第2節 地震災害予防対策の推進	81
第3節 津波災害予防対策の推進	84
第4節 水害予防対策の推進	88
第5節 土砂災害予防対策の推進	93
第6節 危険物等災害予防対策の推進	94
第7節 火災予防対策の推進	97
第8節 原子力災害予防対策の推進	99
【第3編 災害応急対策】	100
第1章 活動体制の確立	100
第1節 組織動員	101
第2節 自衛隊の災害派遣	105
第3節 広域応援等の要請・受入れ・支援	107
第4節 災害緊急事態	112

第2章 情報収集伝達・警戒活動.....	113
第1節 警戒期の情報伝達.....	114
第2節 警戒活動.....	126
第3節 津波警戒活動.....	130
第4節 発災直後の情報収集伝達.....	134
第5節 災害広報.....	137
第3章 消火、救助、救急、医療救護.....	140
第1節 消火・救助・救急活動.....	141
第2節 医療救護活動.....	143
第4章 避難誘導.....	147
第1節 避難誘導.....	148
第2節 指定避難所の開設・運営等.....	153
第3節 避難行動要支援者への支援.....	156
第4節 広域一時滞在への対応.....	158
第5章 交通対策、緊急輸送活動.....	159
第1節 交通規制・緊急輸送活動.....	160
第2節 交通の維持復旧.....	163
第6章 二次災害防止、ライフライン確保.....	165
第1節 公共施設応急対策.....	166
第2節 民間建築物等応急対策.....	167
第3節 ライフライン・放送の確保.....	169
第4節 農水産業関係応急対策.....	172
第7章 被災者の生活支援.....	173
第1節 支援体制.....	174
第2節 住民等からの問い合わせ.....	175
第3節 災害救助法の適用.....	176
第4節 緊急物資の供給.....	178
第5節 住宅の応急確保.....	182
第6節 応急教育等.....	184
第7節 自発的支援の受入れ.....	186
第8章 社会環境の確保.....	188
第1節 保健衛生活動.....	189
第2節 廃棄物の処理.....	191
第3節 遺体対策.....	193
第4節 社会秩序の維持.....	195
【付編 東海地震の計画宣言に伴う対応】	196
第1節 総則.....	197
第2節 東海地震注意情報発表時の措置.....	198
第3節 警戒宣言が発せられた時の対応措置.....	199
【付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画】	202
第1節 総則.....	203
第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応.....	204

第3節	災害対策本部等の設置等.....	206
第4節	地震発生時の応急対策等.....	207
第5節	津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項.....	210
第6節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画.....	215
第7節	防災訓練計画.....	216
第8節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画.....	217
第9節	南海トラフ沿いにおける地震等の連続発生等への対応.....	219
【第4編	事故等災害応急対策】	220
第1節	海上災害応急対策.....	221
第2節	航空災害応急対策.....	225
第3節	鉄道災害応急対策.....	228
第4節	道路災害応急対策.....	231
第5節	危険物等災害応急対策.....	234
第6節	高層建築物・市街地災害応急対策.....	238
第7節	原子力災害応急対策.....	242
第8節	その他災害応急対策.....	246
【第5編	災害復旧・復興対策】	247
第1章	災害復旧対策.....	247
第1節	復旧事業の推進.....	248
第2節	被災者の生活確保.....	250
第3節	中小企業の復旧支援.....	254
第4節	農・漁業関係者の復旧支援.....	255
第5節	ライフライン等の復旧.....	256
第2章	災害復興対策.....	260
第1節	町における復興に向けた取組み.....	261

【第1編 総 則】

第1節 目的等

第1 計画の目的

田尻町地域防災計画は、災害対策基本法第42条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第5条（推進計画）の規定に基づき、本町域にかかる災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に関し、町、府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び町域内の公共的団体その他の防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務または業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的推進を図り、住民との相互協力のもと、本町域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に定める特別防災区域に係る防災については、同法第31条及び災害対策基本法第2条の規定に基づく大阪府石油コンビナート等防災計画によるが、同計画と十分調整し連携を図るものとする。

第2 計画の構成

この計画は、目的、防災関係機関の業務の大綱等基本的事項及び各編共通の事項を定める総則、被害を予防するため災害発生前に行うべき諸対策について定める災害予防対策、災害発生直後または発生するおそれがある場合に、被害の拡大を防止するために行うべき諸対策について定める災害応急対策、災害発生から一定期間経過後、被災地の社会経済活動を災害発生前の状態へ回復させるために行うべき諸対策について定める災害復旧・復興対策から成る。

第3 災害の想定

1. 想定災害

この計画の作成にあたっては、本町の地域における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、産業の集中等の社会的条件並びに過去において発生した各種災害の経験を勘案し、本町において発生し得るべき災害を想定し、これを基礎とした。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。また、次の各災害が複合的に発生する可能性も考慮するものとする。

- | | | | |
|----------------|-----------|--------------|-----------|
| 1. 地震災害 | 2. 津波災害 | 3. 風水害 | 4. 海上災害 |
| 5. 航空災害 | 6. 鉄道災害 | 7. 道路災害 | 8. 危険物等災害 |
| 9. 高層建築物・市街地災害 | 10. 原子力災害 | 11. その他（竜巻等） | |

2. 地震被害想定

活断層による内陸直下型地震及び海溝型地震による被害を想定した。

なお、本数値については、府が実施した被害想定調査結果のうち田尻町域における被害数値を参考にしたものである。

●想定地震発生時の条件

- ・ 季節、時間 冬の夕刻、平日午後6時
- ・ 気象条件 晴れ、超過確率1%の風速8.7m/s

		上町 断層帯地震A	上町 断層帯地震B	生駒 断層帯地震	有馬高槻 断層帯地震	中央構造線 断層帯地震	南海トラフ 巨大地震
地震の規模		マグニチュード 7.5～7.8	マグニチュード 7.5～7.8	マグニチュード 7.3～7.7	マグニチュード 7.3～7.7	マグニチュード 7.7～8.1	マグニチュード 9.0～9.1
		震度 5強	震度 5強～6弱	震度 4以下～5弱以下	震度 4以下～5弱以	震度 6弱～6強	震度 5強～6弱
建物全半壊 棟数	全壊	12棟	43棟	0	0	466棟	72棟
	半壊	30棟	94棟	0	0	504棟	567棟
出火件数		0	0	0	0	0	0
津波の規模		—	—	—	—	—	3.3m
死傷者数	死者	0	0	0	0	3人	45人
	負傷者	6人	19人	0	0	95人	160人
罹災者数		112人	363人	0	0	2,579人	2,447人
避難所生活者数		33人	106人	0	0	748人	1,617人
ライフライン	停電	0	84軒	0	0	3,243軒	1,220軒
	ガス供給停	0	1,000戸	0	0	1,000戸	37戸
	水道断水	1,000人	3,000人	0	0	4,000人	8,452人
	電話不通	69回線	69回線	7回線	0	932回線	1,000回線

注1：電気供給軒数、ガス供給停止戸数及び電話回線は、事業所を含む。

第2節 町域の概要

第1 地理的条件

1. 位置

本町は、大阪都心部から約40kmの距離にあり、北西部は大阪湾に面し、東部を泉佐野市、南部を泉南市に隣接しており、大阪府の南部に位置している。

●役場の緯度、経度等は、次のとおりである。

北緯 34° 23' 30"

東経 135° 17' 22"

2. 面積

町の面積は、5.62km²である。（内3.32km²は関西国際空港面積である。）

3. 地勢

町の地形は、西北から埋立地・海岸平野・河岸段丘に区分され、ほとんどが平野部であり、南に檜井川が流れ、中央部には田尻川が流れ共に大阪湾に注いでいる。

また、大阪湾の5km沖合に位置する関西国際空港の一部も含まれている。

第2 気象

町の気象は、瀬戸内海気候区の東の端に位置し、比較的雨量の少ない部に属し、平均気温は16℃前後、平均風速は3m/s前後、年間降水量平均は1,000mm前後で、温暖な気候である。

第3 社会的条件

昭和45年10月1日現在で8,382人であった人口は、昭和40年代後半からの繊維産業の衰退により、昭和62年3月31日現在7,306人、平成6年3月31日現在6,490人と、減少を続けてきたが、平成6年の関西国際空港開港以降、徐々にではあるが増加傾向へと推移してきた。また、近年、かつての紡績工場跡地の住宅開発により人口増加が図られた。

令和3年3月1日現在の人口は、8,355人である。

第3節 防災の基本方針

町において、防災は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。今般、南海トラフ巨大地震に伴う被害想定の結果、町域に甚大な被害をもたらす恐れが明らかになったことから、阪神・淡路大震災や東日本大震災といった大規模災害をはじめ、直近の熊本地震における大規模な地震の連続発生や大阪府北部を震源とする地震等、過去の大規模災害による教訓を踏まえながら、災害対策の一層の充実強化を進めていくこととする。

災害対策にあたっては、災害対策基本法に基づき、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念に据え、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる対策を講じていくこととする。そのためには、各防災機関は、適切な役割分担及び相互の連携協力を図っていく必要がある。それと同時に、住民が自ら行う防災活動及び地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、住民や事業者、ボランティア等が、各防災機関と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、災害対策には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において計画的に災害対策を進めていく必要がある。そのためには、継続的にPDCAサイクルを適用して、充実を図る努力が求められることから、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、大規模災害の教訓等を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図っていくこととする。さらに、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制・手指衛生・マスク着用等の基本的な対策に加え、有症者の専用スペースの確保など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

各段階では、まず災害予防段階においては、周到かつ十分な対応が重要となる。レベル1の地震・津波に対しては、被害抑止につながるハード対策を確実に実施して、被害ゼロを目指す防災を実現する。さらに、極低頻度のレベル2の地震・津波に対しては、ハード対策とともに、避難によって、人命を守ることを最優先として、被害軽減につながる自助・共助としての避難対策や地域コミュニティの活用、公助としての災害情報の充実等のソフト対策を組み合わせた「多重防御」による減災を目指す。

災害応急段階では、迅速かつ円滑な対応が重要となる。まず災害発生直前の気象予警報等の情報伝達等の災害未然防止活動を行い、一旦被害が発生したときには、的確な避難誘導や要配慮者の保護はもとより、被害規模を可能な限り早期に把握し、正確で詳細な情報収集を行う。そして、収集した情報を関係機関で共有し、人命確保を最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。また、被災者の気持ちにより添うことを基本に、年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応できるよう努める。とりわけ、高齢者や障害者等の避難行動要支援者に対して、地域コミュニティと協力して、きめ細かな支援を実施する。

災害復旧・復興段階では、適切かつ速やかな対応が重要となる。ライフライン施設等の早期復旧は最優先事項であり、それとともに、被災者の日常生活の回復や生活再建等に向けた適

宜・適切な支援を行えるよう、平常時から検討し、準備に努める。また、復興体制の整備、基本方針や復興計画の策定手続き等の明確化を図りつつ、復興期におけるまちづくりについても、事前に検討し、方針の明示に努める。なお、本計画に基づく施策推進にあたっては、令和2年策定の「田尻町国土強靱化地域計画」や平成27年9月の国連サミットで採択された、国際社会が一丸となって2030年までに達成すべき持続可能な開発目標（SDGs）の観点を踏まえながら、取り組んでいくこととする。

以上を町における基本方針として、町域における災害対策を進めることとする。

第4節 防災関係機関の業務大綱

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、総合的かつ計画的に防災対策を実施することにより、災害に対する危機管理機能の向上に努めなければならない。

第1 防災関係機関の基本的責務

1. 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。また、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実、住民の自発的な防災活動の促進等、地域防災力の充実強化に向けて、町の有するすべての機能を十分に発揮するように努める。さらに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

2. 府

府は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、府域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援しかつその総合調整を行う。また、地域防災力の充実強化を図るとともに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

3. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及びその他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町及び府の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4. 指定公共機関、指定地方公共機関

指定公共機関、指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町及び府の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第2 防災関係機関の業務大綱

1. 町

(1) 各部等共通

- 所管施設の防災対策及び訓練に関すること
- 所管施設等の被害状況の報告に関すること
- 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること
- 所管施設に係る避難所の事前対策、開設及び管理運営に関すること
- 所管施設における避難の指示、誘導及び救助・救出に関すること
- 所管業務における応援協定締結業者との連絡調整に関すること
- 住民からの問い合わせに関すること
- 男女共同参画の視点をもった防災・災害対応・復興支援に関すること
- 要配慮者への避難誘導及び避難所における支援に関すること
- 各部・各班の応援に関すること
- 下記の個別事務分掌以外の事務で、田尻町事務分掌規則の規定により所掌する事務

(2) 総務部

- 防災対策の総合調整に関すること
- 防災会議に関すること
- 災害対策本部等防災対策組織の調整に関すること
- 配備指令、本部命令の伝達に関すること
- 災害救助法に関すること
- 防災関係機関との連絡・調整に関すること
- 気象情報及び被害情報の収集・伝達に関すること
- 災害用物資・資機材の備蓄及び調達に関すること
- 防災行政無線の維持及び非常・緊急通信に関すること
- 防災に係る啓発・訓練に関すること
- 自主防災組織の育成に関すること
- 避難所の開設、収容の指示及び情報収集に関すること
- 大阪府・自衛隊・市町村等への派遣要請及び応援等に関すること
- 災害時の職員の動員及び調整に関すること
- 災害状況等の取りまとめに関すること
- 災害時に必要な車両の確保、配車、管理等に関すること
- 災害対策・復旧の予算に関すること
- 災害時における職員の服務に関すること
- 災害対策を実施するための必要な労働者の確保に関すること
- 大阪府及び国への緊急要望に関すること
- 広報活動に関すること
- 報道関係機関との連絡調整に関すること

- 災害に関する住民相談に関すること
- 災害状況の記録、保管に関すること
- 災害支援応急状況の取りまとめに関すること

(3) 民生部

- 避難行動要支援者の避難支援に関すること
- 社会福祉施設等との連絡調整に関すること
- 福祉避難所との連絡調整に関すること
- 町社会福祉協議会との連絡調整に関すること
- ボランティアの受入れ及び活動の調整に関すること
- 災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金等に関すること
- 被災により生活が困窮する者への支援等に関すること
- 被災世帯に対する生活保護及び生活福祉資金の貸与に関すること
- 保健所、医師会及び医療機関等との連絡調整に関すること
- 医薬品等の調達に関すること
- 災害時における医療体制及び応急医療に関すること
- 食品衛生及び健康管理（感染症予防等）に関すること
- 発災時の幼稚園、保育所の休業等に関すること
- 園児等の避難、誘導及び安全確保に関すること

(4) 住民部

- 住民基本台帳、戸籍データ等の被害調査及び復旧に関すること
- 土地、家屋、償却資産等の被害調査及び罹災証明の発行に関すること
- 町税の減免に関すること
- 災害による大気、河川、土壌その他の汚染対策に関すること
- 防疫活動に関すること
- 遺体の収容及び埋葬に関すること
- 災害廃棄物の処理に関すること
- 清掃施設組合との連絡調整
- し尿及びごみの処理に関すること
- 仮設トイレの設置及び管理に関すること
- 災害時の動物救護・愛護に関すること

(5) 事業部

- 応急復旧資機材の調達等に関すること
- 市街地の整備計画及び防災空間に関すること
- 避難路及び緊急交通路の確保に関すること
- 建築物の耐震化、防火及び安全化に関すること
- 建築物等の応急危険度判定に関すること
- 水防活動に関すること
- 河川及び水路の水害防止に関すること

- 土砂災害の防止及び応急対策に関すること
- 応急仮設住宅に関すること
- 道路等の障害物の除去に関すること
- 災害復興計画に係る都市計画に関すること
- 農水産・商工業者の被害調査及び復旧支援に関すること
- 土地改良区、その他関係機関との連絡調整に関すること
- 農水産・商工業者の災害関連補助・融資制度に関すること
- 大阪府広域水道企業団との連絡調整に関すること
- 下水道施設の防災対策に関すること

(6) 会計課

- 災害関係費の支出・審査に関すること
- 義援金及び見舞金の受付、保管並びに受払記録に関すること

(7) 議会事務局

- 町議会議員との連絡調整に関すること

(8) 教育委員会

- 防災教育の実施に関すること
- 被災園児、児童及び生徒の就学援助に関すること
- 災害時の児童、生徒の避難誘導計画及び臨時休業、授業短縮等の措置に関すること
- 文化財の被害調査及び応急復旧に関すること
- 災害時の応急教育に関すること

2. 泉州南消防組合

- 火災予防対策に関すること
- 消防力の充実強化に関すること
- 消防資器材等の点検及び整備に関すること
- 消火、救急、救助活動に関すること
- 火災等その他の災害の応急措置及び被害拡大の防止措置に関すること
- 災害情報等の収集及び広報に関すること
- 広域消防応援等の要請・受入れに関すること
- 被害状況の調査、集計及び報告に関すること
- 災害対策本部との情報連絡に関すること

3. 田尻町消防団

- 消防、水防等訓練及び資機材等の点検に関すること
- 消防、水防等災害時の応急措置及び被害拡大防止措置に関すること
- 災害時の避難誘導、被災者の救出及び救助活動に関すること

4. 大阪府

(1) 大阪府政策企画部危機管理室

- 災害予防対策及び災害応急対策等に係る町及び関係機関との連絡調整に関すること

- (2) 大阪府岸和田土木事務所
 - 大阪府直轄公共土木施設の防災対策、水防活動及び水防予警報の伝達に関する事
- (3) 大阪府泉州農と緑の総合事務所
 - ため池等の災害予防並びに災害時における危険箇所、応急復旧等に関する連絡及び指導に関する事
- (4) 大阪港湾局泉州港湾・海岸部
 - 大阪府直轄港湾・海岸施設の災害予防、保全管理、災害応急対策及び復旧対策に関する事
 - 海岸水防警報、高潮氾濫危険情報等の伝達並びに水防活動に関する事
- (5) 大阪府環境農林水産部水産課
 - 漁港施設の管理、災害予防、災害応急対策及び復旧対策に関する事
- (6) 大阪府泉佐野保健所
 - 災害時における保健衛生の活動に関する事
 - 保健所保健医療調整本部の設置に関する事
- 5. 大阪府警察（泉佐野警察署）
 - 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関する事
 - 被災者の救出救助及び避難指示に関する事
 - 交通規制・管制に関する事
 - 広域応援等の要請・受入れに関する事
 - 遺体の検視（見分）等の措置に関する事
 - 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関する事
 - 災害資機材の整備に関する事
- 6. 指定地方行政機関
 - (1) 大阪管区气象台
 - 観測施設等の整備に関する事
 - 防災知識の普及・啓発に関する事
 - 災害に係る気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達に関する事
 - 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、気象状況の推移やその予想の解説等に関する事
 - (2) 近畿農政局（大阪地域センター）
 - 応急用食料品及び米穀の供給に関する事
 - (3) 第5管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）
 - 海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関する事
 - 流出油防除資機材の備蓄及び油防除組織の育成指導に関する事
 - 危険物積載船舶等の災害予防対策に関する事
 - 海難救助体制の整備に関する事
 - 海上交通の制限に関する事
 - 避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達に関する事

- 海難の救助及び危険物等の海上輸送に関する事
- 人員及び救助物資の緊急海上輸送に関する事
- 海上交通の安全確保及び海上の治安維持に関する事
- 海上における緊急時環境放射線モニタリングの支援に関する事
- (4) 岸和田労働基準監督署
 - 事業場等の災害防止のための指導監督に関する事
 - 産業災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及高揚に関する事
 - 労働者の業務上の災害補償保険に関する事
- (5) 泉佐野公共職業安定所
 - 災害時における労働力の確保に関する事
 - 雇用保険の失業等給付に関する事
- (6) 近畿地方整備局（大阪国道事務所南大阪維持出張所）
 - 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関する事
 - 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関する事
 - 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関する事
 - 直轄公共土木施設の復旧に関する事
 - 応急復旧資機材の備蓄及び整備に関する事
 - 災害時の道路通行の禁止又は制限及び道路交通の確保に関する事

7. 自衛隊（陸上自衛隊第37普通科連隊）

- 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関する事
- 本町をはじめ府その他防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関する事
- 緊急時環境放射能モニタリングの支援に関する事

8. 指定公共機関及び指定地方公共機関

- (1) 日本郵便株式会社（近畿支店）
 - 災害時における郵政業務及び窓口業務の確保に関する事
 - 災害時における郵政事業に係る災害特別事務の取扱い及び救護対策に関する事
- (2) 西日本電信電話株式会社（大阪支店）、NTTコミュニケーションズ株式会社（関西営業支店）及び株式会社NTTドコモ（関西支社）（以下、「西日本電信電話株式会社等」という。）
 - 電気通信設備の整備と防災管理に関する事
 - 応急復旧用通信施設の整備に関する事
 - 津波・気象情報の伝達に関する事
 - 災害時における重要通信の確保に関する事
 - 災害関係電報・電話料金の減免に関する事
 - 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する事
 - 「災害用伝言ダイヤル」の提供に関する事

- (3) KDD I 株式会社（関西総支社）
- 電気通信設備の整備と防災管理に関すること
 - 応急復旧用通信施設の整備に関すること
 - 津波・気象情報の伝達に関すること
 - 災害時における重要通信の確保に関すること
 - 災害関係電報・電話料金の減免に関すること
 - 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること
- (4) 日本赤十字社（大阪府支部）
- 災害医療体制の整備に関すること
 - 被災者等へのこころのケア活動の実施に関すること
 - 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関すること
 - 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること
 - 義援金品の募集、配分等の協力に関すること
 - 避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関すること
 - 救助物資の備蓄に関すること
- (5) 大阪ガス株式会社（ネットワークカンパニー南部導管部）
- ガス施設の整備と防災管理に関すること
 - 災害時におけるガスによる二次災害防止に関すること
 - 災害時におけるガスの供給確保に関すること
 - 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること
- (6) 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社
- 電力設備の整備と防災管理に関すること
 - 災害時における電力による二次災害防止に関すること
 - 災害時における電力の供給確保に関すること
 - 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること
- (7) 新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社）
- 空港周辺の航空機災害の予防に関すること
 - 空港施設の応急点検体制の整備に関すること
 - 空港島周辺の航空機災害の応急対策に関すること
 - 災害時における輸送確保に協力すること
 - 災害時における航空機輸送の安全確保と空港施設の機能確保に関すること
- (8) 南海電気鉄道株式会社
- 鉄道施設の防災管理に関すること
 - 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること
 - 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること
 - 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること
 - 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること
 - 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること

(9) 大阪広域水道企業団

- 水道用水・工業用水道施設の耐震化等に関する事
- 水道用水・工業用水道の被害情報に関する事
- 災害時の緊急物資（飲料水）の確保に関する事
- 水道用水及び工業用水の供給確保に関する事
- 応急給水及び応急復旧に関する事
- 大阪広域水道震災対策中央本部組織の整備に関する事

(10) 田尻町土地改良区

- ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関する事
- 農地及び農業用施設の被害調査に関する事
- 湛水防除活動に関する事
- 被災農地、農業用施設の復旧事業の推進に関する事

9. 公共的団体、その他防災上重要な施設管理者

(1) 一般社団法人泉佐野泉南医師会

- 災害時における医療救護の活動に関する事
- 負傷者に対する医療活動に関する事

(2) 大阪泉州農業協同組合

- 町が実施する被害調査の補助に関する事
- 農地、農業用施設などの災害復旧及び再生産に必要な資金の貸付に関する事
- 防災営農対策の推進に対する協力及び防災施設等の維持管理に関する事

(3) 田尻漁業協同組合

- 町が実施する被害調査の協力に関する事
- 災害時における気象予警報等の伝達と対策に関する事

(4) 田尻町社会福祉協議会

- 災害時における福祉に関する事
- ボランティアの防災活動支援に関する事

(5) 自主防災組織

- 地域における防災対策の推進並びに災害時における安否確認、初期消火、被災者の救出援護、避難所運営その他の応急措置の補助に関する事

(6) 地区会、婦人会等

- 避難者に対する各種情報の連絡、支援その他応急措置の補助に関する事

(7) その他公共的活動を営むもの

- 町の実施する防災活動について公共的業務に応じたの協力に関する事

第5節 住民・事業所の基本的責務

災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、共に助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。

住民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。

第1 住民の基本的責務

住民は、自助、共助の理念のもと、その自覚を持ち、平常時より、食品・飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加等、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動し、初期消火、近隣の負傷者・避難行動要支援者への援助、避難所の自主的運営のほか、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めなければならない。

1 災害等の知識の習得

- (1) 防災訓練や防災講習等への参加
- (2) 地域の地形、危険場所等の確認
- (3) 過去の災害から得られた教訓の伝承

2 災害への備え

- (1) 家屋等の耐震化・適性管理、家具等の転倒・落下防止
- (2) 避難場所、避難経路の確認
- (3) 家族との安否確認方法の確認
- (4) 最低3日分、できれば1週間分の生活必需品等の備蓄
- (5) 災害時に必要な情報の入手方法の確認

3 地域防災活動への協力等

- (1) 地域の防災活動（自主防災会活動）等への積極的な参加
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力
- (3) 避難行動要支援者への支援
- (4) 地域住民による避難所の自主的運営
- (5) 国、府、市町村が実施する防災・減災対策への協力

第2 事業者の基本的責務

事業所は、自助、共助の理念のもと、災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を作成し、企業防災を推進するとともに、地域の防災活動（自主防災会活動）等に協力・参画するよう努めなければならない。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進

に努めなければならない。

1 災害等の知識の習得

- (1) 従業員に対する防災教育、防災訓練の実施
- (2) 地域の地形、危険場所等の確認

2 災害への備え

- (1) 事業継続計画（BCP）の策定や非常時マニュアル等の整備
- (2) 事業所等の耐震化・適正管理、設備等の転倒・落下防止
- (3) 避難場所、避難経路の確認
- (4) 従業員及び利用者等の安全確保
- (5) 従業員の安否確認方法の確認
- (6) 最低3日分の生活必需品等の備蓄

3 出勤及び帰宅困難者への対応

- (1) 発災時のむやみな移動開始の抑制
- (2) 出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力
- (3) 外部の帰宅困難者用の生活必需品等の備蓄
- (4) 災害時に必要な情報の入手・伝達方法の確認

4 地域防災活動への協力等

- (1) 地域の防災活動（自主防災会活動）等への積極的な協力・参画
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力
- (3) 国、府、市町村が実施する防災・減災対策への協力

第3 ボランティアやNPO等多様な機関との連携

住民及び事業者は、ボランティアやNPO等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。

第6節 地域防災計画の修正

この地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、社会情勢の変化等に応じて常に実情に沿ったものとするため、毎年検討を加え、必要があると認めるときは田尻町防災会議に諮り修正するものとする。また、女性、高齢者や障害者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

なお、修正にあたっては、原則として次の手順で行うものとする。

1. 町防災会議は、関係機関の意見等を聞き、防災計画修正案を作成する。
2. 町防災会議は、作成した防災計画修正案について、災害対策基本法第42条第5項の規定により大阪府知事に報告する。
3. 町防災会議を開催し、防災計画を審議、決定する。
4. 災害対策基本法第42条第5項の規定に基づき、住民等にその要旨を公表する。

〔注 記〕

本計画における用語について

計画中で使用する用語	用語の意義
住民	町域に住所を有する者、他市町から町の地域に通学・通勤する者及び災害時に町の地域に滞在する者等を含める。
要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者をいう。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
関西広域連合	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市をもって組織する広域連合（地方自治法の規定に基づいて設立した特別地方公共団体）をいう。
防災関係機関	国、府、町、泉州南消防組合、関西広域連合、指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。
関係機関	防災関係機関以外でその分野における防災に関係する機関をいう。
自衛隊	陸上、海上、航空自衛隊をいうが、町域は陸上自衛隊第3師団の警備地区内となっている。
ライフライン	上水道、工業用水道、下水道、電力、ガス、電気通信の事業をいう。
原子力事業者等	原災法第2条第3号で指定される原子力事業者及び核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線事故）予防対策、応急対策及び事後対策は、核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第18条に規定する放射性同位元素の使用、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者並びにこれらの者から運搬を委託された者をいう。）をいう。

【第2編 災害予防計画】

第1章 防災体制の整備

第2章 地域防災力の向上

第3章 災害予防対策の推進

第1節 総合的防災体制の整備

方針

町、泉州南消防組合及び関係機関は、自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や、防災訓練の実施などを通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努めるものとする。

計画

第1 組織・動員体制の整備

1. 町の組織体制の整備

町域（隣接市を含む）における総合的な防災対策を推進するため、防災に係る中枢的な組織体制の整備・充実を図る。また、町と府は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

(1) 田尻町防災会議

田尻町地域防災計画を作成し、その実施を推進する。

【組織】

会 長 町長

会 員 田尻町防災会議条例第3条第5項各号に定める者

(2) 田尻町災害対応準備体制

台風接近時等において、災害対応準備に関する情報を共有し防災対策を検討するため会議を開催する。

【組織】 総務部長、民生部長、事業部長及び関係課長

(3) 田尻町災害警戒本部体制

次の場合において、災害予防及び災害応急対策を実施するために災害警戒本部を設置し、同会議を開催する。

ア 町域（隣接市を含む）において震度4を観測したとき

イ 災害発生の恐れがあるとき

ウ その他、特に町長が必要と認めたとき

【組織】

本 部 長 副町長

副本部長 総務部長・事業部長

本 部 員 各部長・泉州南消防組合泉佐野消防署長・消防団長

(4) 田尻町災害対策本部体制

次の場合において、災害予防及び災害応急対策を実施するために災害対策本部を設置し、同会議を開催する。

ア 町域（隣接市を含む）において震度5弱以上を観測したとき

イ 災害が発生したとき、もしくは災害発生が極めて高く予測されるとき

- ウ 田尻町に特別警報（大津波警報を含む。）が発表されたとき
- エ 町域に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する被害が発生したとき
- オ その他、特に町長が必要と認めたとき

【組織】

- 本部長 町長
- 副本部長 副町長・教育長
- 本部長 各部長・泉州南消防組合泉佐野消防署長・消防団長

2. 町の動員体制の整備

総合的な防災対策を推進するため、防災に係る中枢的な組織体制の整備・充実と併せて、災害時の応急対策活動を迅速かつ確に実施できるよう災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる動員体制の整備に努めるとともに、災害対策本部事務局の拠点の設置や防災関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の仕組みを構築する等、運営方法の整備に努める。

また、町と府は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

（1）職員の配備基準

- ア 配備体制（レベル1）
 - ① 災害発生の恐れがある気象予警報が発表され、通信情報活動及び軽微な対応が必要なとき
- イ 配備体制（レベル2）
 - ① 災害発生の恐れがある気象警報が発表され警戒の準備が必要なとき
- ウ 配備体制（レベル3）
 - ① 台風接近時または災害発生の恐れがある気象警報が発表され警戒が必要なとき
 - ② 町域（隣接市を含む）において震度4を観測したとき
- エ 配備体制（レベル4）
 - ① 町域（隣接市を含む）において震度4を観測し、小規模な災害が発生したとき
 - ② 小規模な災害が発生または災害発生の恐れがあり対応が必要なとき
 - ③ 田尻町に津波警報が発表されたとき
 - ④ その他、特に町長が必要と認めたとき
- オ 配備体制（レベル5）
 - ① 町域（隣接市を含む）において震度5弱以上を観測したとき
 - ② 災害が発生し、または被害が甚大と予想されるとき
 - ③ 田尻町に特別警報（大津波警報を含む。）が発表されたとき
 - ④ その他、特に町長が必要と認めたとき

3. 泉州南消防組合の組織体制等の整備

泉州南消防組合は、災害時に各々の応急対策活動を実施できるよう、防災に係る組織及び動員体制について別に定める。

第2 防災拠点機能の確保、充実

町、府をはじめとした防災関係機関は、発災時に速やかな体制をとれるように、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、非構造部材を含む耐震化や浸水対策を推進する等、防災拠点機能等の確保、充実を図るとともに、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。

また、防災拠点の非常用電源等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。

1. 町の司令塔機能の整備・強化

現在、災害時における災害対策本部の設置場所を町役場庁舎としているが、災害時に司令塔として有機的に機能するための更なる機能強化や施設整備に努めていくこととする。

また、代替施設の選定などのバックアップ対策、耐震化の推進、浸水対策、非常用電源等の整備、燃料の備蓄等に努め、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。

2. 災害対策本部用備蓄

災害対策本部用として、飲料水・食料等を備蓄する。

3. 地域防災拠点の整備

町域における応援部隊の受入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点として、広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点の整備に努める。

第3 装備資機材等の備蓄

防災関係機関は、応急対策及び応急復旧に、迅速に対応するため、必要な人材、装備・資機材等の確保、整備に努める。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。

1. 資機材等の備蓄及び技術者等の把握

燃料、発電機、建設機械等の装備・資機材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により資機材・技術者等の確保体制の整備に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

また、大規模事故災害に対応するため、消火薬剤等の備蓄に努める。

その他、町、府及び近畿地方整備局は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

2. 資機材等の点検

備蓄、保有する装備・資機材は、随時点検並びに補充交換を行い、保全に万全を期する。

3. データの保全

戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係書類並びに応急復旧に必要な測量図等、各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期するよう努める。

第4 防災訓練の実施

地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、避難行動要支援者や女性の参画を含め多くの住民の参画を得た各種災害に関する訓練を民間事業者等と連携しながら実施する。実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。

また、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

1. 総合防災訓練の実施

関係機関及び自主防災組織等住民の協力を得て、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送、緊急地震速報対応等の訓練を有機的に連携させた総合的な訓練を計画、実施する。

その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、被害が広域にわたる災害も想定し、近隣市町と合同による広域的な訓練も取り入れ、防災訓練の充実を図る。

2. 防災訓練の充実化

総合防災訓練とは別に、水防、消防、避難誘導、通信連絡等に関する個別訓練の計画、実施に努め、防災訓練の充実化に努める。

第5 広域防災体制の整備

町、泉州南消防組合及び関係機関は、平常時から、大規模災害をも視野に入れ、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意しながら、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

1. 相互応援体制の整備

町は、大規模災害発生に備え、広域的な相互応援体制の整備を推進する。

2. 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備

町は、国内で発生した地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため設置されている「緊急消防援助隊」との連携、受入れ体制の整備を推進する。

3. その他の防災関係機関の広域防災体制の整備

その他の防災関係機関は、大規模災害に対応するため、広域的な防災体制の整備を推進する。

第6 人材の育成

町、府、泉州南消防組合及び関係機関は、各々の防災体制の強化と併せて、災害対応力の向上を図るため、幹部を含めた職員への防災教育を充実するとともに、第一線で活動する職員及び消防団員等の専門教育を強化する。

また、町は、府と国と連携して実施する研修等に、町長及び幹部職員は積極的に参加し、町の災害対応能力の向上に努める。

1. 職員に対する防災教育

災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、職員に対し防災教育を実施する。

(1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施
- イ 見学、現地調査等の実施
- ウ 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアル等の更新、周知

(2) 教育の内容

- ア 地域防災計画及びこれに伴う各防災機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 気象、水象、地象その他災害発生原因及び放射性物質・放射線についての知識並びに災害の種別ごとの特性
- エ 過去の主な被害事例
- オ 防災知識と技術（環境放射線モニタリングの実施方法、放射線関連機器及び緊急時医療などに関することを含む。）
- カ 防災関係法令の適用
- キ その他必要な事項

第7 防災に関する調査研究の推進

町及び関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因被害想定及び防災体制等についての調査研究に努める。また、情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSなど、ICTの防災施策への積極的な活用に努める。

第8 自衛隊の災害派遣に対する連携体制の整備

町は、大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化や派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制を整備する。

第9 自治体被災による行政機能の低下等への対策

南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震等の大規模地震が発生した場合、庁舎（建物・ライフライン等）や職員等も甚大な被害を受けることが想定されるが、そのような状況に陥った場合でも、災害応急対策業務に万全を尽くすとともに、住民生活に直結する業務等について、できる限り継続的に実施することが必要であるとともに、やむを得ず中断を余儀なくされた場合においても速やかに復旧することが求められる。

町は、こうした大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることを視野に入れて、必要な体制の整備に努める。

1. 業務継続計画（BCP）の策定・運用

町は、次の通り業務継続を図るとともに、田尻町職員災害時業務マニュアル〔田尻町災害時業務継続計画〕を適切に運用する。

- (1) 大規模地震での被害を最小限にとどめるため、地域防災計画に定められた災害応急対策業務に万全を尽くす。
- (2) 行政機能が一部停止することによる町民の生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、首長不在時の明確な代行順位、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、自ら保有するコンピューターシステムや重要な行政データのバックアップ対策を講じるとともに、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。
- (3) 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務（非常時優先業務）の整理を行うとともに、その業務の継続を図るため、早期参集等により必要な要員を確保するとともに、執務室をはじめ、電気・水・食料や災害時にもつながりやすい多様な通信手段等にかかる業務資源の確保に努める。
- (4) 定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

2. 体制整備

- (1) 被災者支援システムの運用
被災者支援システムの適切な運用等に努める。
- (2) 業務継続体制の整備
BCP（業務継続計画）の作成・運用に努め、自らの業務継続のための体制整備を行う。
- (3) 相互応援体制の強化
相互応援協定の締結など、府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。

3. 応援・受援体制の整備

町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に府や他の自治体等から応援を受けるこ

とができるよう、応援・受援計画の策定に努めるものとし、応援・受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。また、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(1) 応援・受援 計画の目的

大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に府や他の自治体等、多方面からの支援を最大限活かすことを目的とし、支援を要する業務や受入れ体制などを定め、計画として取りまとめた受援計画の策定に努める。

また、計画の作成にあたり府の支援を受けるものとする。

(2) 計画に定める 主な内容

- ア 組織体制の整備
- イ 他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受入れ
- ウ 人的応援に係る担当部局との調整
- エ 災害ボランティアの受入れ
- オ 人的支援等の提供の調整
- カ 全国の自治体 等に対する物的応援の要請・受入れ
- キ 人的・物的資源の管理 及び活用

第10 事業者、ボランティアとの連携

町は、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ民間事業者との協定の締結を推進し、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的に災害応急対策等が行えるよう努めるとともに、協定締結等の連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。また、町は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。

さらに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネート、防災協定の締結等に努める。

第2節 情報収集伝達体制の整備

方針

町、府、泉州南消防組合及び関係機関は、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、大規模停電時も含めた平常時から情報収集伝達体制の確立に努めるものとする。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象予警報等の伝達体制の整備に努める。

計画

第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備

町、府、泉州南消防組合及び関係機関は、無線通信網の多重化対策、施設整備の耐震化対策及び停電対策を一層強化するとともに、相互に連携して防災情報システムの構築を図る。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

さらに、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所や津波や洪水による浸水のない階層への設置やかさ上げ等を図る。

町は、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を推進するとともに、インターネット配信や携帯電話の活用も含め、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。

1. 防災情報システムの充実

町は、災害対応の初動期における情報収集・伝達機能を強化するため、府とともに防災情報充実強化事業を実施し、同事業により実現するシステムを活用して以下の機能の実現を図る。

- (1) インターネットを利用した防災情報の収集及び伝達（防災ポータルサイトの設置など）
- (2) 携帯メールや緊急速報メールを利用した情報の収集伝達と職員の参集
- (3) 高所カメラ等を利用した情報空白期における情報収集
- (4) Lアラート（災害情報共有システム）等を利用したデータ放送への防災情報の伝達
- (5) ネットワークを活用した被災者支援システム等被災時の業務支援・情報共有

2. 無線通信施設の充実強化

町は、災害時の応急活動にかかる情報通信の重要性に鑑み、防災行政無線（移動系・同報系）の整備充実、消防無線のデジタル化整備、その他MC A無線、衛星電話、緊急速報メールなど様々なシステムを利用した住民への情報伝達体制の充実強化、衛星通信等により、住民との情報連絡体制の確保に努める。

第2 情報収集伝達体制の強化

町及び関係機関は、被害情報の収集体制の整備、関係機関との相互連携、伝達窓口の明確化に努めるとともに、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、Lアラート（災害情報共有システム）、かんさい生活情報ネットワーク、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のウェブページやメール、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた多様かつ多重な伝達手段の確保を図るとともに、職員の情報分析力の向上を図る。また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。また、24時間情報収集伝達可能な体制とするなど、情報収集伝達体制の強化に努める。

第3 災害広報体制の整備

町及び関係機関は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、あらかじめその体制及び施設設備の整備に努めるとともに、府及び国と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。

1. 広報体制の整備

(1) 災害広報担当者

災害広報担当者により、災害時の情報の一元化を図る。

(2) 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理

(3) 広報文案の事前準備

- ア 地震情報（震度、震源、地震活動等）・津波・余震・気象・海象・水位・放射線量等の状況
- イ 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ
- ウ 出火防止、初期消火の呼びかけ
- エ 要配慮者への支援の呼びかけ
- オ 災害応急活動の窓口及び実施状況
- カ 災害発生直後（時間外）における職員等の確保
- キ 要配慮者に対する避難等、具体的な呼びかけ
- ク 広報車、防災行政無線等の運用体制

(4) 要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保

(5) 交通路の寸断、電気等のライフライン及び各種通信手段が途絶えた場合の広報手段

2. 報道機関との連携協力

放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関と連携協力した広報体制の整備に努める。

3. 災害時の広聴体制の整備

町、府及びライフライン事業者は、住民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、相談窓口などの体制を整備する。

4. 停電時の住民への情報提供

府、市町村及び電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

5. 居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供

居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

第3節 消火・救助・救急体制の整備

方針

町及び泉州南消防組合は、被害を最小限にとどめるため、消火・救助・救急体制の一層の充実に努める。また、大規模災害又は特殊災害に対応するため、府及び国と連携し、高度な技術及び資機材を有する救助隊の整備を推進する。さらに、消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、事業者等との協力を努める。

なお、町及び府は、警察官、消防職員、消防団及び自主防災組織等の防災対応や避難誘導等に当たる者の危険を回避するため、防災対応等に係る行動ルールや退避基準を定めるとともに、それに基づく訓練及び検証を行い、必要に応じ行動ルール等の見直しを行うこととする。

計画

第1 消火・救助・救急体制の整備

1. 消防力の充実

(1) 消防施設等の充実（町及び泉州南消防組合）

「消防力の整備指針」（平成12年1月20日 消防庁告示第1号）に基づき消防署を配置し、消防車両などの消防施設や通信機能の強化を図るための消防設備及び救助、救急の各種資機材の整備など、総合的消防力の充実に努める。

(2) 消防水利の確保（町）

ア 「消防水利の基準」（昭和39年12月10日 消防庁告示第7号）に基づき、消火栓及び耐震性防火水槽等を設置する。

イ 海、河川、ため池、農業用水路などの自然水利やプールの活用等、地域の実情に応じて、消防水利の多様化を図る。

ウ 消防水利を有効に活用するための消防施設・設備の充実に努める。

(3) 活動体制の整備（町及び泉州南消防組合）

迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの整備に努める。

(4) 消防団の活性化（町及び泉州南消防組合）

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、町及び泉州南消防組合は協力して、組織の活性化に努め、活動強化を図る。

ア 体制整備

人口減少社会を迎える中、地域コミュニティの希薄化により地域のリーダーとなる担い手不足が懸念されることから、若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、事業所の従業員に対する入団促進などにより、組織強化に努める。

イ 消防施設、装備の強化

消防団詰め所やポンプ器具庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・無線機などの防災資機材、ライフジャケット等の安全確保用装備の充実強化を図る。

ウ 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るとともに、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等を徹底するため、教育訓練を実施する。

エ 津波発災時の消防団員の安全確保対策

津波発生が予想される場合の消防団の活動・安全管理マニュアルを整備し、行動ルールや退避ルールの確立等、津波発災時の消防団員の活動を明確化する。また、訓練及び検証を行い、必要に応じ、行動ルール等の見直しを行う。

オ 自主防災組織との連携強化

消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。また、自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担えるよう、必要な対策に努める。

2. 広域消防応援体制の整備

町及び泉州南消防組合は、地震等大規模災害の発生に備え、相互応援協定等に基づく受入れ体制の整備に努める。

3. 消防・救急無線の整備・拡充

泉州南消防組合は、消防・救急活動における情報取扱いの一層の適正化及び通信の更なる高度化に努める。

第2 連携体制の整備

町は、府、泉佐野警察署、泉州南消防組合、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）、自衛隊と相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

第4節 災害時医療体制の整備

方針

町及び府は、災害時の医療救護活動が迅速かつ連続して適切に行えるよう、医療関係機関と連携しながら災害時医療体制を整備するものとする。

府は、医療の応援について近隣府県間における協定の締結を促進する等、医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、関西広域連合とも連携し、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）及び災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練の実施、関西広域連合管内のドクターヘリによる災害時の機動的かつ効果的な運航体制の構築、ドクターヘリ運航要領に定める災害時の運用、複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

また、大規模災害発生時において医療救護活動等が中長期にわたることも見据え、主に急性期医療を担う災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担う医療救護班への円滑な移行等を図るため、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）も参加する訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努めるとともに、被災地域外からの医療救護班の受入れや派遣についてのコーディネート機能の整備等に努める。さらに、他府県が被災した場合に、被災地域への医療救護班の派遣や患者の受入れについても支援に努める。

計画

第1 災害医療の基本的考え方

災害時医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。

この際、死亡者を一人でも少なくすることを目標に、状況に応じて被災地域の内外を問わず、以下の点に留意し全ての医療機関が救命医療を最優先とした最大限の活動を実施する。

また、大規模災害時には、刻々と変化する現地医療ニーズを的確に把握・分析の上、必要な医療救護班を組織し派遣するなど、中長期にわたる医療救護活動を実施する。

1. 現地医療活動

患者がまず最初に受ける応急手当あるいは一次医療を、医療救護班等が「救護所」において実施する。

(1) 救護所及び現地医療活動の分類

次の2種類の救護所及び活動に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。

ア 応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所（応急救護所）で、主に搬送前の応急処置やトリアージ等を行う。

イ 医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から必要と認められる期間、避難所等に併設される救護所（医療救護所）で、主に軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

(2) 考え方

- ア 医療機関を、できるだけ「救護所」と位置づけ、医療救護・物資の供給を行う。
- イ 災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を生かした医療救護を行う。

2. 後方医療活動

救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた（被災地内と被災地外を含め）全ての医療機関で実施する。

- (1) 災害が甚大であればあるほど、医療機関は後方医療活動を優先し活動する。
- (2) 被災地域内で対応困難な重症患者は、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機など航空機等によりできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。
- (3) 特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、可能な限り多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。
- (4) 医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度にあった適切な患者の搬送・受け入れを行う。

第2 医療情報の収集伝達体制の整備

町は、府及び医療関係機関と相互に連携して、災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

1. 広域災害・救急医療情報システムの活用

町及び関係機関は、災害時の医療情報が迅速かつ的確に把握できるよう、広域災害・救急医療情報システム（大阪府医療機関情報システム（EMIS））を活用した情報収集体制を推進するため、府が定期的に行う入力操作等の研修や訓練に参加する。

また、町、府及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、衛星携帯電話などの非常用通信手段の確保に努める。

2. 連絡体制の整備

- (1) 災害時の連絡・調整窓口を設置し、情報内容、情報収集提供方策・役割分担等を別途定める。
- (2) 情報収集伝達手段が麻痺した場合にも災害に関する保健医療情報が収集できるように災害医療情報連絡員を指名する。

3. その他

- (1) 医療機関及び医療救護班との情報連絡手段を確保する。
- (2) 各医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。

第3 現地医療体制の整備

町は、府及び医療機関と連携して救護所において応急処置などを行う現地医療体制を整備する。

1. 医療救護班の種類と構成

災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病に対応できるよう、診療科目・職種別に医療救護班を構成する。

(1) 緊急医療班

災害発生直後に災害拠点病院等が派遣する救急医療従事者で医療救護班を編成し、被害状況を早期に把握するとともに、救護所等で主に現場救急活動を行う。

緊急医療班の中には、災害の急性期に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT）を含むものとする。

(2) 診療科別医療班

外科系、内科系、小児科、精神科及びその他の診療科別の医療従事者で構成する医療班を構成し、救護所等で主に臨時診療活動を行う。ただし、各医療班は必要に応じて専門外の診療にも対応することとする。

(3) 歯科医療班

歯科医療従事者で構成し、救護所等で活動する。

(4) 薬剤師班

薬剤師で構成し、救護所、災害拠点病院及び広域防災拠点などで活動する。

2. 医療救護班の編成基準

町は、災害の状況に応じた医療救護班の編成を検討する。

3. 救護所の設置

町は、町内の医療機関をできるだけ救護所として位置づけるとともに、あらかじめ指定した避難所においても必要に応じて救護所を設置する。

4. 医療救護班の受け入れ及び配置調整

医療救護班の受け入れや救護所への配置については、町が窓口となり調整を行うが、町単独では十分対応できない場合は、保健所保健医療調整本部と医療救護班の派遣調整を行う。

第4 後方医療体制の整備

1. 災害医療機関の整備

町は、患者の受け入れ及び災害拠点病院等と連携した患者受け入れに係る地域の医療機関間の調整等を行うため、町内に医療救護活動の拠点となる施設を整備するとともに、府が後方医療体制の充実を図ることを目的として整備する各災害医療機関との連携体制を図る。

(1) 災害拠点病院

ア 基幹災害拠点病院

地域災害拠点病院と同様の機能に加え、災害医療に関して府の中心的な役割を果たす医療機関

イ 地域災害拠点病院

重傷患者の救命医療を行うために高度な診療機能を有するとともに、医薬品及び医療用資器材の備蓄機能、医療救護班の受入れ機能、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣機能、広域患者搬送への対応機能を有する医療機関

(2) 特定診療災害医療センター

循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療及び精神疾患など特定の疾病は専門医療を必要とすることから、その対策拠点としての医療機関

(3) 町災害医療センター

町の医療救護活動の拠点となる施設

(4) 災害医療協力病院

災害拠点病院、町災害医療センター等と協力し、患者の受け入れを行う救急告示病院等の医療機関

2. 病院災害対策マニュアルの作成

全ての医療機関は、防災体制や災害発生時の応急対応策などを盛り込んだ病院災害対策マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

第5 医薬品等の確保体制の整備

町は、府とともに、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資器材、輸血用血液等の確保体制の整備に努める。

第6 患者等搬送体制の確立

町及び泉州南消防組合は、府と協力し、災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・空路・水路を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

1. 患者搬送

町は、泉州南消防組合及び府と協力して、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、大阪府救急医療情報システム（EMIS）の受け入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

2. 医療救護班の搬送

町は、府及び医療関係機関と協力して、救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

3. 医薬品等物資の輸送

医薬品等の受け入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

第7 個別疾病対策

町は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、府、特定診療災害医療センター及び各専門医会等関係団体と協力して、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法などの整備に努める。

第8 関係機関協力体制の確立

町は、府とともに泉佐野保健所健康危機管理関係機関連絡会議を活用し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施など、地域の実情に応じた災害時医療体制を構築する。

第9 医療関係者に対する訓練等の実施

各医療機関は、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。

また、町は、府及び災害医療機関等と協力して、地域の防災関係機関と共同の災害医療訓練を実施する。

第5節 緊急輸送体制の整備

方針

町及び関係機関は、災害発生時に救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため緊急輸送体制の整備に努めるとともに、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

計画

第1 陸上輸送体制の整備

1. 緊急交通路の選定

(1) 広域緊急交通路（府選定）

ア 府県間を連絡する主要な道路

イ 府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上・海上・航空輸送基地などを連絡する主要な道路

ウ 各府民センタービル、町の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要な道路

エ 津波による沿岸部の被災を考慮した、内陸部から沿岸部への楯の歯型のアクセス道

(2) 地域緊急交通路（町選定）

広域緊急交通路と災害時用臨時ヘリポート、田尻町災害医療センター、災害医療協力病院、避難所などを連絡する道路

2. 地域緊急交通路の整備

町は、あらかじめ選定された緊急交通路を整備するとともに、多重性、代替性を確保するように、効率的な緊急輸送ネットワークの整備に努める。特に、緊急交通路のうち計画幅員を確保できていない未整備路線、区間については、関係機関との連携及び関係者との協力体制を構築し、早期整備に努める。

3. 震災時の応急点検体制等の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

4. 広域緊急交通路の周知

府及び泉佐野警察署は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から住民へ広域緊急交通路の周知に努める。

5. 地域緊急交通路の周知

町及び泉佐野警察署は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時か

ら住民へ地域緊急交通路の周知に努める。

6. 緊急通行車両の事前届出

町は、緊急通行車両として使用する計画のある車両について「緊急通行車両事前届出」を行い、災害時における緊急輸送体制の整備を図る。

7. 重要物流道路の指定等

国土交通大臣は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、府及び道路管理者と協議のうえ、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。

第2 航空輸送体制の整備

町は、府等から航空輸送の応援を受入れるため、災害時用臨時ヘリポートを選定する。また変更等が生じた場合は、その都度、府に報告する。また、災害時に他府県等（自衛隊・警察・消防等）からのヘリコプターによる迅速且つ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等へのヘリサインの管理に努める。

第3 水上輸送体制の整備

大量の人員、物資の輸送が可能な輸送手段として水上輸送を活用するため、漁港管理者、河川管理者は、必要な施設の整備に努める。

第4 輸送基地の確保

町は、府指定の輸送基地等から緊急物資等の受け入れ、集積、積替え、配送等を行う輸送基地の確保に努める。なお、災害時に輸送基地から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、適切な輸送基地を選定するよう努める。

第5 輸送手段の確保体制

町及び関係機関は、陸上輸送などによる人員、物資の輸送手段を確保するための体制や震災時における運用の手順を整備する。

1. 車両の把握

緊急時において確保できる車両などの配備や運用をあらかじめ計画する。

2. 調達体制の整備

災害応急対策に使用する車両で、民間事業者等から調達する必要があるものについては、あらかじめ輸送協定を締結し「緊急通行車両等事前届出」を行う。

第6 交通規制資機材の整備

道路管理者は、災害時における道路施設の破損・欠壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な資機材を整備する。

第6節 避難受入れ体制の整備

方針

町及び関係機関は、災害から住民を安全に避難させるため、避難場所、避難路、避難所をあらかじめ指定し、住民に周知するなどの体制の整備に努めるものとする。

さらに、建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制等の整備、応急仮設住宅等の事前準備及び土砂災害から住民を守るための斜面判定制度の活用を推進する。

計画

第1 避難場所、避難路の指定

町は、避難場所及び避難路を指定し、日頃から住民に対し周知に努める。

指定緊急避難場所については、災害種別に応じて被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波や洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定することとする。

なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

1. 火災時の避難場所及び避難路の指定（町）

(1) 一時避難場所

火災発生時に住民が一時的に避難できる場所を一時避難場所として指定する。

(2) 広域避難場所

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から住民の安全を確保できる場所を、府の被害想定（広域避難場所必要有効面積）に準じ、広域避難場所として指定する。

ア 想定される避難者1人当り概ね1m²以上の避難有効面積を確保できること

イ 延焼火災に対し有効な遮断ができる概ね10ha以上の空地

ただし、10ha未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難場所として選定できる。

ウ 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（ア又はイに該当するものを除く。）

(3) 避難路

広域避難場所に通じる避難路をあらかじめ避難路として指定するよう努める。

ア 原則として幅員が16m以上の道路（但し、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員10m以上の道路）及び10m以上の緑道を選定するが、本町の実情に応じて、町道等上記基準を満たさない道路についても必要であると認められる場合は、避難路として選定するものとする。

また、地域緊急交通路と重複している区間については、緊急輸送活動等に支障をきたさぬよう、避難誘導を行う。

イ 落下物、倒壊物による危険など避難の障害のおそれが少ないこと。

ウ 消防水利の確保が比較的容易なこと。

2. その他の一時避難場所及び避難路の指定（町）

津波、浸水等に備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な一時避難場所、避難路を指定する。避難場所・避難路の指定にあたり、町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

あわせて、府と連携して、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努める。なお、避難場所標識等については、案内図記号（J I S Z 8210）の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（J I S Z 9098）」を用いる。

(1) 避難場所

避難者1人当たり概ね1㎡以上を確保できる安全な空地

(2) 避難路

避難場所またはこれに準ずる安全な場所に通じる幅員3m以上の安全な道路及び緑道

第2 避難場所、避難路の周知

町は、一時避難場所、広域避難場所及び避難路の指定にあたり、府内共通の図記号等を利用したわかりやすい案内板等を設置するよう努める。

また、指定した一時避難場所、広域避難場所及び避難路については、ハザードマップ等を活用し、住民への周知に努める。

なお、ヘリポートに指定されている避難場所においては、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める。

また、町は、近畿地方測量部が行う、発災時の避難誘導や応急活動を支援するための、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路や災害時の拠点となる公共施設、指定緊急避難場所等を反映した地理空間情報の整備、公開に協力する。

第3 避難場所、避難路の安全性の向上

町は、関係機関と協力し、一時避難場所、広域避難場所及び避難路を、要配慮者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上に努める。

1. 一時避難場所

- (1) 避難場所標識等による住民への周知
- (2) 周辺の緑化の促進
- (3) 複数の進入口の整備

2. 広域避難場所

- (1) 避難場所標識の設置
- (2) 非常電源付きの照明設備・放送施設の整備と検討
- (3) 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (4) 複数の進入口の整備

3. 避難路

- (1) 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (2) 落下・倒壊物対策の推進
- (3) 誘導標識、誘導灯の設置
- (4) 幅員拡幅、段差解消、誘導ブロックの設置等

第4 指定避難所等の指定、整備

町は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失、放射性物質及び放射線の放出により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる指定避難所を指定する。

また、避難者等の発生規模と避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、府と連携し、公的施設や民間施設の避難所としての利用拡大、応急住宅としての空き家・空き室の活用、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保に努める。

1. 指定避難所の指定

指定避難所は、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、浸水対策、非常用電源の確保、備蓄倉庫の整備等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努めるものとし、具体的には次のとおりとする。

- (1) 公民館、学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等を配慮し、その管理者の同意を得たうえで被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。
- (2) 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定することとす

る。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。このことについて、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

- (3) 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者との調整を図る。
- (4) 必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明、空調、非常用電源等の設備の整備に努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災部局と保健医療部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。
さらに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るとともに、通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
- (5) 放射性物質及び放射線の放出により避難等が必要となる事態に備えて、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、コンクリート屋内退避体制の整備を図る。
- (6) 指定避難所以外の施設においても、新築または改修時に避難所として可能な限り受入れができる施設となるよう、指定避難所の機能、設備に準ずる環境整備に努める。

2. 要配慮者に配慮した避難施設・設備の整備・確保

人口減少社会を迎える中、要配慮者となる高齢者の増加、支援者となる若年者の減少が懸念されることから、町は、要配慮者が利用しやすいよう、指定避難所に指定された要配慮者が利用しやすいように、指定避難所に指定された施設のバリアフリー化に努めるなど、次の基準により施設の福祉的整備を推進する。施設のバリアフリー化に努めるなど、次の基準により施設の福祉的整備を図る。また、要配慮者を保護するために、二次的避難所として福祉避難所の指定を進める。また、福祉関係者等の協力も得ながら、指定避難所における介護や医療的ケアなどの支援活動を充実させるため、府と連携し必要な人員の確保に努める。

- (1) 人数の避難に供する施設の管理者は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、大阪府福祉のまちづくり条例、その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づくとともに、障害者等が落ち着ける環境を工夫することや、障害者特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえること、歩行が困難な障害者等の通路を確保すること等、さまざまな対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。
- (2) 施設内に福祉仕様の便所を設置するよう努める。
- (3) 避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受け取り、簡易トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。

(4) 必要な日常生活用具等、備品の整備に努める。

3. 福祉避難所の指定

要配慮者を保護するため、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。また、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、福祉避難所として指定するとともに、福祉避難所の役割について住民に周知する。

4. 指定避難所の運営管理体制の整備

府が示した「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて、「避難所運営マニュアル」を作成するなど、避難所の運営管理体制を整備するとともに、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。その際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

- (1) 避難所の管理者不在時の開設体制
- (2) 避難所を管理するための町職員の派遣
- (3) 災害対策本部との連絡体制
- (4) 自主防災組織、施設管理者との協力体制

第5 避難者の受入

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

第6 避難勧告等の事前準備

町は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。

1. 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成

- (1) 町は、町域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」（平成29年1月）を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成する。
- (2) 町は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂する。
- (3) 町は、大型台風による高潮や南海トラフ巨大地震による津波の被害想定を踏まえ、高

潮、津波に対する「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成する。

- (4) 町は府の技術的専門的な助言等の支援を受けながら、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成に努める。

2. 住民への周知・意識啓発

- (1) 町及び府は、避難勧告や避難指示（緊急）、災害発生情報が発令された際、既に周囲で水害や土砂災害が発生している等、遠方の指定避難所等への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと住民自身で判断した場合には、近隣のより安全な建物等の緊急的な退避場所への避難や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとることも避難行動とすることを住民へ平時から周知しておく。
- (2) 町は、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

■避難勧告等により立退き避難が必要な住民等に求める行動

警戒レベル	住民等がとるべき行動	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)
警戒レベル1	<ul style="list-style-type: none"> 防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。 	早期注意情報(警報級の可能性) (気象庁が発表)	
警戒レベル2	<ul style="list-style-type: none"> ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。 	大雨注意報・洪水注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫注意情報 洪水警報の危険度分布(注意) 土砂災害に関するメッシュ情報(注意)
警戒レベル3	高齢者等避難 <ul style="list-style-type: none"> 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。 	避難準備・高齢者等避難開始 (市町村が発令)	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫警戒情報 洪水警報 洪水警報の危険度分布(警戒) 大雨警報(土砂災害) 土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)
警戒レベル4	全員避難 <ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 ＜市町村から避難指示(緊急)が発令された場合＞ ○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 避難指示(緊急)は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。 	避難勧告、避難指示(緊急) (市町村が発令)	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険情報 洪水警報の危険度分布(非常に危険) 土砂災害警戒情報 土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) 土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)※1
警戒レベル5	災害発生 <ul style="list-style-type: none"> 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。 	災害発生情報(市町村が発令)	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫発生情報 (大雨特別警報(浸水害)) ※2 (大雨特別警報(土砂災害)) ※2

- 注1 津波災害は、危険区域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示（緊急）」のみ発令する。
- 注2 市町村は、住民に対して避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。
- 注3 市町村が発令する避難勧告等は、市町村が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。
- 注4 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）、府が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。
- 注5 ※1 土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）については、現行では避難指示（緊急）の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討する。
- 注6 ※2 の大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報〔洪水〕や警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕として運用する。ただし、市町村長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。

第7 避難誘導體制の整備

1. 町

- (1) 地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努める。また、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、地区会などの地域住民組織や民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア等と連携した体制づくりを図る。
- (2) 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始といった避難準備情報等について、河川管理者、水防管理者、気象庁等の協力を得つつ、洪水、津波、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。
特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難するよう、住民・事業者の意識啓発に努める。
- (3) 発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また防災訓練やハザードマップを活用し、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるとともに、周知にあたっては要配慮者に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川公図との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

2. 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるための体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めることとする。また、町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設との連絡・連携体制の構築を行う。

3. 不特定多数の者が利用する施設の管理者

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、その際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

第8 広域避難体制の整備

町及び府は、円滑な広域避難が可能となるよう、他の自治体、旅館やホテル等その他民間事業所等との広域一時滞在に係る応援協定締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

第9 応急危険度判定体制の整備

町及び府は、住民の安全確保を図るため、建築関係団体と協力し、地震により被災した建築物等の危険度を判定するための体制を整備する。

1. 被災建築物応急危険度判定体制の整備

(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

府及び建築関係団体等との連携により、応急危険度判定講習会を開催し、応急危険度判定士の養成・登録の推進に努める。

(2) 実施体制の整備

町は、判定主体として資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士受入れ体制の整備など実施体制の整備を図る。

(3) 被災建築物応急危険度判定制度の普及啓発

府及び建築関係団体と協力し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

2. 被災宅地危険度判定体制の整備

(1) 被災宅地危険度判定士の養成、登録

府及び建築関係団体等との連携により、被災宅地危険度判定士の養成・登録の推進に努める。

(2) 実施主体の整備

町は、被災宅地危険度判定士受入れ態勢の整備など、実施体制の整備を図る。

第10 応急仮設住宅等の事前準備

1. 応急仮設住宅

応急仮設住宅の建設について、府から委託された場合、町において実施する。

町は、公共空地の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。

また、災害時における被災者用の住居として利用可能な公共住宅や民間住宅の空き家等の把握に努め、災害時にあっせんできる体制の整備に努める。

なお、応急仮設住宅の建設に関しては、関連業者と災害時における必要戸数の供給等について事前に協議を行うとともに、要配慮者に配慮した住宅の仕様について検討する。

第11 斜面判定制度の普及啓発

町は、府及び大阪府砂防ボランティア協会等と連携し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

第12 罹災証明書の発行体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、府が実施する家屋被害認定担当者向けの研修への参加等による、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行業務のシステム化、住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努め、災害時の家屋被害認定の迅速化を図る。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

さらに、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第7節 緊急物資確保体制の整備

方針

町、府及び関係機関は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を迅速かつ効率的に供給するため、その確保体制を整備する。

また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄する。また、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

計画

第1 給水体制の整備

1. 給水体制の整備

町、府及び府内水道（用水供給）事業者は、相互に協力して発災後3日間は1日1人当たり3リットルの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。

- (1) 給水拠点の整備（浄水池・配水池容量の増強、緊急遮断弁及び自家発電設備を有するポンプ設備〔拠点給水設備〕、給水栓付き空気弁〔あんしん給水栓〕、飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備等）
- (2) 給水車等の配備、給水用資機材の備蓄、陸路・海路による調達及びその情報交換等の体制の整備
- (3) ボトル水・缶詰水の備蓄
- (4) 応急給水マニュアルの整備
- (5) 相互応援体制の整備

迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために大阪府水道災害調整本部を設置し、関係機関と連携した体制を整備する。

2. 井戸水による生活用水の確保

町は、府と連携して災害時における家庭用などの井戸水の有効活用を図るため、災害時協力井戸の登録を推進するなど、生活用水の確保を図る。

第2 食料・生活必需品の確保

町及び府は、相互に協力し、食糧・生活必需品の確保に努める。

また、町で行う備蓄については限度があることから、災害時に速やかに物資が調達できるよう、食糧、燃料等、物資の供給協力に関する協定を整備する等、不足分に対しても早

急に確保できる体制を確保するよう努める。

1. 重要物資の備蓄

災害発生直後、特に重要な物資について、大阪府地震被害想定避難所生活者数に基づき算出された備蓄目標量の確保に努める。数量算出では、直下型地震（中央構造線断層帯地震）の場合に1日分、南海トラフ巨大地震の場合に3日分の備蓄が必要であると考え算出を行い、数量が多くなる方を備蓄必要数量とする。

（1）食糧

町及び府は、避難所生活者数（南海トラフ巨大地震）の3日間3食分を分担して備蓄する。

ア. 高齢者用食

町及び府は、高齢者の避難所生活者数（南海トラフ巨大地震）の3日間3食分を分担して備蓄する。

イ. 育児用調整粉乳・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）

町及び府は、乳児の避難所生活者数（南海トラフ巨大地震）の3日分を分担して備蓄する。

ウ. ほ乳瓶

町は、乳児の避難所生活者数（直下型地震）の必要分を備蓄する。府は、予備分を備蓄する。

エ. 毛布（保温用資材）

町及び府は、避難所生活者数（直下型地震）1人あたりに2枚を分担して備蓄する。

使用した毛布については、クリーニングし、圧縮パック処理を施した上で、可能な限り備蓄品として活用する。

オ. 乳児・小児用おむつ

町及び府は、乳児及び小児の避難所生活者数（南海トラフ巨大地震）の3日分を分担して備蓄する。

カ. 大人用おむつ

町及び府は、避難所生活者数（南海トラフ巨大地震）のうち必要者の3日分を分担して備蓄する。

キ. 生理用品

町及び府は、女性の避難所生活者数（南海トラフ巨大地震）のうち必要者の3日分を分担して備蓄する。

ク. 簡易トイレ

避難所生活者数（直下型地震）100人に1基の備蓄を、町はボックス型（便器型等）、府は調達含め組立て式で分担して備蓄する。

ケ. トイレットペーパー

町及び府は、避難所生活者数（南海トラフ巨大地震）の3日分を分担して備蓄する。

コ. マスク

町及び府は、避難所生活者数（南海トラフ巨大地震）のうち必要者の3日分を分担して備蓄する。

2. その他の物資の確保

下記については、流通備蓄等により確保体制の整備に努める。

- (1) 精米、即席麺などの主食
- (2) ボトル水・缶詰水等の飲料水
- (3) 野菜、漬物、菓子類などの副食
- (4) 被服（肌着等）
- (5) 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）
- (6) 光熱用品（LPガス、LPガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
- (7) 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等）
- (8) 医薬品等（常備薬、救急セット、消毒液）
- (9) ブルーシート、土のう袋
- (10) 仮設風呂・仮設シャワー
- (11) 段ボールベッド、間仕切り、パーテーション等
- (12) 要配慮者用介護機器、補装具、日常生活用具等（車いす、トイレ、視覚障害者用つえ、補聴器、点字器等）
- (13) 棺桶、遺体袋 など

4. 備蓄・供給体制の整備

危険分散を図り、また、速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄などの体制整備に努めるとともに、民間事業者との協定等による物資の確保に努める。

- (1) できる限り指定避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保
- (2) 備蓄物資の点検及び更新
- (3) 定期的な流通在庫量の調査の実施
- (4) 供給体制の整備（共同備蓄や相互融通含む。）
- (5) 民間事業者との連携
- (6) 物資拠点から各避難所への物資の配送及び支給体制の整備
- (7) 平時からの訓練等を通じた物資の備蓄状況や輸送手段の確認

5. 住民による備蓄の推進

迅速な緊急物資の供給が困難な場合を想定し、住民自らが約1週間分の備蓄品（飲料水・食料・生活用品等）を備えるよう周知を図る。

第8節 ライフライン確保体制の整備

方 針

町及びライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努めるものとする。

計 画

第1 水道・工業用水道（大阪広域水道企業団）

災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1. 応急復旧体制の強化

- (1) 管路の多重化等によりバックアップ機能を強化する。
- (2) 関係機関との協力体制を整備する。
- (3) 応急復旧マニュアル等を整備する。
- (4) 管路図等の管理体制を整備する。
- (5) 施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための情報通信システムを整備する。

2. 災害対策用資機材の整備、点検

応急復旧用資機材の備蓄及びその情報交換並びに調達体制の確保、整備を行う。

3. 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4. 相互応援体制の整備

水道においては、迅速な復旧活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、府に協力し大阪府水道災害調整本部を設置し、関係機関と連携した体制を整備する。

第2 下水道（町、府）

災害時における被害の拡大防止、衛生的な生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1. 応急復旧体制の強化

被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を把握するとともに施設管理図書を複数箇所に保存・整備する。

2. 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害時必要な復旧用資機材を把握し、調達、備蓄により確保する。
- (2) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

3. 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4. 協力応援体制の整備

- (1) 施設の点検、復旧要員の確保を図るため、府及び市町村間の協力応援体制を整備する。
- (2) 大阪府と協力して「下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合せ」に基づく、近畿2府7県の支援体制の整備をはじめ、国・他の地方公共団体等との相互支援要請体制を推進する。

第3 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1. 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備・強化に努める。
- (2) 災害対策組織をあらかじめ定めておく。また、災害により拠点が被災した場合の災害対策活動拠点についてもあらかじめ定めておく。
- (3) 対策要員の動員体制を整備する。
- (4) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。
- (5) 平時から地方防災会議への参加により災害時の情報提供、収集など相互連携体制を整備しておく。
- (6) 防災関係機関との連携強化により平時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡体制の確立、相互協力を行う。

2. 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
- (2) 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
- (3) 災害対策車両（発電機車等）の配備増強を進める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。
- (5) 衛星携帯電話の配備など情報通信手段の多様化を図る。

3. 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、最大クラスの災害である南海トラフ巨大地震も想定した各種訓練を計画的に実施する。

- (1) 社員の安全を確保するために地震、津波の襲来を想定した避難訓練、情報連絡訓練を実施する。

- (2) 応急復旧技能を維持するために設備復旧訓練を実施する。
- (3) 迅速、確実な情報連携や的確な意思決定に基づく行動ならびに社外対応を行うために図上訓練を実施する。

4. 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

- (1) 復旧用資機材、要員について、電力会社相互の応援体制を「非常災害時における復旧応援要綱」（中央電力協議会策定）に基づき整備する。
- (2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、「全国融通電力需給契約」及び「二社間融通電力需給契約」に基づき他電力会社との電力融通体制を確保する。

第4 ガス（大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー南部導管部）

災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1. 応急復旧体制の強化

- (1) 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- (2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
 - ア 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
 - イ 基準値以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭の都市ガス供給を自動的に停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- (3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と、早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。
- (4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- (5) 重要施設の供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法についてあらかじめ計画を策定する。
- (6) ガス管の漏洩箇所の特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
- (7) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。
- (8) 関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。
- (9) 関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続きの合理化に努める。
 - ア 復旧時における仮設配管及び導管地中残置。
 - イ 事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付の迅速化。

2. 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。

- (2) 緊急時通信機器の整備充実に努める。
- (3) 消火・防火設備の整備充実に努める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
- (5) 適切な導管材料の備蓄に努める。

3. 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4. 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（一般社団法人日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

第5 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社（関西総支社））

災害により電気通信設備または回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1. 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

2. 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害発生時において通信を確保し、または被害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- (2) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- (3) 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- (4) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- (5) 非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

3. 防災訓練の実施

- (1) 防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。
 - ア 災害予報及び警報の伝達
 - イ 非常招集
 - ウ 災害時における通信疎通確保

- エ 各種災害対策機器の操作
- オ 電気通信設備等の災害応急復旧
- カ 消防・水防
- キ 避難及び救護

(2) 町が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。

4. 協力応援体制の整備

(1) 他の事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

(2) グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

5. 発災時の優先回線の確保

災害時の応急対策等にかかる通信サービスの確保に万全を期するため、関係事業者と協調し、府、町及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるように努める。

第6 住民への広報

町及びライフラインに関わる事業者は、災害時の対応について広報活動を実施し、利用者の意識の向上を図る。

1. 飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報する。
2. 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社並びに大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー南部導管部は、飛散物による停電の拡大や、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。
3. 西日本電信電話株式会社等は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに特設公衆電話の設置場所等、災害時における注意事項及び通信に関する情報について広報する。

第7 倒木等への対策

府、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。この際、町は、事前伐採等の実施への協力に努めるものとする。

第9節 交通確保体制の整備

方針

道路、鉄道、漁港、空港施設等の管理者は、災害発生時における安全かつ、円滑な交通確保のため、体制の整備に努めるものとする。

計画

第1 道路施設（町、府、近畿地方整備局）

町、府及び近畿地方整備局は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を整備する。

また、災害発生後、直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員の確保等の体制の整備に努める。

第2 鉄道施設（南海電気鉄道株式会社）

南海電気鉄道株式会社は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後直ちに鉄軌道施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員の確保等の体制の整備に努める。

第3 漁港施設（府）

府は、航路の障害物除去及び船舶交通の整理・誘導のための体制を整える。

また、災害発生後直ちに漁港施設の被害状況の把握並びに安全点検を行うための、人員の確保等の体制の整備に努める。

第4 空港施設（新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社））

新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社）は、滑走路等空港施設の応急復旧及び航空機事故に伴う消火活動のための体制を整備する。また、災害発生後直ちに空港施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、応急点検体制の整備に努める。

第10節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

方針

町は、府の策定した地震防災対策特別措置法に定める地震防災緊急事業五箇年計画に基づき事業の推進を図る。

第11節 避難行動要支援者支援体制の整備

方針

町は、関係機関と連携し、災害時の情報提供、安否確認、避難誘導など様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備に努める。

計画

第1 障害者・高齢者等に対する支援体制整備

1. 避難行動要支援者対策の推進

町は、「田尻町避難行動要支援者支援プラン」を策定し、避難行動要支援者の支援対策を推進する。

2. 避難行動要支援者の情報把握

福祉部局や防災部局をはじめとする関係部局や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体、地区会、自主防災組織等が連携し、避難行動要支援者の情報把握・集約に努める。

3. 避難行動要支援者名簿の作成

町は、要配慮者のうち、要支援者の要件を満たす対象を把握するため、町の各部局から収集した情報と民生委員児童委員及び府をはじめとする関係機関から収集した情報を集約し、その情報のうち災害発生時等に特に避難支援を要するものとしての「避難行動要支援者」を把握し、避難支援等を推進するための「避難行動要支援者名簿」を作成する。

なお、「避難行動要支援者名簿」の作成にあたっては、「田尻町避難行動要支援者支援プラン」を参考とする。

4. 避難行動要支援者名簿の活用

町は、避難行動要支援者名簿を名簿登録者本人の同意を得たうえで、避難支援等に携わる関係者として本計画で定めた避難支援等関係者に提供し、地域における避難支援等の体制づくりに努める。

(1) 避難支援等関係者

避難支援等関係者は、次のとおりとする。

- ア 消防機関
- イ 警察機関
- ウ 福祉機関
- エ 名簿登録者それぞれが居住する地域の民生委員、児童委員
- オ 名簿登録者それぞれが居住する地域の地区会、自主防災組織
- カ その他、避難支援等の実施に携わる関係者であって、町長が認めた者

(2) 避難支援等関係者への提供と支援体制の整備

避難行動要支援者名簿の提供に関する同意分については、平常時から避難支援等関係者に提供し、災害時の安否確認や避難誘導等を円滑に実施するため、対象者一人ひとりに対して個別計画を策定し、必要な支援体制の整備に努める。また、個別計画を策定にあたっては、本人の参加、福祉専門職、民生委員等の日常の支援者及び地域住民と連携して策定する体制構築に努める。

(3) 災害時の活用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命及び身体を災害から保護するために特に必要があると認められるときは、避難行動要支援者名簿の提供に関する同意の有無に関わらず、すべての避難行動要支援者名簿を、避難支援等関係者に提供し、災害救助活動に活用する。

5. 避難行動要支援者名簿の管理・更新等

町は、田尻町避難行動要支援者支援プラン「第3章 避難行動要支援者名簿情報の把握・共有」に基づき、避難行動要支援者名簿の適切な管理・更新等に努める。

(1) 管理方法

避難行動要支援者名簿は、町及び避難行動等支援団体において、個人情報保護条例に基づき厳重に管理することとする。

また、避難支援等関係者は、町より提供された名簿に関する情報の適正な管理と細心の注意を払いながら、平常時から要支援者との面談を通じて身体等の状況を把握するとともに、情報伝達手段や避難支援の方法等について確認した上で、避難支援者の確保や避難誘導訓練の実施を通じ、円滑な避難支援が行えるよう努める。

(2) 更新

町は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、避難行動要支援者名簿を定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

(3) 名簿情報の提供

避難支援等に携わる関係者として「田尻町避難行動要支援者支援プラン」に定められている、消防機関、都道府県警察、民生委員、町社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または田尻町災害時避難行動要支援「地域たすけあい」登録申請兼同意書にて申込みがあった住民について、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

6. 避難支援等関係者の安全確保

町は、避難支援等関係者に対して、自らの安全確保の重要性に関する周知を行うとともに、避難行動要支援者に対して、避難支援等関係者の安全確保に対する理解が得られるよ

う周知に努める。

7. 支援体制の整備

事前に把握した避難行動要支援者の情報等をもとに、安否確認や避難誘導、指定避難所での支援等を円滑に実施するため、地区会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

8. 大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）の体制整備

避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合に、府が派遣する、高齢者や障害者、子どものほか、傷病者といった地域における災害時要配慮者に対する福祉支援を行う大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）の受入体制を関係機関と共に整備する。

9. 福祉避難所における体制整備

町は、府と連携を図りながら、福祉避難所（二次的な避難施設）等において、避難行動要支援者の介護・医療的ケアなど相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努めるとともに、関係団体等と連携して、避難者が必要とする福祉サービスが受けられるよう配慮するものとする。

10. 福祉サービスの継続と関係機関の連携

福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、府や国と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。

また、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉・医療関係部局や福祉サービス提供施設等必要な人員を確保し、関係者と密接な連携を図る。

11. 訓練の実施

避難行動要支援者の避難誘導や避難所生活での支援について、実効性を担保するため、地区会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等も参加した訓練を実施する。

第2 福祉避難所の指定

本編 本章 第6節 第3の4「福祉避難所の指定」に準ずる。

第3 外国人に対する支援体制整備

町及び府は、府内在住の外国人と来阪外国人旅行者では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、大阪府国際交流財団（OFIX）や各市町村の地域国際化協会と連携し、町内在住の外国人に対する防災教育・訓練や防災情報の提供に努めるとともに、情報提供や避難誘導においては、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等に努める。来阪外国人旅行者に対しては、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するためのポータルサイトを通じて発信する等、外国人に配慮した支援に努める。

1 関係機関との連携

町は、府、大阪観光局、大阪府国際交流財団（OFIX）、田尻町観光協会、宿泊事業者をはじめとする民間事業者等の多様な機関と連携し、官民連携により外国人に対する支援の検討・推進を行う。

2 情報発信等による支援

(1) 町内在住の外国人に対する支援

- ・町及び府は、防災教育・訓練や防災情報の提供に努める。
- ・町及び府は、情報提供や避難誘導において、多言語化や「やさしい日本語」の活用等に努める。
- ・気象庁をはじめとする国の防災関係機関は、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図る。

(2) 来阪外国人旅行者に対する支援

- ・町及び府は、災害発生に備え、災害に関する知識や情報入手先等の情報の周知に努める。
- ・町及び府は、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するため、ウェブサイトやSNS等の様々なツールを活用して、多言語での情報発信に努める。
- ・町及び府は、駅周辺における多言語での情報提供（QRコードを活用した情報提供システムなど）の充実に努める。
- ・気象庁をはじめとする国の防災関係機関は、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図る。

3 避難所における支援

府は、避難所を運営する市町村が円滑に多言語支援を行えるよう、大阪府国際交流財団（OFIX）と連携し、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保・育成に努める。また、町は、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保に努める。

第4 その他の要配慮者に対する配慮

避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、災害時における情報提供や避難誘導その他の必要な支援において、配慮に努める。

第12節 帰宅困難者支援体制の整備

方針

大規模地震等により交通機能が停止した場合、自力で帰宅できない帰宅困難者は多数発生することが予想される。

このため、町、国、府、関西広域連合等は連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄等を促す。また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備等について働きかけを行うとともに、帰宅者が無事に帰ることができるように、関西広域連合と協定を締結しているコンビニエンスストア等の事業者の協力を得て、トイレ、水道水等の提供等、徒歩帰宅支援を行う。町は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、帰宅困難者を受け入れるため、宿泊施設、大規模店舗及び大学等に協力を求め、必要に応じて、一時滞在施設の確保を図る。

また、町及び関係機関は連携して、鉄道の代替としてバス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整等を行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。

なお、具体的な対策としては、関西広域連合が策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき実施される訓練などを通じ、実効性のある帰宅困難者支援の取組みを行う。

計画

第1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動

町は、災害発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、府及び関西広域連合、経済団体と連携して、企業等に対して次のような施設内待機等に係る計画を策定するための働きかけを行う。

- ・むやみに移動を開始することは避ける
- ・発災時間帯別に企業等が従業員等にとるべき行動。
- ・企業等内に滞在するために必要な物資の確保
- ・従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知
- ・従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認（家族間であらかじめ決定）
- ・これらを確認するための訓練の実施

第2 道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発

町は、府や関西広域連合と連携して主要幹線道路の情報や鉄道の運行状況を関係者で情報共有する仕組みを確立するとともに、町民に対しこれらの情報入手方法について普及啓発を図る。

また、情報の提供にあたっては、防災関係機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。

第3 徒歩帰宅者への支援

1. コンビニエンスストア・外食事業者による帰宅困難者への支援

関西広域連合と協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者等は、関西圏域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、災害時帰宅支援ステーション・ステッカーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。

- (1) 水道水、トイレ等の提供
- (2) 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

【第2編 災害予防計画】

第1章 防災体制の整備

第2章 地域防災力の向上

第3章 災害予防対策の推進

第1節 防災意識の高揚

方針

町、府、泉州南消防組合及び関係機関は、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施など、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚と災害初動スキルの習得に努めるものとする。これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。

また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

計画

第1 防災知識の普及啓発

町は、府及び関係機関と連携し、地震・津波災害時のシミュレーション結果等を示しながら、地震・津波災害時の危険性を周知するとともに、住民が災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

特に、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るよう取り組む。

また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

1. 普及啓発の内容

(1) 災害の知識

- ア 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様や危険性
- イ 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置
- ウ 地域の地形、危険場所
- エ 過去の災害から得られた教訓の伝承
- オ 地域社会への貢献
- カ 応急対応、復旧・復興に関する知識

(2) 災害への備え

- ア 1週間分以上の飲料水、食料及び、携帯トイレ、トイレトペーパー等の生活物資の備蓄
- イ 非常持ち出し品（貴重品、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ウ 自動車等へのこまめな満タン給油等
- エ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

- オ 負傷の防止や避難路確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の安全対策
- カ 指定緊急避難場所、避難路、指定避難所（コンクリート屋内退避所を含む。）、家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）の確認
- キ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- ク 自主防災組織活動、防災訓練など防災活動への参加
- ケ 地震保険、火災保険の加入の必要性
- コ 警報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始といった避難情報の発令時にとるべき行動
- サ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動

（3）災害時の行動

- ア 身の安全の確保方法
- イ 情報の入手方法
- ウ 気象予警報や避難情報等の意味
- エ 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
- オ 避難行動要支援者への支援
- カ 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動
- キ 津波発生時（強い揺れまたは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れが継続した場合）にとるべき行動
- ク 初期消火、救出救護活動
- ケ 心肺蘇生法、応急手当の方法
- コ 避難生活に関する知識
- サ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
- シ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
- ス 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力

2. 普及啓発の方法

（1）広報紙、防災ハンドブック等による啓発

台風、洪水、津波、火災、地震などに関する防災意識の普及のための記事を定期的に広報紙等へ掲載するとともに、防災ハンドブックや防災マップを各世帯へ配布するほか、ケーブルテレビやビデオなどマスメディアを利用した普及啓発及びホームページ（インターネット）を活用した普及啓発を実施する。啓発コンテンツの作成にあたっては、東日本大震災の教訓や南海トラフ巨大地震で想定される被害の状況等、最新の知見や情報を反映する。

また、点字版、外国語版のパンフレットの作成やビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、外国人や視覚・聴覚障害者等に配慮した、多様できめ細かな啓発に努める。

(2) 活動等を通じた啓発

水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図りつつ、防災週間、防災とボランティアの週間をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、住民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。

第2 防災教育

1. 学校における防災教育

防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校における防災教育が重要である。学校は、児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、小学校・中学校等の発達段階に応じた防災教育を実施する。

また、町及び府は、必要な情報を共有するなど互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災教育の充実を図る。特に、水害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育を実施する。

(1) 教育の内容

- ア 気象、地形、地震、津波についての正しい知識
- イ 防災情報の正しい知識
- ウ 身の安全の確保方法、避難場所・避難路・避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法
- エ 災害等についての知識
- オ ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成

(2) 教育の方法

- ア 防災週間等を利用した訓練の実施
- イ 教育用防災副読本、ビデオの活用
- ウ 特別活動等を利用した教育の推進
- エ 防災関係機関との連携
- オ 緊急地震速報等、防止に関する科学技術の活用
- カ 自主防災組織、ボランティア等との連携

(3) 教職員の研修

町教育委員会は、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。

(4) 学校における防災教育の手引き

学校は、「学校における防災教育の手引き」などを通じて防災教育を充実する。

(5) 校内防災体制の確立

学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、登下校時の対応を含め、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

(6) 災害時の備蓄品

学校は、児童・生徒が在校中の災害の発生により一時的に帰宅困難となった場合に備え、学校の実情に合わせて食糧や飲料水、携帯トイレ等の備蓄品を整備する。

2. 消防団等による防災教育

町は、消防団や泉州南消防組合等と連携を図りつつ、小学校等において防災教育や訓練を行うことにより、町民の防災意識の高揚、災害時の対応力の強化できるよう支援する。

第3 災害教訓の伝承

町及び府は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

第2節 自主防災体制の整備

方針

町は、住民及び事業所による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、泉州南消防組合や消防団、ボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める。

計画

第1 地区防災計画の策定等

人口減少社会を迎える中で、高齢化や地域コミュニティの希薄化等により、自主防災組織の担い手が不足している状況を踏まえ、町は、高齢者や障害者、女性、中高生等の地域活動への参画、地域で活動するボランティアのネットワーク化等によるコミュニティの再生や、地域住民と一体となって少子高齢化に合わせた地域活動に取り組むための新たな仕組みづくりを行うなど、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努める。

また、町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

町は、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めることとし、策定にあたっては、高齢者や障害者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。

また、内閣府は、地区レベルの避難体制の構築を重視した地区防災計画の作成を支援する手引書の作成等、地区防災計画の役割について周知するものとし、町は府の支援を受けて地区防災計画の作成に取り組む。

なお、町は、地域防災計画に、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めることとし、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定めることとする。地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、町に対して、当該地区の実情を踏まえ事業に関する計画内容の決定、または変更を提案することができる。

第2 自主防災組織の育成

町は、住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、自主防災組織の結成及び育成、消防団や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実に努める。

さらに、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、高齢者や障害者、女性、子どもたちの参画の促進に努める。

1. 活動内容

(1) 平常時の活動

- ア 防災に対する心構えの普及啓発（講習会の開催など）
- イ 災害発生の未然防止（消火器などの防災用品の頒布あっせん、家具の安全診断・固定建物や塀の耐震診断など）
- ウ 災害発生への備え（避難行動要支援者の把握、避難場所・避難路・避難所等の把握、防災資機材や備蓄品の管理など）
- エ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置・避難所開設運営・炊き出し訓練など）
- オ 復旧・復興に関する知識の習得

(2) 災害時の活動

- ア 避難誘導（安否確認、集団避難、避難行動要支援者への援助など）
- イ 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- ウ 初期消火（消火器や可搬式ポンプによる消火など）
- エ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の町への伝達、救援情報などの住民への周知など）
- オ 物資分配（物資の運搬、給食、分配）
- カ 避難所の自主的運営

2. 育成方法

町は、地域の実情に応じた自主防災組織の結成及び育成に努める。

- ア 自主防災組織の必要性の啓発
- イ 地域住民組織に対する情報提供（研修会等の実施）
- ウ 防災リーダーの育成（養成講習会等の開催）
- エ 防災資機材の配付または整備助成、倉庫の整備助成及び支援
- オ 防災訓練、応急手当訓練の実施

3. 各種組織の活用

町は、地区会、婦人会等の公共的団体及び少年消防クラブなど防災・防火に関する組織における自主的な防災活動の促進を図る。

第3 事業所における自主防災体制の整備

町及び府は、事業所に対して、従業員・利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。

また、事業者を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練等の積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うほか、地域貢献に関する協定の締結を推進する。

1. 啓発の内容

(1) 平常時の活動

- ア 事業継続計画（BCP）の作成
- イ 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など）
- ウ 災害発生の未然防止（社屋内外の安全化、非常時マニュアルの整備、防災用品の整備など）
- エ 災害発生への備え（飲料水・食料・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認など）
- オ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など）
- カ 地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織との協力）

(2) 災害時の活動

- ア 避難誘導（安否確認（従業員の家を含む。）、避難誘導、避難行動要支援者への援助など）
- イ 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- ウ 初期消火（消火器や消火栓、可搬式ポンプによる消火など）
- エ 情報伝達（地域内での被害情報の町への伝達、救援情報などの周知など）
- オ 地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、施設の開放など）

2. 啓発の方法

- (1) 広報紙などを活用した啓発
- (2) 自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）
- (3) 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

第4 救助活動の支援

町は、地域住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援するため、必要な場所に救助・救急用資機材を整備するよう努める。

第3節 ボランティアの活動環境の整備

方 針

ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域に長期的に関わり、物質的な支援だけでなく、被災者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っている。また、NPO等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られることから、町では地域のボランティア活動の支援を推進する。

さらに、町、府、町社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO及びその他のボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携するとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

計 画

第1 受入れ窓口の整備

町社会福祉協議会は、町と連絡調整を行いながら、災害時にボランティア活動を行おうとする者の受入れ・活動の調整を行うための窓口を運営する。

第2 事前登録

町は、災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、府が行う事前登録に協力する。

第3 人材育成

関係機関は、相互に連携してボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの育成に努める。

第4 受入れ及び活動拠点の整備

町は、災害時にボランティアの受入れ及び活動のための拠点を、あつせん若しくは提供できるように、あらかじめ計画する。

第5 情報共有会議の整備・強化

町及び府は、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

第4節 企業防災の促進

方針

事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。また、町及び府は、事業者の防災活動を促進するため、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。

東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、防災体制の整備、従業員の安否確認体制の整備、必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備、防災訓練、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）※の取組みを通じて、企業防災の推進に努めることとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、町との協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

町は、こうした事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行うほか、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援する。なお、町は、商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときは、従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

さらに、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。加えて、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

※事業継続マネジメント（BCM）

BCP策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平常時からのマネジメント活動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。（引用：内閣府作成 事業継続ガイドラインより）

【第2編 災害予防計画】

第1章 防災体制の整備

第2章 地域防災力の向上

第3章 災害予防対策の推進

第1節 都市の防災機能の強化

方針

町、府、泉州南消防組合及び関係機関は、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震・耐水対策などにより、災害に強い都市基盤を形成し、都市における防災機能の強化に努めるものとする。

都市の防災機能の強化にあたっては、河川、幹線道路、都市公園等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努めるものとする。

計画

第1 防災空間の整備

町は、避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、府等と連携し、公園緑地、道路、河川、ため池、水路、下水ポンプ場、焼却場などの都市基盤施設の効果的整備に努めるとともに、貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設等の有効活用を図り、防災空間の確保に努める。

1. 都市公園等の整備

避難場所、延焼遮断空間及び災害救援活動の拠点としての機能を有する都市公園等の体系的な整備を推進する。なお、都市公園の整備に際しては、「防災公園計画・設計ガイドライン」（建設省都市局公園緑地課、建設省土木研究所環境部監修）、「大阪府防災公園整備指針」（大阪府土木部発行）及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」（大阪府土木部公園課）を参考にするものとする。

(1) 一時避難場所となる都市公園の整備

近隣の住民が避難する概ね面積1 ha以上の都市公園の整備を推進する。

(2) その他防災に資する身近な都市公園の整備

緊急避難の場所となる街区公園・広場公園等の整備に努める。

2. 道路・緑道の整備

(1) 幹線道路をはじめとする新規道路の整備、既設道路の幅員の拡大等を行い、多重ネットワークの形成に努める。

(2) 広域避難場所等に通ずる避難路となる幅員16 m以上の道路及び幅員10 m以上の緑道の整備に努める。

(3) 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存道路の緑化や無電柱化、不法占有物件の除去や沿道建築物の不燃化に努める。

3. 市街地緑化の推進

延焼遮断機能を有する緑地や並木など、市街地における緑化、緑の保全を推進する。

4. 農地の保全・活用

市街地及びその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難場所等、防災上重要な役割を担っており、適切に保全・活用し、オープンスペースの確保に努める。

第2 都市基盤施設の防災機能の強化

町及び府は、公園、道路、河川、ため池等都市基盤施設に、災害対策上有効な防災機能の整備を推進する。

1. 避難場所または避難路となる防災空間における災害応急対策に必要となる施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設及び災害時用臨時ヘリポート等）の設置
2. ため池や河川水を活用するための施設の整備
3. 災害時における初期消火用水、生活用水等に利用可能なため池の耐震対策の推進

第3 密集市街地の整備促進

町及び関係機関は、防災性向上を図るべき密集市街地において、都市計画マスタープラン、緑の基本計画などの上位計画に基づき、下記の諸施策を重層的に実施し、建物の不燃化・耐震化の促進や、住宅・住環境及び都市基盤施設の総合的整備を図る。また、これらの取組みにより、新たな住民を呼び込み、まちが活性化するという流れを生み出し、住民や民間による土地活用や自主防災等の取組みが進み、地域の防災性の向上にもつながるといった好循環を目指す。

1. 必要性の高い地区公共施設（道路・公園等）を絞込み、重点的な事業推進の実施
2. 準防火地域の拡大など、防火規制の強化拡大
3. 耐震診断等の推進など、耐震改修促進の強化拡大
4. 地域ポテンシャルを活かした防災拠点の整備及び沿道土地利用転換等の検討
5. 地区の防災意識の向上を図るなど、自助・共助の防災活動や密集事業等への事業協力の促進

第4 建築物の安全性に関する指導等

町は、府と連携し、建築物の安全性を確保し、住民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導、助言等を行う。また、大阪府福祉のまちづくり条例等に基づき、不特定多数の人が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。

1. 定期報告制度（建築基準法第12条による特殊建築物等の調査・検査報告）の推進
2. 都市施設の福祉的整備に関する協議・指導

第5 空き家等の対策

町は、平常時より空き家等の所有者等の特定を図り、当該所有者等の責任において家き屋等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努める。

府は、不動産、建築、法律等の専門家団体との連携により、空き家等の適正管理に係る相談窓口体制を整備し、町とともに、相談窓口の普及啓発に努める。

第6 文化財

町及び府は、住民にとってかけがえのない遺産である文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚及び防災施設の整備等を図る。

1. 住民に対する文化財防災意識の普及と啓発
2. 所有者等に対する防災意識の徹底
3. 予防体制の確立
 - (1) 初期消火と自衛組織の確立
 - (2) 防災関係機関との連携
 - (3) 地域住民との連携
4. 消防用設備の整備、保存施設等の充実
 - (1) 消防用設備等の設置促進
 - (2) 建造物、文化財保存施設の耐震構造化の促進

第7 ライフライン・放送施設災害予防対策

ライフライン及び放送に関わる事業者は、地震・津波、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努めるものとする。

1. 上水道・工業用水道（大阪広域水道企業団）

災害による断水、減水を防止するため、施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」（公益社団法人日本水道協会）等に基づき、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- (2) 重要度の高い施設設備の耐震化を推進する。特に、管路には耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手等を使用し、耐震管路網の整備に努める。
 - ア 浄水池・配水池、主要管路等重要度の高い基幹施設の耐震化
 - イ 医療機関、社会福祉施設その他防災上重要な施設への送・配水管の耐震化
 - ウ 施設の機能維持に不可欠な情報通信システムの整備
- (3) 管路の多重化（連絡管等の整備）、各地域の自己水の活用等バックアップ機能を強化する。
- (4) 常時監視及び巡回点検を実施し、施設設備の維持保全に努める。
- (5) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

2. 下水道（町、府）

災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、下水道施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 施設設備の新設・増設にあたっては、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- (2) 補強・再整備にあたっては、緊急度等（危険度、安全度、重要度）を考慮して進める。

3. 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、台風、地震の被害を最小限にとどめる強度の確保を図る。
- (2) 電力供給系統の多重化を図る。
- (3) 電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- (4) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

4. ガス（大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー南部導管部）

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。

- (1) ガス施設について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図る。
- (2) 中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可撓性の高いポリエチレン管の使用を促進する。
- (3) ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- (4) 施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

5. 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社（関西総支社）

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下「通信設備等」という。）の強化と保全に努める。

- (1) 電気通信設備等の高信頼化（防災設計）
 - ア 豪雨、洪水、高潮または津波のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐水構造化を行うとともに、建物内への浸水防災のため水防板、水防扉の更新を実施する。
 - イ 暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐風構造化を行う。
 - ウ 地震または火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐震及び耐火構造化を行う。
- (2) 電気通信システムの高信頼化
 - ア 主要な伝送路を多ルート構成またはループ構造とする。
 - イ 主要な中継交換機を分散設置するとともに、安全な設置場所を確保する。
 - ウ 主要な電気通信設備について、非常用電源を整備する。
 - エ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失または損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

(4) 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

6. 放送（日本放送協会、民間放送事業者）

災害時の放送が確保されるよう、放送施設設備の強化と保全に努める。

第8 災害発生時の廃棄物処理体制の確保

町及び府は、災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。

1. し尿処理

- (1) 町は、し尿処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- (2) 町は、既存のし尿処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。
- (3) 町は、災害時のし尿処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保する。
- (4) 町は、災害時における上水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数の把握に努める。
- (5) 町は、し尿処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。
- (6) 町及び府は、災害発生に備え、仮設トイレの必要数の確保に努める。

2. ごみ処理

- (1) 町は、ごみ処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- (2) 町は、既存のごみ処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。
- (3) 町は、災害時のごみ処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保するよう努める。
- (4) 町は、あらかじめ一時保管場所の候補地を検討する。また、一時保管場所の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。

(5) 町は、ごみ処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。

3. 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理

- (1) 町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等を策定の上、具体的に示す。
- (2) 町は、あらかじめ仮置場の候補地、及び最終処分までの処理ルートを検討する。また、仮置場の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。
- (3) 町又は府は、災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。
- (4) 町は、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。
- (5) 町又は府は、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。
- (6) 町又は府は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第2節 地震災害予防対策の推進

方針

町は、関係機関と連携のもと、地震による建築物・土木構造物の倒壊や火災の延焼を防止するため、建築物の耐震・不燃化対策及び土木構造物の耐震対策等の推進に努めるものとする。

計画

第1 新・大阪府地震防災アクションプランの推進

大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、国、府、市町村、各関係機関、事業者、住民等が、様々な対策によって、被害軽減を図ることが肝要である。

このため、府では大規模地震（直下型及び東南海・南海）の被害想定調査（「第2 大規模地震（直下型）の被害想定（平成18年度公表）」参照）及び大規模地震（海溝型）の被害想定調査「第3 大規模地震（海溝型）の被害想定（平成25年度公表）」をもとに、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災対策の実施に関する目標として、人的被害を10年間（平成27～36年度：そのうち平成27～29年度を集中取組期間とする）で9割減させることなどを目標とする「新・大阪府地震防災アクションプラン」（平成27年3月策定）が策定された。

町では、新・大阪府地震防災アクションプランに基づき、府との連携の下、より一層の地震防災対策を推進するものとする。

第2 住宅・建築物の耐震対策等の促進

町、府をはじめ建築関係団体等は、密接に連携して、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（建築物の耐震改修の促進に関する法律による耐震改修促進計画）」に基づき、地震に対する安全性が明らかでない住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進や家具の転倒防止の促進について、さらなる取組み強化を図る。

また、天井等の2次構造部材の脱落防止等の落下物対策等を適切に実施する。町は、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」を踏まえ、田尻町耐震改修促進計画の見直しを行い、地域特性に応じた施策の展開や計画的な公共建築物の耐震化を図る。

1. 公共建築物

- (1) 公共建築物について、「田尻町耐震改修促進計画」に基づき順次耐震診断を実施する。その診断結果に基づき、重要性や緊急性を考慮し、耐震改修の計画的な実施に努める。また、耐震診断が必要な公共建築物のうち、未実施の施設については、計画的な実施に努める。
- (2) ブロック塀等の安全対策、天井等の2次構造部材の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策に努める。
- (3) 建築基準法及び国等の定める液状化に関する設計基準等に基づき、液状化の発生の可能性及びその程度を予測し、それにより建築物等の保有すべき性能が損なわれると判断した場合には適切な措置を講じるよう努める。

- (4) 町、府は、指定避難所等について、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

2. 民間建築物

- (1) 住宅・建物所有者が、自主的に耐震化へ取り組むことを基本とし、町及び府は、その取り組みをできる限り支援する。そのため、地域の防災訓練等あらゆる機会を捉え、建築物の耐震化に対する啓発活動を行うとともに、「田尻町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき府と連携し、その取り組みを推進する。
- (2) 所有者が行う耐震診断等に対する助成・補助に努めるとともに、相談体制の充実や、安心して耐震化できる情報提供など、耐震化の阻害要因を解消又は軽減するため、施策を総合的に展開して、民間建築物の耐震化の促進に努める。
- (3) 広域緊急交通路、地域緊急交通路等が地震発生時に沿道建築物の倒壊により閉塞することを防止するため、必要に応じて耐震化に係る費用を補助するとともに、改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化を促進する。
- (4) ブロック塀等工作物の安全化や安全な住まい方等を含め、耐震に関する知識の普及啓発に努める。
- (5) 町民への液状化のおそれのある箇所等の情報提供に努める。

第3 土木構造物の耐震対策等の推進

土木構造物の管理者は、自ら管理する土木構造物について、次の方針で耐震対策等に努める。

1. 基本的考え方

- (1) 施設構造物の耐震対策にあたっては、
- ア 供用期間中に1～2度発生する確率を持つ一般的な地震動
 - イ 発生確率は低いが直下型地震または海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動を共に考慮の対象とする。
- (2) 施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障を生じず、また高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、町の地域的特性や地盤特性、施設構造物の重要度に則した耐震対策に努める。
- (3) 防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性を持たせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。
- (4) 既存建築物の耐震補強にあたっては、地震防災上重要な施設から耐震対策に努める。
- (5) 埋立地等の軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

2. 鉄道施設（南海電気鉄道株式会社）

駅舎等の耐震対策等を推進する。

3. 道路施設（町、府、近畿地方整備局）

耐震診断等に基づき策定した補強計画に基づき、道路橋の耐震・補強対策を推進する。

4. 河川施設（府）

河川堤防及び河川構造物について耐震対策等を推進する。

5. 土砂災害防止施設（府）

必要に応じて土砂災害防止施設の耐震対策を実施する。

6. 農業用施設（町、府、各管理者）

想定される大規模地震動に対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう、「土地改良施設耐震対策計画（平成19年1月）大阪府」を踏まえ、各農業用施設（ため池、水路、排水機場等）の耐震対策を推進する。また、必要に応じ、農業用施設の統廃合を進める。

7. 漁港、海岸保全施設（府）

漁港及び海岸堤防等の耐震対策を推進する。

8. 空港施設（新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社））

空港施設の耐震対策を推進する。

第3節 津波災害予防対策の推進

方針

町、府及び関係機関は、津波による災害を未然に防止するため、最大クラスの津波を想定したうえで2つのレベルに分けた津波災害予防対策の推進に努めることとする。

計画

第1 想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方

1. 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（レベル1）

町は、比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対し、海岸保全施設の整備により人命及び住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保を図るといった府の方針に従い、府が推進する海岸保全施設等の整備に協力する。

2. 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（レベル2）

町は、最大クラスの津波に対し、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び避難場所・避難路の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせた総合的な対策を推進する。

第2 ハード・ソフトを組み合わせた「多重防御」による津波防災地域づくりの推進

（「津波防災地域づくりに関する法律」）

1. 国土交通大臣の基本指針に基づき、必要に応じ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成する。
2. 「田尻町津波ハザードマップ」を活用し、住民等に対し町内の避難場所・避難路等の周知を図る。
3. 津波によって浸水が予想される道路区域においては、道路利用者に対し津波の危険があることを明示する標識等による啓発等を推進する。

第3 津波から「逃げる」ための総合的な対策

「津波に強い地域づくり連絡会議」等を活用し、府等と連携し、発災時、一人ひとりが主体的に迅速かつ的確に避難できるよう、津波に対する知識の普及・啓発、逃げるために必要な情報提供体制、要配慮者を考慮した避難誘導を含む防災訓練を一体的に実施するほか、避難場所・避難路の確保等、津波から「逃げる」ための対策を推進する。

1. 津波に対する知識の普及・啓発

(1) 普及・啓発内容

津波に対する以下の諸事項について、住民等への普及・啓発活動を実施する。

- ア 強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に高い場所に避難すること。
- イ 避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとること、他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関すること。
- ウ 津波の第一波は引き波だけでなく、押し波から始まることもあること。
- エ 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること。
- オ 避難した後、すぐに自宅に戻らないこと。
- カ 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる可能性があること。
- キ 地盤沈下、液状化等により、津波が去った後も海水が残り、長時間にわたって湛水する可能性があること。
- ク 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地震の発生の可能性など津波に関すること。
- ケ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、地震直後に発表される津波警報や津波到達予想時刻等の精度には一定の限界があること、指定緊急避難場所の孤立や指定避難所自体の被災もありうることなど、津波に関する想定・予測の不確実性があること。

(2) 住民等への普及・啓発

- ア 津波襲来時に、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、防災訓練等での活用を図る。
- イ 過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水深、災害時の避難場所・避難路等について、夜間でもわかりやすく誘導できるよう表示するなど、住民や観光客等が、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるよう取組みを推進する。

(3) 教育機関における防災教育

教育機関においては、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。

(4) 情報提供体制の整備

居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を提供するための体制整備に努める。

2. 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（津波版）の策定

府が作成する「大阪府版避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（津波版）」に基づき、「田尻町避難勧告等の判断・伝達マニュアル（津波版）」を策定する。

3. 津波避難誘導

(1) 津波避難計画等の運用

府が作成する「津波避難計画策定指針」等に基づき、「田尻町津波避難計画」等を作成し、適切に運用する。

(2) 学校・病院、大規模施設等の津波避難誘導

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、津波発生時に施設内の利用者等を安全に避難させるための体制整備に努める。

特に、学校においては、避難方法、保護者への連絡、避難所に指定された場合等の応急対応策について、あらかじめ学校ごとに取りまとめ、緊急時に備えるなどの体制整備に努める。

4. 南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練の実施

町及び府をはじめ関係機関は、南海トラフ巨大地震を想定した津波からの避難のための災害応急対策を中心とした防災訓練を年1回以上実施する。なお、防災訓練は、次の内容を参考とする。

- (1) 津波警報等の情報収集・伝達訓練
- (2) 参集訓練及び本部運営訓練
- (3) 水門等の操作訓練
- (4) 救出・救助訓練
- (5) 医療救護訓練
- (6) 住民参加による実働型の避難訓練

5. 避難関連施設の整備

町及び府は、既存の避難場所・避難路等について、最大クラスの津波（レベル2）に対しても対応が可能かどうか再点検、安全確認を行った上で、次の取組みを推進する。

(1) 避難場所の整備

指定緊急避難場所については、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受け入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

なお、もっぱら避難生活をおくる場所として整備された避難所を津波からの緊急避難場所と間違えないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

(2) 津波避難ビル等の指定

府により「津波災害警戒区域」が指定された場合において、当該区域内の民間ビルを含めた建築物を避難場所として確保する場合には、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認める値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され、安全な構造である建築物について、管理協定の締結や指定をすることにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。

(3) 避難路等の整備

町は、府、施設管理者等と連携し、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、必

要に応じて避難路等の整備を検討し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。なお避難路の整備検討にあたっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するものとする。

7. 津波に強いまちづくり

町及び府は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・避難路等などの避難関連施設の都市計画と連携した計画整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐水化等により、津波に強いまちの形成に努める。

第4節 水害予防対策の推進

方針

町は、府と連携し、河川・海岸・ため池等における洪水、高潮による災害を未然に防止するため、「田尻町高潮対策実施要領」等に基づき水害予防対策を実施するものとする。

計画

第1 洪水対策

町には、田尻川及び檜井川の2つの河川が流れており、河川管理者による計画的な河川改修を進めているが、農地の宅地化等による出水状況や局地的な集中豪雨による浸水の被害等を鑑み、災害を未然に防ぎ得る河川とするよう、以下の方針に基づき、府とともに予防対策の推進を図る。

1. 都市型豪雨等、様々な降雨により想定される河川氾濫・浸水の危険性から、人命を守ることを最優先とする。
2. 長期的目標として、1時間雨量80mm程度の豪雨に対応できるよう治水施設の整備を推進する。
3. 今後20～30年程度で目指すべき当面の治水目標を1時間雨量50mm程度で床下浸水を発生させない、かつ少なくとも1時間雨量65mm程度で床上浸水を発生させないこととし、「地先の危険度」の低減のため、流出抑制、治水施設の保全・整備、耐水型都市づくり、情報伝達・避難の治水手法を総合的・効果的に組み合わせる。
4. 河川施設の機能が発現されるよう維持管理に努める。
5. 水防倉庫、水防資機材の点検整備を定期的に行い、災害応急対策活動に支障がないように努める。

第2 高潮対策

町は、高潮・高波・暴風リスクを低減するための、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を府と連携しながら推進する。

第3 水害減災対策

町及び府は、洪水や雨水出水、高潮に対する事前の備えと洪水や高潮時の迅速かつ的確な情報提供・避難により、水災の軽減を図るため、洪水予報、水位周知海岸の高潮特別警戒水位の到達情報の発表、水防警報の発表、想定し得る最大規模の降雨・高潮による浸水想定区域の指定・公表、洪水リスクの開示、避難体制の整備に努める。

1. 避難判断水位（特別警戒水位）の設定及び到達情報の発表

- (1) 府は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるとして水位周知河川に指定した檜井川（水位周知河川）において、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）、警戒水位（氾濫注意水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位を設定し、当該河川の水位がこれに到達したときは、水防管理者等に通知するとともに、避難判断水位（特別警戒水位）に到達したときは、町長に通知する。

また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、町へ河川水位やカメラ画像等の情報を提供するよう努める。

- (2) 府は、管理海岸のうち、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸（水位周知海岸）について、高潮氾濫危険水位（水防法第13条の3で規定される高潮特別警戒水位で、高潮による災害の発生を特に警戒する水位）に到達した場合には、その旨を水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

- (3) 府は、町長による洪水、高潮時における避難勧告等の発令に資するよう、町長へ河川や管理海岸の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

町長は、府の通知を踏まえて、適切に遅滞なく避難勧告等を発令する。

2. 水防警報の発表

府は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるとして水防警報河川に指定した檜井川及び高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるとして水防警報海岸に指定した泉南海岸において、洪水・高潮のおそれがあると認めるときは、水防警報の発表を行う。

3. 水位情報の公表

府は、水位観測所を設置した檜井川、潮位観測所を設置した岸和田水門及び深日港において、その水位状況の公表を行う。

4. 浸水想定区域の指定・公表

- (1) 近畿地方整備局は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。
- (2) 府は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川及び水位周知河川（水位情報周知河川）が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。
- (3) 府は、想定し得る最大規模の高潮により、水位周知海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

5. 浸水被害軽減地区の指定

水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供及び助言

等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

6. 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

- (1) 町は、地域防災計画において、浸水想定区域を指定した櫛井川、田尻川及び今後指定する区域について、当該浸水区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとし、住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布、その他必要な措置を講じる。
 - ア 洪水予報等の伝達方法
 - イ 避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
 - ウ 浸水想定区域内の主として避難行動要支援者等、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なもの、大規模工場等の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地
 - エ 名称及び所在地を定めた上記の施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する水位情報等の伝達方法
- (2) 上記(1)によりその名称及び所在地を定められた施設の所有者又は管理者は、次の措置を講じるよう努める。
 - (ア) 浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた避難確保計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について町長に報告するとともに、当該計画を公表する。また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施し、その訓練結果を町長に報告する。
 - (イ) 浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。
 - (ウ) 浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「浸水防止計画」）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について町長に報告する。また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。
- (3) 町及び府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

7. 洪水・高潮リスクの開示

(1) 洪水リスクの開示

府は、管理河川において様々な降雨により河川氾濫・浸水が予想された区域及びその区域が浸水した場合に想定される危険度並びに水深を公表する。また、町長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを公表する。

(2) 洪水・高潮リスク及び避難に関する情報の周知

町及び府は、公表された洪水・高潮リスクをわかりやすく住民に周知するとともに、災害時にとるべき行動について普及啓発するため、ハザードマップの配布や説明会・講習会等の開催により、住民への周知に努める。また、洪水・高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な措置に関する計画を策定する際の参考とする。

町は、ハザードマップ等の作成にあたっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示し、加えて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

8. 水防と河川管理等の連携

- (1) 町及び府は、国や府が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「府内各地域の水防災連絡協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。
- (2) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

9. 防災訓練の実施・指導

- (1) 町及び府は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、継続的な防災訓練等を実施するとともに、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導する。
- (2) 地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。
また、町及び府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

10. ため池の治水活用

町は、府やため池管理者等関係機関と連携して、台風や局地的豪雨時の流域における洪水発生防止や浸水被害の軽減など、地域の安全安心を確保するため、ため池の持つ洪水調節

機能を活用した余水吐の改良等の整備を行うとともに、その機能の保全に努める。

1 1. 水防団の強化

町及び府は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練及び水防資機材の充実に努めるものとする。

第4 下水道の整備

市街地における浸水被害の軽減を図るため、下水道の整備による雨水対策に努める。

第5 ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策

水路の氾濫、ため池の決壊等による浸水被害を防止するため、農業用排水路の整備、ため池堤防の強化等に努めるとともに、事前の備えと迅速かつ的確な情報伝達・避難等、防災意識の向上を図るソフト対策と併せ、総合的な防災・減災対策に努める。

1. ため池防災対策

- (1) 概ね200年に一度発生する可能性のある降雨に対して、ため池の安全を保てるよう計画的な改修事業の推進を図る。
- (2) 想定される直下型地震、海溝型地震の地震動に対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう、計画的な耐震整備事業の推進を図る。
- (3) 危険箇所早期発見や適正な維持管理に努める。

2. ため池減災対策

- (1) 想定される大規模地震動に対する堤体の安全性について、調査及び診断を推進する。
- (2) ハザードマップの整備による防災意識の向上及び情報伝達・連絡体制の整備に努める。

3. 農業用水路、排水施設の防災対策

農業用排水路、排水施設の改修・延命化を推進する。

第5節 土砂災害予防対策の推進

方針

町、府及び関係機関は、土砂災害を未然に防止するため、危険な箇所における災害防止対策を実施する。

計画

第1 土砂災害警戒区域等における防災対策

町は、警戒区域の土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定めるとともに、円滑な警戒避難が行なわれるために必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならない。

第2 急傾斜地崩壊対策

1. 避難体制の整備

町は、急傾斜地の崩壊が発生する恐れがある場合、又は発生危険が切迫している場合に、迅速かつ適切に避難情報が伝達できるよう、避難体制の整備に努めることとする。

2. 急傾斜地崩壊危険箇所等の住民への周知

町は、急傾斜地崩壊危険箇所、避難場所及び避難経路等について、ハザードマップ等を整備・活用し、住民への周知を図るとともに、府と連携し、府のホームページ等を通じ、土砂災害警戒区域図等を住民の閲覧に供し、周知に努めることとする。

第3 道路防災対策

道路管理者は、土砂災害の恐れのある道路について、あらかじめ事前通行規制区間を指定し、土砂災害の危険を防止するとともに、通行規制基準に従い現地の通行規制を行う。

第6節 危険物等災害予防対策の推進

方針

泉州南消防組合は、町と連携し、危険物等災害の未然防止や拡大防止諸対策として、立入検査の実施、危険物積載車両等の街頭取締り、危険物取扱者等に対する教育、指導等を強化する。

計画

第1 危険物災害予防対策

泉州南消防組合は、町と連携し、消防法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

1. 町

(1) 規制

- ア 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- イ 危険物施設内の危険物の取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、資格を持った者の立ち会いを徹底させる。
- ウ 関係機関と連携して、危険物運搬車両の一斉取締りを実施する。

(2) 指導

- ア 予防規程の策定を指導する。
- イ 危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- ウ 危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。
- エ 災害発生時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定など、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講ずるよう指導する。

(3) 自主保安体制の確立

- ア 危険物施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な防災体制の確立について指導する。
- イ 危険物施設事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施について指導する。

(4) 啓発

危険物取扱者等に対し、保安管理の向上を図るため、研修会、講習会を実施するとともに、危険物安全月間を中心に、関係者に各種啓発事業を推進する。

2. 事業者

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

第2 高圧ガス災害予防対策

府及び泉州南消防組合は、町と連携し、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）をはじめ、関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、事務所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

1. 規制

- (1) 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- (2) 関係機関と連携して、高圧ガス積載車両等の一斉取締りを実施する。

2. 指導

- (1) 危害予防規程の策定を指導する。
- (2) 高圧ガス関係事業所における保安教育、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (3) 販売事業所等に対し、保安の確保を図るため、立ち入り検査等の指導を実施する。

3. 自主保安体制の確立

自主的な防災組織である大阪府高圧ガス地域防災協議会や高圧ガス関係団体の実施する自主保安活動が、より一層充実するよう指導する。

4. 啓発

各種の研修会、講習会を実施するほか、高圧ガス保安活動促進週間において、高圧ガス保安大会の開催、防災訓練の実施等、関係者の保安意識の高揚を図る。

第3 火薬類災害予防対策

府及び泉州南消防組合は、町と連携し、町及び泉佐野警察署と連携し、盗難防止対策を含めた火薬類の災害を防止するため、火薬類取締法をはじめ関係法令の遵守徹底・規制を行うとともに、火薬類取扱事業所等における自主保安体制の確立保安意識の高揚を図る。

1. 規制

立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準を遵守徹底するよう指導する。

2. 指導

- (1) 危険予防規程の策定を指導する。
- (2) 火薬類取扱事業所等における保安教育や自主保安検査の実施を指導する。

3. 自主保安体制の確立

- (1) 「大阪府火薬保安協会」が実施する火薬類取扱従事者に対する保安講習の方法等を指導する。
- (2) 事故発生時の緊急出動連絡体制として「大阪府火薬類保安協会」に設置された防災対策委員制度を活用するよう指導する。

4. 啓発

危害予防週間（6月）において、保安講習の開催、立入検査の実施、啓発ポスターの配

布等により、関係者の保安意識の高揚を図る。

第4 毒物劇物災害予防対策

町は、府が実施する啓発活動等（関係法令による規制、立入検査等や事業者に対する危害防止体制整備の指導、知識の普及など）に協力する。

第5 危険物積載船舶等災害予防対策

町は、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）等関係機関と連携して、危険物・油等の大量流出対策等危険物積算船舶等の予防対策を推進する。

1. 防災資機材の整備
2. 防災訓練の実施及び災害に関する広報

第6 石油コンビナート等災害予防対策

石油コンビナート等災害防止法に定める特別防災区域に存在する危険物タンクの火災や高圧ガスタンクの爆発等により、特別防災区域を超えて、周辺住民の避難を伴う大きな被害が発生する場合に備え、大阪府石油コンビナート等防災計画との整合性を図りつつ、町、府、事業者、関係機関が連携して必要な検討を行い、周辺住民の避難対策等に取り組む。

第7節 火災予防対策の推進

方針

町及び泉州南消防組合は、市街地における火災の発生を防止するとともに、延焼の拡大を防止するため、火災予防対策の推進に努めるものとする。

計画

第1 一般建築物（住宅を含む）の火災予防

1. 火災予防査察の強化

泉州南消防組合は、町域内の防火対象物について、消防法第4条、第4条の2に基づく予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の耐震性の強化等について、改善指導する。

2. 防火管理制度の推進

泉州南消防組合は、一般建築物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）に対し、消防法第8条の規定による防火管理者制度を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

- (1) 消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施
- (2) 消防用設備等の設置、点検整備、維持管理
- (3) 火気取り扱いの監督、収容人員の管理など

3. 防火対象物定期点検報告制度の推進

泉州南消防組合は、対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合への取り組みを推進する。

4. 住宅防火対策の推進

泉州南消防組合及び町は、住宅における住宅用火災警報器の設置を促進する。

5. 住民、事業所に対する指導、啓発

町及び泉州南消防組合は、府と連携し、住民、事業者に対し、消火器の使用方法、地震発生時の火気器具・電気器具の取り扱い等、安全装置付ストーブ等の普及の徹底を図るとともに、広報活動や防火図画の募集などによる火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を行う。

第2 高層建築物の火災予防

町は、府及び関係機関と連携し、高層建築物について、前項の事項の徹底のほか、防災計画書の作成指導や共同防火管理体制の確立、防災規制など、所有者等に対する火災の未然防止を指導する。

1. 対象施設

高さが31mを超える建築物

2. 共同防火管理体制の確立

管理の権限が分かれている高層建築物において、共同防火管理体制の確立を指導する。

3. 防災規制

高層建築物において使用する防災対象物品については、防災性能を有するものを使用するよう指導する。

4. 屋上緊急離着陸場等の整備

原則として、非常用エレベーターの設置を要する高層建築物及び高度医療施設等をはじめとする医療機関を対象として、消火救助活動及び負傷者の搬送にヘリコプターを有効に活用するため、屋上緊急離着陸場及び緊急救助用スペースを設置するよう指導する。

第8節 原子力災害予防対策の推進

方針

町は、関係機関及び事業者と連携し、原子力災害を防止するため次の措置を講じるよう努める。

計画

第1 原子力防災に関する知識の普及・啓発

住民に対し、以下の原子力防災に関する知識の普及・啓発活動に努める。

1. 放射性物質の概要に関すること
2. 原子力施設の概要に関すること
3. 原子力災害とその特性に関すること
4. 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
5. 緊急時に町、府、原子力事業者及び防災関係機関が講じる対策に関すること
6. コンクリート屋内退避所及び避難所に関すること
7. 緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等に関すること

第2 防災業務関係者の人材育成

防災業務関係者に対し、関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修への積極的な参加を促すよう努める。

第3 環境放射線モニタリング体制等の整備

府、国及び原子力事業者と連携して、平常時及び緊急時における原子力事業所周辺の放射性物質及び放射線に関する状況を把握するため、環境放射線モニタリング体制の整備に努める。

また、緊急時におけるモニタリングを実施するために、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器等の整備に努める。

第4 原子力防災体制の整備

原子力施設及び住民の安全確保等を推進するため、原子力事業者との協力体制の整備に努める。

【第3編 災害応急対策】

第1章 活動体制の確立

第2章 情報収集伝達・警戒活動

第3章 消火、救助、救急、医療救護

第4章 避難誘導

第5章 交通対策、緊急輸送活動

第6章 二次災害防止、ライフライン確保

第7章 被災者の生活支援

第8章 社会環境の確保

第1節 組織動員

方針

町をはじめ関係機関は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。

また、災害発生後の対応（当計画本編 第3編災害応急対策以降）は従来の庁内組織体制ではなく、資料編 [1-8 災害対策本部組織体制] による班体制にて対応する。

計画

第1 町の組織体制

1. 配備体制（レベル1）の活動

災害発生のおそれがある気象予警報が発表され、通信情報活動の必要がある場合、直ちに情報の収集・分析を行う。

(1) 所掌事務

- ア 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること。
- イ 関係機関との連絡調整に関すること
- ウ 職員の配備体制に関すること
- エ 住民の自主避難に関すること

2. 配備体制（レベル2）

町域に災害発生のおそれがある気象警報が発表された場合、直ちに災害応急対策の準備を行う。

(1) 所掌事務

- ア 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること。
- イ 関係機関との連絡調整に関すること
- ウ 職員の配備体制に関すること
- エ 災害予防及び応急対策の準備に関すること
- オ 災害発生のおそれがある気象予報等が発表された場合の災害対策本部の設置の必要性の検討に関すること

3. 配備体制（レベル3）

町域（隣接市を含む）において震度4を観測した場合、もしくは災害発生のおそれがある気象警報が発表された場合、直ちに災害応急対策を行う。

(1) 所掌事務

- ア 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること。
- イ 関係機関との連絡調整に関すること

- ウ 職員の配備体制に関すること
- エ 災害予防及び応急対策に関すること
- オ 災害発生のおそれがある気象予報等が発表された場合の災害対策本部の設置の必要性の検討に関すること

4. 災害警戒本部の設置

次の設置基準に該当する場合には、役場内に災害警戒本部を設置する。

(1) 設置基準

- ア 町域（隣接市を含む）において震度4を観測したとき
- イ 災害発生のおそれがあるとき
- ウ その他、特に町長が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

- ア 災害対策本部が設置されたとき
- イ 災害応急対策がおおむね完了したとき
- ウ その他災害警戒本部長が認めたとき

(3) 本部の所掌事務

（災害警戒本部の組織及び業務分掌は、災害対策本部の組織及び業務分掌に準ずる。）

- ア 情報の収集・伝達に関すること
- イ 職員の配備に関すること
- ウ 関係機関との連絡調整に関すること
- エ 災害予防及び災害応急対策に関すること
- オ 災害対策本部の設置の必要性の検討に関すること
- カ その他災害警戒本部長が必要と認める事項

(4) 災害警戒本部の設置または廃止等の関係機関への通知

町長は、災害警戒本部を設置し、若しくは廃止したときはその旨を、知事及び関係機関に通知するとともに、庁内放送等により、速やかに周知徹底を図る。

5. 災害対策本部の設置

次の設置基準に該当する場合には、役場内（本庁舎2階会議室）に災害対策本部を設置する。

ただし、災害の規模とその他の状況により、応急対策の推進を図るため必要があるときは、他の場所に設置することができる。

(1) 設置基準

- ア 町域（隣接市を含む）において震度5弱以上を観測したとき
- イ 災害が発生したとき、もしくは災害発生が極めて高く予測される時
- ウ 田尻町に、特別警報（大津波警報を含む。）が発表されたとき
- エ 町域に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する被害が発生したとき
- オ その他、町長が特に必要と認めたとき

- (2) 廃止基準
 - ア 災害応急対策がおおむね完了したとき
 - イ その他災害対策本部長が認めたとき
- (3) 本部の所掌事務
 - ア 情報の収集・伝達に関すること
 - イ 職員の配備に関すること
 - ウ 関係機関に対する応援の要請に関すること
 - エ 災害救助法の適用に関すること
 - オ 災害予防及び災害応急対策に関すること
 - カ 大阪府現地災害対策本部との連携に関すること
 - キ その他災害に関する重要な事項の決定に関すること
- (4) 災害対策本部の設置または廃止等の関係機関への通知

町長は、災害対策本部を設置し、若しくは廃止したときはその旨を、または災害対策本部会議の決定事項のうち必要と認める事項をただちに知事及び関係機関に通知するとともに、庁内放送等により、速やかに周知徹底を図り、連絡担当者は各部班相互間の連絡調整を迅速に処理するものとする。
- (5) 災害対策本部長の代理

町長（本部長）に事故のあるときは、田尻町災害対策本部条例により副本部長がその職務を代行する。
- (6) 本部の組織及び事務分担

本部の組織及び事務分担は資料編に示すとおりとする。

第2 町の動員配備体制

災害が発生した場合または発生するおそれがある場合は、災害の規模に応じ、資料編に示す配備区分による動員配備体制をとる。

1. 配備体制（レベル1）

- (1) 配備時期
 - ① 災害発生のおそれがある気象警予報が発表され、情報収集活動及び軽微な対応が必要なとき
- (2) 配備体制

情報収集活動等を実施する体制（資料編「資料1-9」参照）

2. 配備体制（レベル2）

- (1) 配備時期
 - ① 災害発生のおそれがある気象警報が発表され警戒の準備が必要なとき
- (2) 配備体制

災害応急対策（準備）をする体制（資料編「資料1-9」参照）

3. 配備体制（レベル3）

（1）配備時期

- ① 台風接近時または災害発生の恐れがある気象警報が発表され警戒が必要なとき
- ② 町域（隣接市を含む）において震度4を観測したとき

（2）配備体制

災害応急対策（警戒）を実施する体制（資料編「資料1－9」参照）

4. 配備体制（レベル4）

（1）配備時期

- ① 町域（隣接市を含む）において震度4を観測し、小規模な災害が発生したとき
- ② 小規模な災害が発生または災害発生の恐れがあり対応が必要なとき
- ③ 田尻町に津波警報が発表されたとき
- ④ その他、特に町長が必要と認めたとき

（2）配備体制

災害警戒及び小規模な災害応急対策等を実施する体制（資料編「資料1－9」参照）

5. 配備体制（レベル5）

（1）配備時期

- ① 町域（隣接市を含む）において震度5弱以上を観測したとき
- ② 災害が発生し、または被害が甚大と予想される時
- ③ 田尻町に、特別警報（大津波警報を含む。）が発表されたとき
- ④ その他、特に町長が必要と認めたとき

（2）配備体制

町の全力をあげて災害応急対策等を実施する体制（資料編「資料1－9」参照）

第3 配備指令伝達方法

配備指令は、職員参集メール等を活用し、伝達する。

第4 緊急防災推進員との連携

府は、府内に震度5弱以上の地震が発生した場合、市町村との連絡調整の補助を担う府職員（緊急防災推進員）5名を自主参集することとしている。

町は、災害対策本部（レベル3配備）体制をとった場合、府職員（緊急防災推進員）との連携を図るものとする。

第2節 自衛隊の災害派遣

方針

町は、自衛隊の応援を必要とすべき事態が発生した場合、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を行うものとする。

計画

第1 災害派遣要請基準

町、府並びに関係機関の機能をもってしてもなお、応急措置の万全を期し難い場合または事態が急迫し緊急措置を要する場合で、災害に際し、人命または財産を保護するため、自衛隊の出動が必要であると認められる場合に派遣要請するものとする。

第2 災害派遣要請手続

1. 知事に対して自衛隊の災害派遣を依頼しようとする場合は、災害派遣要請書に次の事項を記載して行うものとするが、緊急を要するため文書によるいとまがないときは、電話または口頭をもって依頼する。なお、その場合は、事後速やかに知事に文書を提出する。
 - (1) 災害の情况及び派遣を要請する事由
 - (2) 派遣を希望する期間
 - (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (4) その他参考となるべき事項
2. 通信の途絶等により、知事に対して要請の依頼ができない場合は、直接陸上自衛隊第3師団に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに知事に通知する。

第3 自衛隊の自発的出動基準

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣する。

1. 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
2. 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町村長、警察署長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
3. 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
4. 海難事故の発生、運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における捜索又は救助活動を実施する場合

5. その他災害に際し、上記1から4に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

第4 派遣部隊の受入れ

町長（本部長）は、自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分に行えるよう努めるものとする。なお、大規模な災害が発生し、被災直後の混乱している段階では、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理に努めることとし、町はこれに可能な限り協力する。

1. 自衛隊の宿泊施設または野営地並びに車両・器材等の保管場所の準備をする。
2. 派遣部隊及び関係機関との連絡調整を図るための担当者を選定し、自衛隊現場指揮官と協議のうえ作業を推進する。
3. 派遣部隊の応急復旧に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用に配慮する。
4. ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

第5 派遣部隊の活動

町長（本部長）は、派遣部隊に対し、次の内容について災害の態様に応じた活動を要請する。

1. 被害状況の把握
2. 避難の援助
3. 遭難者等の捜索救助
4. 水防活動
5. 消防活動
6. 道路または水路の啓開
7. 応急医療、救護及び防疫
8. 人員及び物資の緊急輸送
9. 炊飯及び給水
10. 物資の無償貸付または譲与
11. 危険物の保安及び除去
12. その他

第6 撤収要請

町長（本部長）は、作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成したとき、または必要がなくなると判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議の上、文書により速やかに知事に撤収の要請を行う。

ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭または電話で連絡し、後日速やかに文書を提出するものとする。

第3節 広域応援等の要請・受入れ・支援

方針

町、泉州南消防組合及び関係機関は、住民の生命又は財産を保護するため、必要と認めた場合は、災害対策基本法に基づき、府、他市町村及び指定行政機関等に対する応援、職員の派遣の要請を行うとともに、受入体制を整備し、応急対策または災害復旧に万全を期する。

また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対する支援を推進する。

計画

第1 広域応援の要請

1. 応援要請区分

町長は、町単独では十分に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。

- (1) 知事に対する応援又は実施の要請
- (2) 他の市町村長、水防事務組合管理者に対する応援の要請
- (3) 知事に対する緊急消防援助隊及び自衛隊派遣要請の依頼

2. 応援要請事項

応援要請にあたっては、次の必要事項を記載した文章により行う。ただし、そのいとまがない場合には、口頭または電話等により行い、後日速やかに文章を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する理由
- (2) 応援を必要とする期間
- (3) 応援を希望する内容
- (4) 応援を必要とする活動内容
- (5) その他必要な事項

3. 知事に対する応援要請

災害対策基本法第68条に基づき、大阪府知事に対して応援要請を行う。
この場合には、町から大阪府危機管理室を通じて行う。

4. 他の市町村に対する応援要請

災害対策基本法第67条に基づき、他の市町村長に対して応援要請を行う。

5. 個別協定による応援要請

個別協定に基づく応援要請を行う場合は、各協定に基づき実施する。

第2 職員の派遣要請

災害発生時の応急対策、復旧対策を実施するため、町職員のみでは対応ができない場合は、府、他市町村及び指定地方行政機関等に対し、職員の派遣を要請する。

1. 派遣要請区分

指定地方行政機関の長、府知事または他の市町村長に対する職員の派遣要請若しくは知事に対するあっせんの要請

2. 府、その他市町村または指定行政機関に対する派遣要請

災害対策基本法第29条または地方自治法第252条の17の規定により、職員の派遣を要請する。なお、その場合の手続きは、次の事項を記載して文書により行う。ただし、そのいとまがない場合には、口頭または電話等により行い、後日速やかに文章を提出するものとする。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他必要な事項

3. 職員の派遣のあっせんの要請

町長は、災害対策基本法第30条に基づき、災害応急対策または復旧対策のため必要があるときは、大阪府知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

なお、その場合の手続きは、次の事項を記載した文書により行う。ただし、そのいとまがない場合には、口頭または電話等により行い、後日速やかに文章を提出するものとする。

- (1) 派遣のあっせんを求める理由
- (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他必要な事項

4. 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、同施行令第17、18、19条に定めるところによる。

第3 緊急消防援助隊の派遣要請

町長は、災害の範囲が著しく拡大するなど、その災害の状況等を鑑み、大阪府知事を通じ全国の消防機関で構成される緊急消防援助隊の派遣要請を行う。

第4 広域応援等の受入れ

町長は、広域応援等を要請したときは、広域応援部隊の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認し、地域防災拠点等、その他適切な場所へ受け入れる。特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期することとする。

1. 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、泉佐野警察署等と連携し、地域防災拠点・被災地等へ誘導する。また、必要に応じて案内者を確保する。

2. 連絡所等の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。

3. 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

第5 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の設置及び派遣

近畿地方整備局、近畿運輸局、大阪航空局及び大阪管区气象台等は、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、国土交通省本省等とともに緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を設置し、本省災害対策本部長（災害対策本部が設置されていない場合は事務次官）の総括的指揮のもとに、被災地への派遣活動を行う。

第6 住民・民間団体等との協力

1. 労働者の確保

町長は、緊急時に必要のある場合、災害対策基本法第65条に基づき住民又は応急措置の実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させるための従事命令または協力命令を発し、労働者の確保に努める。

(1) 従事命令、協力命令の種類と執行者

災害応急対策作業	命令区分	根 拠 法 令	執 行 者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	町 長
		災害対策基本法第65条第2項	警 察 官 海 上 保 安 官
		災害対策基本法第65条第3項	自 衛 官
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第24条	知 事
	協力命令	災害救助法第25条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法第71条第1項	知 事
	協力命令	災害対策基本法第71条第2項	委任を受けた町長
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条第1項	警 察 官
消 防 作 業	従事命令	消 防 法 第 2 9 条 第 5 項	消 防 吏 員 消 防 団 員
水 防 作 業	従事命令	水 防 法 第 1 7 条	水 防 管 理 者 水 防 団 員 消 防 機 関 の 長

(2) 従事命令の対象者

命令区分（作業対象）	対 象 者
災害対策基本法による町長、警察官海上保安官、派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の従事命令 (災害応急対策全般)	当該町の区域の住民、または当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令 (災害応急対策全般)	その場に居合わせた者、その物件の管理者その他関係者
従事命令（消防作業）	火災の現場付近にある者
従事命令（水防作業）	水防の現場にある者、または区域内に居住する者

(3) 費用

町長が災害対策基本法第65条の規定に基づいて発した従事命令により災害応急対策に従事した人に対しては実費を弁償する。

(4) 損害補償

従事命令または協力命令により災害応急対策に従事した人が、そのことにより死亡若しくは負傷、または疾病にかかった場合には条例の定めるところによりその損害を補償する。

2. 要員の対策従事

災害時における災害対策実施機関の職員、民間協力団体、従事命令・協力命令による労働者・派遣職員は、次によりそれぞれ災害対策に従事する。

(1) 災害対策実施機関の職員

災害対策実施機関の職員は各機関で定める計画に従い、その対策に従事する。

(2) 民間協力団体

民間協力団体の活動内容は主として次のとおりであるが活動内容の選定にあたっては、民間協力団体等の意見を尊重して行う。

- ア 炊出し、その他災害救助活動の協力
- イ 清掃及び防疫
- ウ 災害応急対策用物資、資機材の輸送及び配分
- エ 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- オ 軽易な作業の補助
- カ その他上記の作業に類した作業
- キ 罹災者の安全な場所への避難
- ク 医療及び助産における各種移送業務
- ケ 罹災者の救出
- コ 飲料水の供給
- サ 救助物資の輸送
- シ その他災害応急対策事実上の補助業務

(3) 労働者

従事命令または協力命令を受けたその公用令書に記載された業務に従事する。

(4) 派遣職員

派遣要請を受けた職種に応じ指示された業務に従事する。

第7 災害発生地域への支援

1. 大阪府知事からの応援の要求

町長は、府知事より、他の市町村等の災害応急対策又は応急措置の応援に関する指示・要求があった場合、これに協力するものとする。

2. 災害応急対策の実施

災害応急対策の実施については、応援を受ける災害発生府県知事の指揮の下に行動し、当該知事の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、応援を受ける市町村長の指揮の下に行動する。

3. 個別協定による応援協力

個別協定に基づく応援協力を行う場合は、各協定に基づき実施する。

第8 被災市区町村応援職員確保システムに基づく支援

総務省は、府及び市町村等と協力し、被災市区町村応援職員確保システム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市区町村への応援に関する調整を実施する。

第4節 災害緊急事態

方 針

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、町が関係地域の全部又は一部となった場合、町、府をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

【第3編 災害応急対策】

第1章 活動体制の確立

第2章 情報収集伝達・警戒活動

第3章 消火、救助、救急、医療救護

第4章 避難誘導

第5章 交通対策、緊急輸送活動

第6章 二次災害防止、ライフライン確保

第7章 被災者の生活支援

第8章 社会環境の確保

第1節 警戒期の情報伝達

方針

町、府及び泉州南消防組合は、大阪管区气象台などから発せられる気象予警報等を、あらかじめ定めた経路により、関係機関及び各部班に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずるものとする。

また、大阪管区气象台及び府は気象予警報の伝達・周知にあたっては、参考となる警戒レベルも附すものとする。

計画

第1 気象予警報等

1. 大阪管区气象台の発表する予警報等

大阪管区气象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝える洪水警報の危険度分布等の情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

なお、大阪管区气象台から一般及び水防活動用に供するため府域に発表される気象予警報等のうち、町に関連のある気象予警報等の種類及びその基準は次のとおりである。

(1) 注意報

気象現象等により府域に被害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために発表する。

種	類	発表基準
気象注意報	風雪注意報	雪を伴う強風によって災害が起こる恐れがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ■雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合。関空島（アメダス）の観測値は15m/sを目安とする。
	強風注意報	強風によって災害が起こる恐れがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ■平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合。関空島（アメダス）の観測値は15m/sを目安とする。
	大雨注意報 (浸水害)	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ■表面雨量指数基準 11 ■土壌雨量指数基準 108

	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ■12時間の降雪の深さが5cm 以上になると予想される場合。
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ■視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合。
	雷注意報 注6	落雷等により被害が予想される場合である
	乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ■実効湿度60%以下、最少湿度が40%以下になると予想される場合。
	なだれ注意報	なだれによって災害が起こる恐れがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ■積雪の深さが20cm以上あり、降雪の深さが30cm以上になると予想される場合。 ■積雪の深さが50cm以上あり、气象台における最高気温が10℃以上またはかなりの降雨が予想される場合。
	着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ■24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上あり、気温が+2℃～-2℃になると予想される場合。
	霜注意報	4月15日以降の晩霜によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ■最低気温が4℃以下になると予想される場合。
	低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ■最低気温が-5℃以下になると予想される場合。
地面現象 注意報 ☆	地面現象 注意報	■大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。

種	類	発表基準
高潮注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇について注意を喚起する必要がある場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ■潮位が東京湾平均海面（T. P）上1.5m以上になると予想される場合。
波浪注意報	波浪注意報	風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ■有義波高が1.5m以上になると予想される場合。
浸水注意報 ☆	浸水注意報	■浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ■流域雨量指数基準 檜井川流域=16.1 ■複合基準（表面雨量指数，流域雨量指数） 檜井川流域=（5，16.1）

(2) 警報

気象現象等により府域に重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために発表する。

種	類	発表基準
気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ■平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ■雪を伴い平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合。関空島（アメダス）の観測値は25m/sを目安とする。
	大雨警報 （浸水害）	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ■表面雨量指数基準 17
	大雨警報 （土砂災害）	大雨によって土砂災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ■土壌雨量指数基準 139

	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ■12時間の降雪の深さが10cm 以上になると予想される場合。
地面現象警報 ☆	地面現象警報	■大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
高潮警報	高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ■潮位が東京湾平均海面（T. P）上2.2m以上になると予想される場合。
波浪警報	波浪警報	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ■有義波高が3.0m以上になると予想される場合。
浸水警報 ☆	浸水警報	■浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ■流域雨量指数基準 樫井川流域=20.2

- 注1 発表基準欄に記載した数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- 注2 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り替えられ、または解除されるまで継続される。（気象庁予報警報規程第3条）
- 注3 ☆印は、気象注意報、警報に含めて行う。（気象庁予報警報規程第12条）
- 注4 大雨警報には括弧を付して、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害）として特に警戒すべき事項を明記する。
- 注5 大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村をまとめた地域の名称」（田尻町：泉州）や「大阪府」を用いる場合がある。
- 注6 雷注意報には、発達した雷雲の下で発生することの多い激しい突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。また、急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられることがある。

(3) 特別警報

気象現象等によって尋常でない災害が予想される場合、住民及び関係機関の最大級の警戒を促すために発表する。

現象の種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合である。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合である。
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合である。
波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合である。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合である。
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合である。

注1 表中の「数十年に一度」の現象に相当する降雨量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表する。

注2 以下の現象についても特別警報に位置付ける。

現象の種類	発表基準
津波	高いところで3.0mを超える津波が予想される場合。 (大津波警報を特別警報に位置付ける)
地震(地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合。 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置付ける)

(4) 気象情報

気象等の予報に関係のある、台風その他の異常気象等についての情報を、住民及び関係機関に対して発表する。なお、竜巻注意情報は、雷注意報を補足する情報として、気象庁が発表する。

2. 気象予警報等・特別警報の伝達

第2 土砂災害警戒情報

1. 大阪管区气象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報

府及び大阪管区气象台は、大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。町は、土砂災害警戒情報に基づき避難勧告等

必要な措置を講じる。

(災害対策基本法 第51条、第55条、気象業務法 第11条、第13条、第15条)

※土壌雨量指数：土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく5km四方の領域ごとに算出する。

2. 伝達体制

3. 土砂災害警戒情報の留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壌雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

※土壌雨量指数

土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく5km四方の領域ごとに算出する。

第3 津波警報・注意報等

1. 気象庁の発表する津波警報・注意報等

(1) 大津波警報・津波警報・注意報

種類	発表基準	発表される波の高さ		必要な行動例
		数値による発表 (カッコ内は予想値)	巨大地震の 場合	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3メートルを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1メートルを超え3メートル以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2メートル以上1メートル以下の場合であって津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる場合は、ただちに海から上がって、海岸から離れる。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注1 田尻町の津波予報区名は「大阪府」である。

注2 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

注3 予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。

注4 地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を発表する。

注5 地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような「巨大地震」の場合、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」と発表する。

注6 「巨大地震」の場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

注7 津波による災害の恐れがない場合には、「津波の心配のない」旨または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨について地震情報に含めて発表する。

注8 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、大津波警報又は津波警報、津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

注9 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその

時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

注10 大津波警報については、津波特別警報に位置付ける。ただし、発表時においては「大津波警報」として発表する。

(2) 津波予報

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波警報等解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(3) 津波情報

情報の種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値または2種類の巨大地震の場合の表現で発表(発表される津波の高さは、「(1)ア 大津波警報・津波警報・津波注意報」を参照)。 また、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。 また、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
津波観測に関する情報 (注1)	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表。 また、地震の発生場所(規模)やその規模(マグニチュード)を発表。
沖合の津波観測に関する情報 (注2)	沖合で観測した津波の時刻や高さ、沖合の観測値から推測される沿岸における津波の到達時刻や高さを発表(予報区単位)。
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表。 津波予報(津波の心配がない場合を除く)を含めて発表。

注1 津波観測に関する情報の発表内容

- ① 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

- ② 最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより、避難を遅らせるおそれがあるため、数値ではなく「観測中」として発表する。具体的には次表の通り。

〔沿岸における最大波の観測値の発表内容〕

警報・注意報	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1 m超	数値
	1 m以下	「観測中」
津波警報	0.2m以上	数値
	0.2m未満	「観測中」
津波注意報	高さに関わらず	数値 (津波の高さがごく小さ場合は「微弱」と表現)

注2 沖合の津波観測に関する情報

- ① 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。
- ② 沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ③ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での津波観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準までは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）と発表する。
- ④ なお、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点については、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは、「観測中」と発表する。

警報・注意報	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容	
		沖合における観測値	沿岸での推定値
大津波警報	3 m超	数値	数値
	3 m以下	「観測中」	「推定中」
津波警報	1 m超	数値	数値
	1 m以下	「観測中」	「推定中」
津波注意報	高さに関わらず	数値	数値

津波情報の留意事項等

i) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかでも最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なるこ

- とから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ii) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
 - iii) 津波観測に関する情報
 - ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
 - iv) 沖合の津波観測に関する情報
 - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(4) 地震情報

情報の種類	内容
震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」を付加して発表。
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表。

(5) 緊急地震速報

ア 発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（下表参照））に対して緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

区 域	市町村名
大阪府 北部	大阪市、柏原市、八尾市、東大阪市、大東市、門真市、四條畷市、守口市、寝屋川市、交野市、枚方市、摂津市、吹田市、豊中市、池田市、箕面市、茨木市、高槻市、島本町、豊能町、能勢町
大阪府 南部	松原市、藤井寺市、羽曳野市、大阪狭山市、富田林市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村、堺市、高石市、泉大津市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、忠岡町、田尻町、岬町

注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

イ 伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表した後、日本放送協会に伝達するとともに、府、町等の関係機関への提供に努める。さらに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、全国瞬時警報システム(J-A L E R T)経路による町の防災無線等を通して住民への提供に努める。

日本放送協会は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

2. 津波警報・注意報等の伝達

第4 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報の危険度分布等の概要

種 類	概 要
大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃い紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

第5 住民への周知

防災行政無線、広報車などを利用し、または状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。周知にあたっては、登録携帯へのメールや音声対応、テレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、避難行動要支援者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。

また、台風接近時には、台風の状況と併せ、不要・不急の外出抑制の呼びかけ等の周知を図る。特に、これまで経験したことがない規模の台風が接近している場合、府及び气象台と情報共有・連携を密にし、住民に対し、身の安全確保の呼びかけに努めるものとする。なお、竜巻注意情報については、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のホームページやメールでの周知を図る。

道路管理者は、降雨状況等から通行規制範囲を予め指定し、ホームページ等で周知し、規制の基準に達した場合はできるだけ早く通行規制状況を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨状況の変化に応じて規制区間の見直しを行うものとする。

第2節 警戒活動

方針

町、泉州南消防組合及び関係機関は、災害の発生に備え、警戒活動を行うものとする。

計画

第1 気象観測情報の収集伝達

町及び関係機関は、府等と連携して、迅速かつ的確な気象情報を収集、把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

1. 町

大阪府防災情報システム等により気象予警報、台風情報などの情報収集に努め、水防及びため池担当班等に伝達するものとする。

また、河川・ため池水位、潮位、津波高の状況及び異常現象発見の通報を受けたときは、速やかに関係機関に連絡し、必要な応急対策を実施する。

2. ため池管理者

管理するため池の水位が上昇し、または降雨、地震により溢水のおそれがあると認めるときは、直ちに町長に通報しなければならない。

また、町長は、通報を受けたときは、直ちに泉州南消防組合、泉州農と緑の総合事務所に通報するとともに、必要に応じて岸和田土木事務所、泉佐野警察署にも通報する。

3. 情報交換の徹底

町、府、泉州南消防組合、泉佐野警察署、第五管区海上本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）及び水防関係団体等は、気象観測情報等の交換など、相互連絡に努めるものとする。

第2 水防活動

町及び関係機関は、町域において、洪水、高潮または津波等による災害の発生が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。また、津波の発生時における水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

1. 洪水・高潮警戒活動

- (1) 水防区域の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報を行う。
- (2) 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに水防活動を開始するとともに水防関係団体等に報告する。
 - ア 堤防の亀裂、欠け・崩れ、沈下等
 - イ 堤防からの溢水状況
 - ウ 樋門の水漏れ

- エ 橋梁等構造物の異常
 - オ ため池の流入水・放出水の状況、付近の山崩れ など
- (3) 水防に必要な資機材の点検整備を実施する。
- (4) 防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援を行う。
- (5) 必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

第3 土砂災害警戒活動

(1) 第1次警戒体制

予測雨量で、土砂災害発生基準を超過時

【警戒活動】

- ・各危険箇所において防災パトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。
- ・地元自主防災組織等の活動を要請する。
- ・必要に応じて、警戒区域の設定を行う。
- ・住民等に避難の準備を行うよう広報を行う。

(2) 第2次警戒体制

土砂災害警戒情報を発表時

【警戒活動】

- ・町は適時・適切に、災害対策基本法に基づく避難勧告を行う。

(3) 斜面判定制度の活用

町は、府等と連携し、必要に応じて大阪府砂防ボランティア協会等との連携により、斜面判定士による土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。

第4 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある次のような異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、町長、警察官、海上保安官等に通報するものとする。

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに町長に、また、町長は必要に応じて、大阪管区气象台、府及び関係機関に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図る。

1. 地震

堤防からの漏水、地割れ、湧水の出現、井戸水位の急激な変動、津波の前兆である海面の急激な変動 など

2. 水害（河川、海岸、ため池等）

堤防の亀裂又は欠け・崩れ、堤防からの溢水、堤防の天端の亀裂又は沈下 など

3. 土砂災害

わき水の濁り、がけの亀裂、小石の落下 など

第5 ライフライン・放送・交通事業者等の警戒活動

ライフライン、放送、交通等に関わる事業者は、豪雨、暴風等によって起こる災害に備える。

1. ライフライン事業者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制をとる。

- (1) 水道、工業用水道、下水道（町、府、大阪広域水道企業団）
 - ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
 - イ 応急対策用資機材の確保
- (2) 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）
 - ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
 - イ 応急対策用資機材の確保
- (3) ガス（大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー南部導管部）
 - ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
 - イ 応急対策用資機材の点検、整備、確保
 - ウ 主要供給路線、橋梁架管、浸水のおそれのある地下マンホール等の巡回点検
- (4) 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDD I 株式会社（関西総支社））
 - ア 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置
 - イ 異常事態の発生に備えた監視要員または防災上必要な要員の措置
 - ウ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施
 - エ 災害対策用機器の点検、出動準備または非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施
 - オ 防災のために必要な工事用車両、資機材の準備
 - カ 電気通信設備等に対する必要な防護措置
 - キ その他安全上必要な措置

2. 放送事業者（日本放送協会、民間放送事業者）

気象情報等の収集に努める。

- (1) 電源設備、給排水設備の整備、点検
- (2) 中継・連絡回線の確保
- (3) 放送設備・空中線の天譴
- (4) 緊急放送の準備

3. その他施設管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。

- (1) 道路施設（町、府、近畿地方整備局）
 - ア 定められた基準により、通行の禁止、制限を行う。
 - イ 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導等適切な措置を講ずる。
- (2) 鉄道施設（南海電気鉄道株式会社）
 - ア 定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは速度制限を行う。
 - イ 適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

- (3) 漁港施設（府）
 - ア 施設に被害が生じる恐れがある場合は、供用の一時停止等の措置を講ずる。
 - イ 必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。
- (4) 空港施設（新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社））
 - ア 定められた基準により、航空機離着陸の制限若しくは空港閉鎖を行う。
 - イ 適切な案内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

第6 物資等の事前状況確認

大規模な災害発生のおそれがある場合、町及び府は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第3節 津波警戒活動

第1 避難対策等

町は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示（緊急）を発令することを基本とした具体的な避難情報等の発令基準を設定するとともに、府警察及び第五管区海上保安本部と協力して、避難指示（緊急）、避難誘導等の必要な措置を講ずる。

（1）避難指示（緊急）

町は、次のいずれかの場合、住民や釣り人、海水浴客等の観光客、ドライバー、船舶等に対して、速やかに的確な避難指示（緊急）を行うとともに、高台等の安全な場所に誘導する。

ア 大津波警報、津波警報又は津波注意報を覚知したとき

（ただし、津波注意報については、漁業従事者や沿岸部で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、基本的には海岸堤防等より海側の地域を対象とする）

イ 強い揺れ（震度4程度以上）もしくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合。

（2）周知の方法

町は、避難指示（緊急）及び避難誘導を行う場合は、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）や、広報車等の活用、自主防災組織等住民組織との連携等、あらゆる手段を使って、住民等へ周知する。

周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

（3）水防団及び消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置

水防団は津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として行う。

ア 正確な大津波警報等の収集及び伝達

イ 津波からの避難誘導

ウ 土嚢等による応急浸水対策

エ 救助・救急

消防機関は、消火活動、救助・救急活動及び津波からの避難誘導や広報活動等を実施する。

（4）工事中の建築等に対する措置

町は、工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断するものとする。

（5）施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

第2 水防活動

町、府及び近畿地方整備局は、津波の来襲が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。

1. 大阪府水防本部

- (1) 水防非常配備のための招集体制を確立する。
- (2) 水防管理団体が行う水防活動が十分に行われるよう情報の連絡調整及び技術的な援助を行う。
- (3) 大阪府災害対策本部が設置された場合は、同本部のもと水防活動を実施する。

2 水防管理団体等

- (1) 招集体制を確立する。
- (2) 水防区域の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報を行う。
- (3) 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに、水防作業を開始するとともに、所轄の現地指導班長に報告する。
- (4) 水防に必要な資機材の点検整備を行う。
- (5) 防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援。
- (6) 上記(1)から(5)はあくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで行うこと。

3 防潮扉等の管理者、操作担当者等

- (1) 大津波警報・津波警報・注意報を入手したとき、又はラジオ、テレビ等により知ったときは、水位の変動を監視し、あくまでも防潮扉管理者、操作担当者等の避難時間を確保したうえで、的確に防潮扉等の開閉を行う。
- (2) 水位の変動があったときは、水位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。

第3 ライフライン・放送事業者の活動

ライフライン及び放送に関わる事業者は、地震発生時、第6章第3節に準じた緊急対応を行うとともに、津波からの円滑な避難を確保するため、次の対策を実施する。

1 水道等

町、府及び大阪広域水道企業団は、上水道・工業用水道、下水道施設の破損等による二次災害を軽減させるための措置を行う。また、津波による河川への塩分遡上に関しては事前の情報収集に努め、その影響を最小限に留められるよう措置を行う。

2 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社

電気は、大津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために必要なものであることから、系統の多重化等、電力供給のための体制を確保する。

また、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報活動を実施するなど、必要な措置を講じる。

3 大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー

利用者によるガス栓閉止等火災等の二次災害防止のために必要な措置に関する広報を実施する。

4 西日本電信電話株式会社大阪支店、株式会社NTTドコモ（関西支社）、KDDI株式

会社関西総支社、ソフトバンク株式会社

大津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等必要な措置を講じる。

5 日本放送協会、民間放送事業者

日本放送協会及び民間放送事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、次の対策を実施する。

- (1) 津波に対する避難が必要な地域の居住者等に対しては、大きな揺れを感じたときは、大津波警報等が発表される前にあっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、大津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。
- (2) 被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等防災関係機関や居住者等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意する。
- (3) 発災後も円滑に放送を継続し、大津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずる物とし、その具体的な内容を定める。

第4 交通対策

1 道路

大阪府公安委員会は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間について、必要に応じて交通規制を行う。

2 海上及び航空

- (1) 第五管区海上保安本部は、船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行う。この場合緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- (2) 第五管区海上保安本部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときには、必要に応じて船舶交通を制限し又禁止する。
- (3) 第五管区海上保安本部は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- (4) 第五管区海上保安本部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれのあるときには、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
- (5) 国土交通省、港湾・漁港管理者は、港内航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合は、障害物除去による航路啓開に努める。
- (6) 第五管区海上保安本部、府、町は、津波による危険が予想される場合において、船舶の安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講ずることとし、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、その具体的な内容を定める。

(7) 新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社）は、津波襲来による危険が予測される場合においては、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の来襲のおそれがある旨を周知する。

3 鉄道事業者（南海電気鉄道株式会社）

列車及び乗客等の安全を確保するため、走行路線に津波の来襲により危険度が高いと予想される区間がある場合、運行を停止する。

4 乗客等の避難誘導等

鉄道及びバス、フェリー等旅客船の事業者及び新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社）は、列車の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画を定める。

第5 在港船舶に対する周知活動

第五管区海上保安本部は、津波の来襲が予想される場合には、直ちに航海中及び入港中の船舶に無線及び巡視船艇、航空機等により周知する。

1 周知方法

(1) 船艇による方法

巡視船艇によりサイレンを吹鳴しつつ拡声機により放送する。

(2) 放送による方法

第五管区海上保安本部運用司令センター及び大阪海上保安監部港内交通管制室から無線通信により放送するほか、緊急の際は、日本放送協会等の協力を得てラジオ放送を行う。

2 緊急時の措置

事態が急迫し、関係機関と協議のいとまがないとき、又は市町長から要求のあったときは、状況を適切に判断して避難の指示を行う。

第4節 発災直後の情報収集伝達

方針

町をはじめとする防災関係機関は、相互に連携しながら、直ちに被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

特に、人的被害の数について広報を行う際には、町は防災関連機関と密接に連携しながら適切に行うほか、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を災害対策本部を通して防災関係機関との共有を図る。

計画

第1 情報収集伝達経路

町は、発災後、直ちに防災行政無線や防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行い、府をはじめ関係機関に迅速に伝達する。

第2 情報収集伝達

1. 被害状況の把握

次の情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努めるとともに、府をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。

- (1) 庁舎周辺の被害状況
- (2) 消防機関への通報状況
- (3) 警察署からの情報（通報状況等）
- (4) 防災関係機関からの情報
- (5) 自主防災組織、住民等からの情報
- (6) 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
- (7) その他

2. 町から府及び国への報告

被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）に基づき、原則として大阪府防災情報システムを活用し、府に対して行う。（府に報告できない場合は、内閣総理大臣に対して行う。）但し、地震が発生し、町内で震度5強以上の震度を観測したときは、被害の有無を問わず直接消防庁に報告することとし、応急措置が完了した後は速やかに府に災害確定報告を行う。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明

した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

報告の方法は、原則として大阪府防災情報システムに入力するが、故障等の原因により使用ができなくなった場合は、大阪府防災無線や電話・ファクシミリ等によって報告する。また、必要に応じて大阪府職員（緊急防災推進員）との連携を図る。

なお、火災等に関する報告については、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第第267号）により、府に対して行う。但し、「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、第一報を府に加え、消防庁に対しても報告する。即報に当たっては、区分に応じた様式に記載しファクシミリ等により報告するものとする。また、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、電話による報告も認められるものとする。

第3 防災関係機関の情報収集

町は、発災後、直ちに次の施設等の状況を把握するため、所管する防災関係機関より被害情報等の収集活動を実施する。

1. 河川
2. ため池
3. 海岸・漁港施設
4. 道路・交通施設
5. 上水道・工業用水道
6. 下水道
7. 電力
8. ガス
9. 電気通信
10. 鉄道
11. 空港
12. 船舶
13. 医療機関
14. その他

第4 通信手段の確保

1. 町、府及び関係機関は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

なお、府は、災害応急に必要となる通信機器が不足又は、電源が途絶している場合は、総務省（近畿総合通信局）から通信機器及び電源車の貸与を受ける等通信手段の確保に努める。

2. 電気通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必

要な場合は、総務省を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

3. 西日本電信電話株式会社等は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。

第5節 災害広報

方針

町、府及び関係機関は、相互に協議調整し、住民をはじめ、出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、正確かつきめ細かな情報を提供するものとする。

計画

第1 災害モード宣言

府は、住民や事業者等に、府内に広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」を行う。

1. 発信の目安

(1) 台風

- ア 気象台の予測で、強い台風が大阪府域に接近・上陸し、府域の陸上で最大風速30m/s以上が見込まれる場合
- イ これまで経験のない規模の台風が接近し、上陸時に大潮の時間帯が重なるなどし、想定しうる最大規模の高潮が見込まれる場合

(2) 地震

府域に震度6弱以上を観測した場合

(3) その他自然災害等

その他自然災害等により、府域が重大な危機事態となった場合又はおそれがある場合

2 発信の内容

(1) 台風

- ア 自分の身の安全確保
- イ 出勤・通学の抑制
- ウ 市町村長の発令する避難情報への注意

(2) 地震

- ア 自分の身の安全確保
- イ 近所での助け合い
- ウ むやみな移動の抑制
- エ 出勤・通学の抑制

第2 災害広報

町及び府は、平常時の広報手段を活用するほか、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、避難所への広報紙の掲示など、多様な方法により広報活動を実施する。

1. 広報の内容

(1) 台風接近時の広報

- ア 台風についての情報（進路予想図、予報円 等）や気象の状況
- イ 不要・不急の外出抑制の呼びかけ
- ウ 鉄道等の交通機関の運行情報 等

(2) 発災直後の広報

- ア 地震の規模・津波情報（津波の規模、到達予想時刻等）・余震・気象等の状況
- イ 出火防止、初期消火の呼びかけ
- ウ 要配慮者への支援の呼びかけ
- エ 土砂災害（二次的災害）の危険性 など

(3) その後の広報

- ア 二次災害の危険性
- イ 被災状況とその後の見通し
- ウ 被災者のために講じている施策
- エ ライフラインや交通施設等の復旧状況
- オ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報
- カ 交通規制情報
- キ 義援物資等の取扱い など

2. 広報の方法

- (1) 広報紙の内容変更・臨時発行
- (2) 広報車による現場広報
- (3) 防災行政無線（同報系）による地区広報
- (4) 避難所への職員の派遣、広報紙・ちらしの掲示・配付
- (5) 新聞、ラジオ、テレビによる広報
- (6) 携帯メールや緊急速報メール
- (7) インターネットやSNSの活用
- (8) ケーブルテレビ等への情報提供
- (9) 点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮したきめ細かな広報

3. 災害時の広報体制

あらかじめ選定した災害広報担当者において、情報の一元化を図るとともに、広報資料の作成や防災関係機関との連絡調整を行う。

第3 報道機関との連携

1. 災害放送の要請

町長は、災害に関する予警報の通知を受けたとき、または、自ら災害に関する警報を行い緊急放送が必要であると認めたときは、災害対策基本法の規定に基づき、府を通じて報

道機関に対して放送を要請する。

- (1) 日本放送協会（大阪拠点放送局）
- (2) 民間放送事業者
 - ア 朝日放送テレビ株式会社
 - イ 朝日放送ラジオ株式会社
 - ウ 株式会社毎日放送
 - エ 読売テレビ放送株式会社
 - オ 関西テレビ放送株式会社
 - カ テレビ大阪株式会社
 - キ 大阪放送株式会社
 - ク 株式会社エフエム大阪
 - ケ 株式会社FM802

2. 報道機関への情報提供

町長は、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関に対し、定期的な情報提供を行う。

3. 要配慮者に配慮した広報

(1) 障害者等への情報提供

在宅及び避難所の障害者等への情報伝達を行うため、次の手段で広報を行う。

- ア 視覚障害者への的確な情報提供を行うため、広報紙、テレビ等に情報提供する際にはあわせてラジオ、広報車等の媒体を利用するよう徹底する。
- イ 聴覚障害者への的確な情報提供を行うため、テレビ、掲示板等の多様な媒体を活用するよう徹底する。また、手話通訳者等のボランティアを募集し、福祉避難所等に派遣する。

(2) 外国人への情報提供

被災外国人への情報伝達を行うため、通訳ボランティア、外国人団体等の協力を得て、必要に応じて広報紙等を翻訳するとともに、主要な外国語による広報を行う。

(3) 避難行動要支援者への情報提供

避難行動要支援者に配慮した広報に努める。

第4 広聴活動の実施

町は、被災地住民の要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、効率的な広聴体制の整備に努める。

【第3編 災害応急対策】

第1章 活動体制の確立

第2章 情報収集伝達・警戒活動

第3章 消火、救助、救急、医療救護

第4章 避難誘導

第5章 交通対策、緊急輸送活動

第6章 二次災害防止、ライフライン確保

第7章 被災者の生活支援

第8章 社会環境の確保

第1節 消火・救助・救急活動

方針

町は、被災状況の早期把握と関係機関への情報伝達に努めるとともに、泉州南消防組合、泉佐野警察署、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）及び自衛隊は、相互に連携し、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

計画

第1 消火・救助・救急活動

1. 災害発生状況の把握

町は、被災状況の早期把握に努め、消火・救助・救急活動に必要な情報を迅速かつ的確に収集し、関係機関への情報伝達に努める。

2. 応急活動

(1) 消火活動

- ア 泉州南消防組合は、初動体制を確立し、災害態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し、消火活動を実施する。
- イ 延焼動態から、避難者に火災危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な消防活動を行い、火災の鎮圧に努める。

(2) 救助・救急活動

- ア 泉佐野警察署及び第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）並びに関係機関との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。
- イ 延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

3. 相互応援

- (1) 町及び泉州南消防組合単独では十分に消火・救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、または資機材が必要な場合は、府、他の市町村などに応援を要請する。
- (2) 町は、被災市町村からの要請または相互応援協定に基づき、速やかに応援を行う。被災市町村は、火災の状況、地理、水利の情報を町に対して提供する。
- (3) 海水を利用した消火活動を実施する場合は、必要に応じ、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）に応援を要請する。

第2 各機関による連絡会議の設置

町、府、泉州南消防組合、泉佐野警察署、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基

地・岸和田海上保安署)及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に連絡会議を設置する。

第3 自主防災組織

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に初期消火、救助・救急活動に努めるものとする。

また、泉州南消防組合、消防団、泉佐野警察署など防災関係機関との連携に努める。

第4 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第2節 医療救護活動

方針

町、府、泉州南消防組合及び医療関係機関は、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む）を実施するものとする。

また、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）に対して適宜助言及び支援を求める。

計画

第1 医療情報の収集・提供活動

町は、泉佐野泉南医師会等の協力を得て、人的被害・医療機関被害状況、活動状況及び被災地医療ニーズについて把握し、速やかに府へ報告する。また住民にも可能な限り医療機関情報を提供する。

なお、保健所保健医療調整本部が設置された場合は、各情報を保健所保健医療調整本部に集約し、連携した情報の収集・提供活動を実施する。

第2 現地医療対策

1. 現地医療の確保

(1) 医療救護班の編成・派遣

町は、災害の状況に応じ医療救護班を編成し、医療救護活動を実施するよう努める。

なお、町単独では十分対応できない程度の災害が発生した場合は、府及び赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣要請を行う。

また、保健所保健医療調整本部が設置された場合は、保健所保健医療調整本部を通じて医療救護班の派遣要請を行う。

市町村災害医療センターは、府の要請、又は自ら必要と認めたときは、医療救護班を派遣して医療救護活動を実施し、町はこれに協力及び受入体制の整備に努める。

(2) 医療救護班の搬送

原則として、医療関係機関で所有する緊急車両等を活用し移動することとするが、医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、町が搬送手段を確保し、搬送を行う。

(3) 救護所の設置・運営

町は、必要に応じて応急救護所を設置する。なお、設置場所については、各避難所やその他適当な安全な場所に設置する。

また、医療機関の開設者から承諾が得られた場合、医療機関を医療救護所として指定する。なお、救護所の運営については、別途定めるものとする。

(4) 医療救護班の受け入れ・調整

町は、医療救護班の受入れについて、府の支援・協力のもと救護所への被災状況に応じた配置調整を行う。

2. 現地医療活動

(1) 救護所における現地医療活動

ア 応急救護所における現場救急活動

災害発生直後に編成、派遣された医療救護班等が、応急救護所で応急処置やトリアージ等の現場救急活動を行う。

イ 医療救護所における臨時診療活動

府、各医療関係機関等が派遣する主に診療科別医療班等が、医療救護所で軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

(2) 医療救護班の業務

ア 患者に対する応急処置

イ 医療機関への搬送の要否及びトリアージ

ウ 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療

エ 助産救護

オ 被災住民等の健康管理

カ 死亡の確認

キ その他状況に応じた処置

第3 後方医療対策

1. 後方医療活動

救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受け入れ治療を行う。

(1) 受け入れ病院の選定と搬送

町は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等で提供される患者受け入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

なお、保健所保健医療調整本部が設置された場合は、保健所保健医療調整本部との連携を図る。

(2) 患者搬送手段の確保

ア 陸上搬送

患者の陸上搬送は、原則として泉州南消防組合が所有する救急車で実施する。泉州南消防組合が救急車を確保できない場合は、町及び府が搬送車両を確保する。

イ 航空機搬送

患者のドクターヘリ、消防防災ヘリ及び自衛隊機などの航空機等による搬送は、

町長が必要に応じ、府または大阪市消防局等、関係機関に対し要請する。

2. 災害医療機関の役割

(1) 災害拠点病院

ア 基幹災害拠点病院

基幹災害拠点病院は下記の地域災害拠点病院の活動に加え、患者の広域搬送にかかる地域災害拠点病院間の調整を行う。

イ 地域災害拠点病院

地域災害拠点病院は次の活動を行う。

- ・ 24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する救急患者の受け入れと高度医療の提供
- ・ 災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班の受け入れや派遣及びこれに係る調整
- ・ 地域の医療機関の情報収集と必要に応じた支援
- ・ 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整
- ・ 地域の医療機関への応急用医療資器材の貸出し等の支援

(2) 特定診療災害医療センター

特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患など専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を行う。

ア 疾病患者の受け入れと高度な専門医療の提供

イ 疾病患者に対応する医療機関間の調整

ウ 疾病患者に対応する医療機関等への支援

エ 疾病に関する情報の収集及び提供

(3) 町災害医療センター

町災害医療センターは、次の活動を行う。

ア 田尻町の医療拠点としての患者の受け入れ

イ 災害拠点病院等と連携した患者受け入れに係る地域の医療機関間の調整

(4) 災害医療協力病院

災害医療協力病院は災害拠点病院及び町災害医療センター等と協力し、率先して患者を受け入れる。

第4 医薬品等の確保・供給活動

町は、地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療要資器材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、府に対して供給の要請を行う。

第5 個別疾病対策

町及び府は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策

を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

【第3編 災害応急対策】

第1章 活動体制の確立

第2章 情報収集伝達・警戒活動

第3章 消火、救助、救急、医療救護

第4章 避難誘導

第5章 交通対策、緊急輸送活動

第6章 二次災害防止、ライフライン確保

第7章 被災者の生活支援

第8章 社会環境の確保

第1節 避難誘導

方針

町、泉州南消防組合及び関係機関は、災害から住民の安全を確保するため、相互に連携し、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講ずるものとする。

その際、町は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、町が定める「避難行動要支援者支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に配慮する。

計画

第1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報

町長は、住民の生命または身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難勧告等を行う。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難勧告等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

1. 避難勧告等により立退き避難が必要な住民等に求める行動

警戒レベル	住民等がとるべき行動	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）
警戒レベル1	・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性） （気象庁が発表）	
警戒レベル2	・ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	大雨注意報・洪水注意報 （気象庁が発表）	・氾濫注意情報 ・洪水警報の危険度分布（注意） ・土砂災害に関するメッシュ情報（注意）

<p>警戒 レベル3</p>	<p>高齢者等避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。 	<p>避難準備・ 高齢者等避難開始 (市町村が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布（警戒） ・大雨警報（土砂災害） ・土砂災害に関するメッシュ情報（警戒）
<p>警戒 レベル4</p>	<p>危険な場所から全員避難</p> <p>○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 <p><市町村から避難指示（緊急）が発令された場合></p> <p>○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 ・避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。 	<p>避難勧告、 避難指示（緊急） (市町村が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報 ・洪水警報の危険度分布（非常に危険） ・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険） ・土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）※1
<p>警戒 レベル5</p>	<p>災害発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。 	<p>災害発生情報 (市町村が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報 ・（大雨特別警報（浸水害））※2 ・（大雨特別警報（土砂災害））※2

「大阪府版避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成19年11月）」より抜粋

町は、今後、府が作成する「避難勧告等の判断・伝達マニュアル（津波版）作成ガイドライン」に従い、「田尻町避難勧告等の判断・伝達マニュアル（津波版）」の作成を行うこととする。

また、住民に対して避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告及び避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。

2. 実施者

（1）災害発生情報、避難指示（緊急）、避難勧告

ア 町長は、住民の生命または身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを勧告・指示する。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。（災害対策基本法第60条）

イ 洪水、津波又は高潮、地すべりにより著しい危険が切迫し、町が事務の全部または大部分の事務を行うことができなくなると認められる時は、避難のための立退きの勧告及び指示等に関する措置の全部または一部を府知事が町長に代わって行う。（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

ウ 警察官・海上保安官は、町長による避難の指示ができないと認めるとき、または、町長から要求があったときは、避難のための立退きを指示する。（災害対策基本法第61条）

エ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。（自衛隊法第94条）

オ 水防管理者は、洪水、高潮または津波により著しい危険が切迫していると認められるときは避難のための立退きを指示する。（水防法第29条）

カ 町長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。

キ 町長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示（緊急）や避難勧告を実施する。

(2) 避難準備情報の発令・伝達者

町長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「避難準備・高齢者等避難開始」を発令・伝達する。

第2 洪水、高潮、土砂災害による避難準備の指示

1. 知事又はその命を受けた職員若しくは水防管理者は、河川及びため池で警戒水位に達し、海岸では台風が大阪湾に接近し、風速が20mに達するなど洪水または高潮により被害が発生するおそれがある場合はその必要な地域の住民に対し、広報車等により避難の準備を指示する。
2. 町長は、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所において、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」等に定める基準を超過した場合に、広報車等により住民に避難の準備を広報する。

第3 住民への周知

町長等は、避難指示（緊急）等の実施にあたっては、避難の勧告・指示が出された地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む）、広報車、広報車、Lアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メールなどにより周知徹底を図る。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

第4 避難者の誘導

1. 町

避難誘導に当たっては、町は、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。住民の避難誘導に際し、泉佐野警察署、泉州南消防組合、消防団等の協力を得るとともに、自主防災組織や地区会等の住民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行わせるよう努める。また、避難行動要支援者の確認と誘導について配慮する。

2. 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

3. 避難路の確保

道路管理者及び泉佐野警察署は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

第5 警戒区域の設定

住民の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの退

去を命ずる。

1. 設定者

- (1) 町長は、住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは警戒区域を設定する。（災害対策基本法第63条）
- (2) 町が事務の全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長が実施すべき応急対処の全部または一部を、府知事が代行する。（災害対策基本法第73条）
- (3) 警察官・海上保安官は、町長が現場にいないとき、または町長から要請があったときは警戒区域を設定する。（災害対策基本法第63条）
- (4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長その他職権を行うことができる者がその場にいない限り、警戒区域を設定する。（災害対策基本法第63条）
- (5) 水防団員又は消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場合において、警戒区域を設定する。（水防法第21条）

2. 規制の内容及び実施方法

町長等は、警戒区域を設定したときは、退去の確認または立ち入り禁止の措置を講ずるとともに、泉佐野警察署の協力を得て、可能な限り防犯・防火のためパトロールを実施する。

第2節 指定避難所の開設・運営等

方針

町は、災害が発生したとき、指定避難所を供与し、居住の確保、食糧、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

また、災害による家屋の損壊、滅失により避難を必要とする住民を臨時に受入れることのできる避難所を指定し、開設するものとする。

府は、市町村を支援するため、施設の確保や避難者の移送等を行う。

計画

第1 指定避難所の開設

町長は、避難収容が必要と判断した場合は、安全な指定避難所を指定し、周知するとともに、あらかじめ指名した町職員を、指定避難所を管理するために速やかに派遣し、指定避難所を開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。

ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した地区会、自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。

また、指定避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、指定避難所に指定されていない町の施設を充てるほか、民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請などにより必要な施設の確保を図る。

指定避難所の開設にあたっては、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。この際、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

また、指定避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、指定避難所の開設状況等を適切に府に報告するよう努めるものとする。

第2 指定避難所の管理・運営

指定避難所の運営管理体制について、下記のとおり定める。

1. 避難受入れの対象者

(1) 災害によって現に被害を受けた者

- ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
- イ 現に災害を受けた者であること

- (2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
 - ア 避難勧告・指示が発せられた場合
 - イ 避難勧告・指示は発せられていないが、緊急に避難する必要がある場合
- (3) その他避難が必要と認められる者

2. 災害対策本部との連絡体制

避難所担当者は、避難者、傷病者の数、生活必需物資の状況、その他避難所の状況等を定期的に、一般加入電話、携帯電話、あるいはファックス等で災害対策本部へ報告する。

3. 地区会、自主防災組織及び施設管理者との連携

指定避難所担当者は、地区会、自主防災組織や施設管理者と協力し、災害対策関連情報の提供、物資の分配等に従事し、避難所の効率的な運営に努める。

4. 指定避難所の運営、管理の留意点

- (1) 避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び避難所で自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握に努め、府への報告を行う。
- (2) 混乱防止のための避難者心得の掲示
- (3) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- (4) 生活環境への配慮を行い、常に良好なものとするため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努める。
- (5) 避難行動要支援者への配慮
- (6) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。
- (7) 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。
- (8) 相談窓口の設置（女性相談員の配置に配慮する。）
- (9) 避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れること
- (10) 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、獣医師会その他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること。
- (11) 各指定避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換を行うこと。

また、避難所の運営における女性の参画を推進するため、避難所運営組織に女性を加えるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

第3 避難所の早期解消のための取組み等

町は、府と連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供及び公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給に努める。

第3節 避難行動要支援者への支援

方針

町及び関係機関は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

計画

第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等

1. 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

- (1) 発災時等においては、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、「避難行動要支援者支援プラン」に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障害者その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるとともに、単独での避難行動に支障があると認められる者の避難誘導の実施に努める。また、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。
- (2) 所管する社会福祉施設の施設設備、職員、入所者及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

2. 福祉ニーズの把握

被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

第2 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるとともに、情報の提供について十分配慮する。

1. 在宅福祉サービスの継続的提供

被災した避難行動要支援者に対して、本人の意思を尊重した上で、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努めるものとする。

また、府と協力し、被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

2. 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

町は、府と連携し、社会福祉施設入所者が安心して生活を送れるよう必要な支援を行うとともに、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を

尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

第4節 広域一時滞在への対応

方 針

町は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、府内他市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

府は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとし、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、町からの要求を待ついとまがないときは、町の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を町に代わって行うものとする。

また、町は、府が他の都道府県から被災住民の受入れの協議を受け、被災住民の受入れについて府より連絡を受けた場合は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れることとし、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供することとする。

そのため、町では、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくこととする。

【第3編 災害応急対策】

第1章 活動体制の確立

第2章 情報収集伝達・警戒活動

第3章 消火、救助、救急、医療救護

第4章 避難誘導

第5章 交通対策、緊急輸送活動

第6章 二次災害防止、ライフライン確保

第7章 被災者の生活支援

第8章 社会環境の確保

第1節 交通規制・緊急輸送活動

方針

町、府をはじめ関係機関は、救助・救急・消火、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努める。

泉佐野警察署、道路管理者及び第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）は、災害が発生した場合、または災害がまさに発生しようとする場合において、災害応急活動に必要な交通規制等を実施するものとする。

計画

第1 陸上輸送

1. 地域緊急交通路の確保（町）

（1）災害応急対策実施のための緊急交通路の確保

府が選定した広域緊急交通路に連絡する地域緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を府及び泉佐野警察署に連絡する。

ア 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び泉佐野警察署に連絡する。

イ 通行規制

道路の破損、欠損等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、泉佐野警察署と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止し、または制限する。

ウ 道路啓開

民間建設業者等の協力を得て、啓開作業を行う。

（2）道路交通規制等

緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行う必要がある場合において、府公安委員会より、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動に関する要請を受けた場合、これに従うものとする。

（3）道路啓開等

道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、府警察、他の道路管理者と相互に協力する。

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者（町）自ら車両の移動等を行うものとする。

(4) 交通規制の標識等の設置

町及び泉佐野警察署は、車両の通行を禁止し、または制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

2. 緊急交通路の周知

町、府、泉佐野警察署、道路管理者は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、地域緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。

3. 緊急通行車両等の確保（町）

(1) 事前届出済の車両

災害が発生し、災害対策に車両等を使用する必要がある場合、事前届出済の車両について、直ちに事前届出済証を泉佐野警察署に提出し、標章及び証明書の交付を受ける。

(2) 新たに必要となった車両

災害発生後、新たに災害対策に使用することとなった車両等について、府知事または府公安委員会（泉佐野警察署）に対して、緊急通行車両の確認申請を行う。

(3) 標章及び証明書の交付

緊急通行車両等の認定を受けた場合は、府知事または府公安委員会（泉佐野警察署）から所定の標章及び証明書が交付されるので、車両等の前面の見やすい位置に張り付ける。

(4) 一般車両の通行禁止等

公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者及び漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

4. 輸送基地の確保（施設管理者）

(1) 陸上輸送基地に選定された施設の管理者は、施設及びその周辺の被害状況や施設の利用可能状況を把握し、府に報告する。

(2) 施設管理者は、輸送活動の支障となる障害物の除去に努める。

5. 重要物流道路等における道路啓開等の支援

国は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

第2 水上輸送

町及び府は、泉佐野警察署、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）、自衛隊及び近畿旅客船協会等の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

第3 航空輸送

1. 輸送基地の確保

- (1) 町は、災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を把握し、府に報告する。
- (2) 町及び府は、大阪市消防局、泉佐野警察署、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）、自衛隊と協議し、開設するヘリポートを検討する。

2. 輸送手段の確保

町及び府は、大阪市消防局、泉佐野警察署、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）、自衛隊、新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社）等の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

第2節 交通の維持復旧

方針

道路、鉄道、漁港及び空港施設の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるとともに、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

計画

第1 被害状況の報告

各施設の管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し被害が生じた場合は、その状況を町または府に報告する。

第2 各施設管理者の対応

1. 道路施設管理者（町、府、近畿地方整備局）

- (1) あらかじめ定めた基準により、通行の禁止または制限を実施する。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、泉州南消防組合、泉佐野警察署に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

2. 鉄道施設管理者（南海電気鉄道株式会社）

- (1) あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは、速度制限を行う。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、泉州南消防組合、泉佐野警察署に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

3. 漁港施設（府）

- (1) 漁港施設に被害が生じたときは、供用の一時停止等の措置を講ずる。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて泉州南消防組合、泉佐野警察署、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 利用者の混乱を防止するため、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

4. 空港施設（新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社））

- (1) 滑走路、エプロンその他の空港土木基本施設及び管制施設等に被害が生じたときは、供用の一時停止等の措置を講ずる。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて泉州南消防組合、泉佐野警察署、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）に

通報し、出動の要請を行う。

- (3) 利用者の混乱を防止するため、適切な案内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

第3 障害物の除去

各管理者は交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、各管理者が責任をもって廃棄又は保管の措置をとる。

第4 各施設の復旧

1. 道路施設（町、府、近畿地方整備局）

- (1) 被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋りょうなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。
- (2) 被害状況によっては、他の道路管理者から応援を受ける。
- (3) 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

2. 鉄道施設（南海電気鉄道株式会社）

- (1) 線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、段階的な応急復旧を行う。
- (2) 被害状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。
- (3) 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

3. 漁港施設（府）

- (1) 係留施設、臨港交通施設、外郭施設などの応急復旧を行う。
- (2) 使用状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関、報道機関を通じ広報する。

4. 空港施設（新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社））

- (1) 滑走路、航空管制施設などの航空機の離発着に不可欠な施設を優先して応急復旧を行い、併せてエプロンなどの応急復旧に努める。被害が大きい場合には、部分再開のための空港施設の応急復旧に努める
- (2) 被害状況によっては、他の空港管理者からの応援を受ける。
- (3) 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

【第3編 災害応急対策】

第1章 活動体制の確立

第2章 情報収集伝達・警戒活動

第3章 消火、救助、救急、医療救護

第4章 避難誘導

第5章 交通対策、緊急輸送活動

第6章 二次災害防止、ライフライン確保

第7章 被災者の生活支援

第8章 社会環境の確保

第1節 公共施設応急対策

方 針

町は、府、泉州南消防組合及び関係機関と連携し、余震または大雨による浸水、がけ崩れ及び建築物の倒壊などに備え、二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努めるものとする。

計 画

第1 公共土木施設等

1. 被災施設・危険箇所の点検、応急措置

町及び施設管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行う。

2. 避難及び立入制限

町及び施設管理者は、著しい被害が生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

橋梁など道路施設については、緊急点検調査を実施し通行に危険があると判断される場合は通行規制を行い、警察等関係機関に連絡する。

土砂災害危険箇所については、二次災害防止のため、必要に応じ、府に対して斜面判定士の派遣を要請する。

第2 公共建築物

町及び府は、建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

第3 応急対策

施設管理者等は、危険がなくなったあと、被害の程度に応じた仮工事により、施設の応急の機能確保を図る。

第2節 民間建築物等応急対策

方針

町及び関係機関は、建築物の倒壊、アスベストの飛散などに備え、二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

計画

第1 民間建築物等

1. 危険度判定

(1) 民間建築物

町は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じ、府に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

また、応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

(2) 宅地

町は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする箇所の危険度判定を実施する。実施にあたっては必要に応じ、府に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

町は、危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により宅地の使用者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

2. 空き家等の対策

町は、必要に応じて、空き家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知し、倒壊等の二次災害の防止に努める。

第2 危険物（危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物施設）等

1. 施設の点検、応急措置

危険物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。

町は、必要に応じて、立入検査を行うなど、適切な措置を講ずる。

2. 避難及び立入制限

危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第3 放射性物質（原子力施設、放射性同位元素に係る施設等）

1. 施設の点検、応急措置

原子力事業者等は、放射線の漏洩及び放射性物質の飛散等を防止するため、施設の点検、応急措置、環境監視などを実施する。

2. 避難及び立入制限

原子力事業者等は、施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生するおそれがある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第4 文化財

町及び指定管理者は、被災状況を調査し、その結果を町教育委員会を經由して府教育委員会に報告する。

第3節 ライフライン・放送の確保

方針

ライフライン及び放送に関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施するものとする。

災害により途絶したライフライン施設、放送施設については、速やかに応急措置等を進めるとともに応急供給、サービス提供を行うものとする。

計画

第1 被害状況の報告

ライフラインに関わる事業者は、被害が発生した場合には、速やかに施設設備の被害状況を調査し、被害が生じた場合は町及び府に報告する。

第2 各事業者における対応

1. 水道・工業用水道（大阪広域水道企業団）

（1）応急措置

被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼働の停止または制限を行い、必要に応じて、泉州南消防組合、泉佐野警察署及び付近住民に通報する。

（2）応急給水

- ア 大阪府域で震度5弱以上の震度を観測した場合、その他の災害により必要な場合、応急給水・復旧活動等に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。
- イ 給水車、トラック等により、応急給水を行う。
- ウ 被害状況を勘案しながら、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急給水を行う。
- エ 被害状況等によっては、他の水道事業者等に対し応援を要請する。

（3）広報

被害状況、給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達するほか、各水道事業者等のホームページに状況等を掲載するなど、幅広い広報に努める。

2. 下水道（町、府）

（1）応急措置

- ア 停電等によりポンプ施設の機能が停止した場合は、排水不能がおこらないよう、発電機によるポンプ運転を行う等必要な措置を講ずる。
- イ 下水管渠の被害には、汚水、雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講ずる。
- ウ 被害の拡大が予想される場合は、必要に応じて、施設の稼働の停止又は制限を行うとともに、泉州南消防組合、泉佐野警察署及び付近住民に通報する。

(2) 応急対策

- ア 被害状況を勘案して、必要度の高いものから応急対策を行う。
- イ 被害状況等によっては、協定や要請に基づき、他の下水道管理者から支援を受ける。

(3) 広報

- ア 生活水の節水に努めるよう広報する。
- イ 被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

3. 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

(1) 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、関係機関並びに付近住民に通報する。

(2) 応急供給

- ア 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努める。
- イ 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- ウ 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- エ 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。
- オ 被害状況を勘案して、必要度の高いものから応急供給を行う。
- カ 再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。

(3) 広報

- ア 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカを必ず切ることなど電気施設及び電気機器の使用上の注意について広報活動を行う。
- イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを町並びに関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

4. ガス（大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー南部導管部）

(1) 応急措置

地震により、ガスの漏洩による二次災害が発生する恐れがある場合は、供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

(2) 応急供給

- ア 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから応急供給を行う。
- イ 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。
- エ 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

(3) 広報

- ア 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

5. 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社（関西総支社））

(1) 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- ア 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。
- ウ 非常・緊急通話または非常・緊急電報は、一般の通話または電報に優先して取り扱う。
- エ 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる（西日本電信電話株式会社）。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

(2) 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所・避難所に被災者が利用する特設電話の設置に努める。

(3) 設備の応急対策

- ア 被災した電気通信設備等の応急対策は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- イ 必要と認めるときは、応急対策に直接関係のない工事に優先して、復旧工事を要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
- ウ 応急復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

(4) 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急対策においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

6. 放送事業者（日本放送協会、民間放送事業者）

- (1) 放送体制の確保に努める。
- (2) 非常放送を実施する。
- (3) 災害情報の的確な収集・取材と報道に努める。
- (4) 施設の応急復旧を進める。
- (5) 日本放送協会は、避難所等有効な場所に受信機を貸与するほか、視聴者への災害情報の提供に努める。

第4節 農水産業関係応急対策

方 針

町、府及び関係機関は、農水産業に関する応急対策を講ずるものとする。

計 画

第1 農業用施設

1. 町

被害状況の早期把握に努め、被災意識や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ応急措置を講ずる。

2. 土地改良区等

管理施設（ため池、農道、水路等）が損傷した場合は、関係機関に連絡し、その協力を得て応急措置を講ずる。

第2 漁港施設

町、府及び漁業協同組合は、漁港の各施設に被害を受けたときは、速やかにその状況を的確に把握し、機能維持のため、漁港を管理する府に対して、応急及び復旧促進に関する措置を要請する。

第3 農作物

町、府及び農業協同組合は、農地、施設及び農作物に被害が生じた時は、施肥、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起こしなど応急措置の技術指導を行う。

第4 畜産

町は、畜産関係団体及び府の協力を得て、災害時において、家畜の伝染病発生には特に警戒を行い、予防とまん延防止のため、応急対策として次の措置を講ずる。

1. 伝染病の発生等について、速やかに府に連絡し、府の防疫計画に基づき必要な伝染病予防対策を実施する。
2. 伝染病発生畜舎の消毒については、府の指定により実施する。
3. 伝染病発生に伴う必要消毒薬または一般疾病薬品等については、府に斡旋を要請する。

【第3編 災害応急対策】

第1章 活動体制の確立

第2章 情報収集伝達・警戒活動

第3章 消火、救助、救急、医療救護

第4章 避難誘導

第5章 交通対策、緊急輸送活動

第6章 二次災害防止、ライフライン確保

第7章 被災者の生活支援

第8章 社会環境の確保

第1節 支援体制

方針

町は、大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、町及び府は、長期間の対応が可能な支援体制の整備を図り、被災者の精神的な安心と、一刻も早い日常生活の回復につなげる。

第2節 住民等からの問い合わせ

方針

府及び市町村は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

町及び府は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、泉州南消防組合、泉佐野警察署等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第3節 災害救助法の適用

方針

町は、自ら実施する災害応急措置のうち、災害により住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、その旨を府知事に報告するとともに法の適用を申請する。

計画

第1 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、町における適用の基準は、次の何れかに該当する災害に適用される。

1. 町で40世帯以上の住家が滅失したとき
2. 大阪府下で、2,500世帯以上の住家が滅失した場合であって、町で20世帯以上の住家が滅失したとき
3. 大阪府下で12,000世帯以上の住家が滅失した場合または災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかったものの救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、町で多数の世帯の住家が滅失したとき
4. 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき

※住家滅失世帯数の算定基準

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、次の基準による。

- (1) 全壊、全焼または流出世帯は1世帯とする。
- (2) 半壊、半焼、著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1世帯とする。
- (3) 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって1世帯とする。

第2 適用手続き

1. 災害救助法の適用要請手続き

町長は、町域における地震災害が「第1の適用基準」に該当するとき、または該当する見込みがあるときは、直ちに次の事項を府知事に報告し、適用の要請をしなければならない。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 法の適用を要請する理由
- (4) 法の適用を必要とする期間
- (5) 既に行った救助措置及び今後取ろうとする救助措置

2. 適用要請に支障のある時の措置

町長は、災害の事態が急迫して、府知事による救助の実施を待つことができないとき、または通信の遮断等によりやむを得ないときは、災害救助法による救助に着手し、その後速やかに府知事に状況を報告するとともに、その後の措置について府知事の指揮を受けなければならない。

第3 救助の内容

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。ただし、1のうち応急仮設住宅の供与、6及び7については府が実施し、その他については、町が府の委任を受け実施する。

1. 受入れ施設（応急仮設住宅を含む）の供与
2. 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
3. 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
4. 医療及び助産
5. 災害にかかった者の救出
6. 災害にかかった住宅の応急修理
7. 生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与
8. 学用品の給与
9. 埋葬
10. 死体の捜索及び処理
11. 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第4節 緊急物資の供給

方針

町及び府は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。

また、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

町及び府は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。

計画

第1 給水活動

町は、府及び大阪府広域水道企業団と相互に協力して、速やかな給水に努める。

1. 給水の方法

給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

- (1) 浄水池、配水池等の給水拠点での給水の実施
- (2) 給水車・トラック等による給水の実施
- (3) 仮設給水栓・共用栓の設置、応急仮配管の敷設による給水の実施
- (4) 給水用資機材の調達
- (5) 住民への給水活動に関する情報の提供
- (6) 飲料水の水質検査及び消毒
- (7) ボトル水・缶詰水の配布

2. 水道施設の被害、汚染防止及び応急復旧

- (1) 災害による水道施設の損壊、汚染防止に対処するため、必要な技術要員の待機、資材の確保を図るとともに、保全対策を次のとおり実施するものとする。
 - ア 緊急修理資機材及び消毒剤を集結し、出動体制を整備する。
 - イ 施設を巡回し、事故発生の有無を確認する。
- (2) 水道施設が被災し、または水道水源が汚染するなどの被害を受けたときは、直ちに次の措置をとるものとする。
 - ア 施設の損壊、漏水の障害を応急復旧する。

- イ 水道が汚染し、飲料水として使用することが不適当なときは、直ちにその使用禁止停止及び制限等の措置をとる。
- (3) 水道施設の損壊等により、浄水の供給が広範囲に不可能となったときは、直ちに事故報告を府知事に提出するものとする。

3. 給水の対象等

飲料水供給の対象、供給期間、供給に要する費用の限度等は、災害救助法が適用された場合に準ずるものとする。

4. 応援要請

被害が甚大で、町単独で実施困難な場合は、速やかに大阪府水道震災対策相互応援協定に基づく応援要請を行う。

第2 食料・生活必需品の供給

町、府及び関係機関は、被災者に対して、迅速かつ円滑に、食料及び生活必需品を供給する。

1. 町、府及び防災関係機関の役割

町は、発災時において、必要な物資を確保供給するため、次の措置を講ずる。さらに、不足する場合は、府等に対し応援を要請する。なお、他の市町村、農林水産省、近畿農政局（大阪地域センター）、日本赤十字社大阪府支部に応援を要請した場合は、府に報告する。

(1) 町の役割

- ア 避難所ごとの必要量の算定
- イ 災害用備蓄物資の供給
- ウ 物資の調達

(2) 府への応援要請

町は、府に対し次の措置を講じるよう、応援を要請する。

- ア 必要量、ニーズの情報収集
- イ 災害用備蓄物資の供給
- ウ 市町村間の応援措置について指示
- エ 近畿農政局（大阪地域センター）、日本赤十字社大阪府支部に対し、それぞれ、食料、食塩、毛布、日用品等の供給
- オ 物資が不足する場合は、広域応援協定に基づく要請
- カ 町の集積地までの応援物資等の輸送

(3) 関係機関

町及び府からの要請があった場合は、次の措置を講じる。

- ア 農林水産省
応急用食料品の供給要請及び米穀の供給
- イ 近畿農政局（大阪地域センター）
応急用食料品（精米等）並びに政府米の供給について連絡・調整

- ウ 日本赤十字社大阪府支部
毛布、日用品の備蓄物資の供給
- エ 近畿経済産業局
生活必需品等の調達に関する情報の収集及び伝達
- オ 関西広域連合
救援物資の調達に関して、国、全国知事会などとの連絡・調整及び必要な物資の確保

2. 食料の供給

町は、被災者に対して、食料の供給及び調達を円滑にするため、災害用食料の緊急調達方法を確立し、被災者の食生活を確保するものとする。

(1) 食料の調達

町で備蓄する食料の他、あらかじめ町内業者と協議を行い、必要な食料の調達を図るものとするが、町単独では必要数量を調達できないときは、府に要請して府備蓄食料の提供を受けるものとする。

(2) 要配慮者への配慮

要配慮者には必要に応じておかゆ等食べやすい食料の供給を行う。また、乳幼児には、粉ミルク、液体ミルクの供給を行う。

(3) 供給方法

ア 炊き出しは、避難所に受入れされた罹災者に対し、各避難所等において実施する。

町長は、各避難所等において炊き出しに使用できる設備等の現況を把握しておくとともに、器材の調達についても器材調達先等を定めておくものとする。

イ 炊き出し以外の食料の供給については、配給品目、数量等を明らかにし、罹災者間に不公平が生ずることのないよう適切に実施しなければならない。

ウ 食料の供給に当たっては衛生的に取り扱うことに特に注意して行う。

(4) 炊き出し、配給の基準等

炊き出し、配給の対象者、支給制度、期間等は災害救助法に定める基準によるものとする。

3. 生活必需品の供給

町は、災害時において、被災者に対して、寝具、被服その他生活必需品を円滑に供給するため、平常時から卸売業者、大規模小売店等における生活必需品の提供可能量の把握確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう措置するとともに、自らも備蓄に努めるものとする。

(1) 調達方法

町で備蓄している生活必需品の他、あらかじめ町内の関係業者の協力を得て協議のうえ調達するものとし、必要量が確保できない場合は、府に対して物資の調達あっせんを依頼する。

(2) 供給

被災者に対する生活必需品等の供給については、被災世帯数、人員、家族構成等を確実に把握したうえで、民間協力団体及び町内業者の協力をもとに実施し、罹災者に不公平が生ずることのないよう適切に実施するものとする。

ア 生活必需品等の範囲

- ① 寝具（毛布、布団等）
- ② 被服（肌着等）
- ③ 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）
- ④ 食器（茶わん、皿、はし等）
- ⑤ 保育用品（ほ乳瓶等）
- ⑥ 光熱材料（マッチ、ローソク、液化石油ガス等）
- ⑦ 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ）
- ⑧ 衛生用品（紙おむつ、生理用品等）

(3) 配給数量等の基準

物資配給の対象者、配給品目、配給のため支出できる経費の限度、期間等は、災害救助法が適用された場合に準ずるものとする。

第5節 住宅の応急確保

方 針

町及び府は、被災者の住宅を確保するため、速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の提供等必要な措置を講ずるものとする。応急仮設住宅への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障害者を優先する。

計 画

第1 被災住宅の応急修理

町は、府から委任を受けた場合、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊または半焼し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

第2 住宅障害物の除去

1. 町は、府から委任を受けた場合、がけ崩れ、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしては除去できない者に対して障害物の除去を行う。
2. 町は、必要に応じ、府に対して要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等を要請する。

第3 応急仮設住宅の建設

町は、府から委任を受けた場合、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼または流失し、住宅を確保することができない者に対し、府と建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、建設型仮設住宅（建設して供給するものをいう。以下同じ）を供与する。

1. 建設型仮設住宅の管理は、府と協力して実施する。
2. 集会施設等生活環境の整備を促進する。
3. 入居者に建設型仮設住宅を供与する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。
4. 高齢者、障害者に配慮した建設型仮設住宅を建設するよう努める。

第4 応急仮設住宅の借上げ

民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、建設型仮設住宅の供与のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「借上型仮設住宅」という。）を積極的に活用する。

第5 応急仮設住宅の運営管理

町及び府は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、町と府は連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者

の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

第6 公共住宅への一時入居

町及び府は、応急仮設住宅の建設状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府・町営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。

第7 住宅に関する相談窓口の設置等

1. 町は府に協力して、応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組織化する。
2. 町及び府は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空き家の把握に努めるとともに貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。

第6節 応急教育等

方針

町及び府の教育委員会並びに関係機関は、文教施設の被災または小中学校児童生徒及び保育園児の罹災により、通常の教育・保育ができない場合、次の応急教育・保育措置を講じる。

計画

第1 教育施設の応急整備

町及び府の教育委員会は、被害を受けた公立学校の授業実施のため、施設、設備の応急復旧及び代替校舎の確保に努める。

第2 応急教育体制の確立

1. 応急教育の実施

(1) 学校長

教職員及び児童・生徒の被災状況や所在地を確認するとともに、教育施設の状況を踏まえ、町若しくは府教育委員会と協議し、応急教育実施のための措置を講ずる。

ア 校舎が避難所として利用されている場合の町との協議

イ 校区外に避難した児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡

(2) 町

学校が避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

(3) 町及び府の教育委員会

児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。

2. 学校給食の応急措置

学校長及び町教育委員会は、学校給食の実施に支障がある場合は、速やかに学校給食用物資の確保、給食施設等の復旧などの措置を講ずる。

第3 就学援助等

1. 就学援助等に関する措置

町教育委員会は、被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった町立学校の児童・生徒に対し、就学援助費の支給等について必要な措置を講ずる。

2. 学用品の支給

町は、災害救助法に基づき、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒・高校生徒に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。

3. 児童・生徒の健康管理

町及び府の教育委員会及び学校長は、被災児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、学校医及び保健所、子ども家庭センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

第4 応急保育

1. 保育児童の安全確保

町及び関係機関は、災害が発生し、または発生するおそれのある場合には、休園、中途帰宅等適切な措置をとるものとする。

2. 保育施設の応急整備

町及び関係機関は、被害を受けた保育園の保育実施のため、施設、設備の応急復旧及び代替施設の確保に努める。

3. 保育児童の健康保持

町及び関係機関は、被災地区の保育児童に対し、保健所の指示・援助により、健康診断、検便等を行い健康保持に十分注意するとともに、感染症予防についても適当な指導を行うものとする。

第7節 自発的支援の受入れ

方 針

町は、町内外から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関と連携を密にし、適切に対処するよう努めるものとする。

計 画

第1 ボランティアの受入れ

町は、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、田尻町社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO及びその他ボランティア活動推進機関と、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

1. 受入れ窓口の開設

町社会福祉協議会は、ボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口を開設する。

2. 活動内容

- (1) 被災者に対する炊き出し
- (2) 救援物資の仕分け・配付
- (3) 高齢者・障害者など要配慮者の介助
- (4) 避難所内における給食・清掃などの運営補助
- (5) 要配慮者などのニーズ把握や安否確認
- (6) その他（被災者に対する支援活動等）

3. 活動拠点の提供

町は、ボランティア活動に必要な場所、ボランティア関係団体への情報の提供に努める。

第2 義援金品の受付・配分

町又は府などに寄託された被災者あての義援金品の受付、配分は次により行う。

1. 義援金

- (1) 受付
ア 町に寄託される義援金は、あらかじめ定めた窓口において受け付ける。
- (2) 配分
ア 義援金の配分方法等については、関係する機関が協議して決定する。

イ 町は、府または日本赤十字社等から配分を委託された義援金を配分する。

2. 義援物資

町は、あらかじめ定めた計画に従い、義援物資の受付、保管、配分、輸送を行う。

3 義援物資提供の際の住民・企業等の配慮

被災地に義援物資を提供しようとする住民・企業等は、被災地のニーズに応じた物資提供とするよう、また、梱包に際して品名を明示する等、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送ができるよう十分に配慮した方法で行うよう努める。

町及び府は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

第3 海外からの支援の受入れ

町、府をはじめ関係機関は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講ずる。

1. 国との連絡調整

海外からの支援の受入れは、基本的に国において推進されることから、国、府と十分な連絡調整を図りながら対応する。

2. 支援の受入れ

(1) 町は、府と連携し、次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。

ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等

イ 被災地のニーズと受入れ体制

(2) 町は、海外からの支援の受入れにあたって、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて府と連携し、次のことを行う。

ア 案内者、通訳等の確保

イ 活動拠点、宿泊場所等の確保

【第3編 災害応急対策】

第1章 活動体制の確立

第2章 情報収集伝達・警戒活動

第3章 消火、救助、救急、医療救護

第4章 避難誘導

第5章 交通対策、緊急輸送活動

第6章 二次災害防止、ライフライン確保

第7章 被災者の生活支援

第8章 社会環境の確保

第1節 保健衛生活動

方針

町及び府は、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずるものとする。

計画

第1 防疫活動

町及び府は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、府と緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動等を実施する。また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災部局と保健医療部局をはじめとする関係部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

1. 防疫活動

町は、府の指導、指示により、次の防疫活動を実施する。

- (1) 消毒措置の実施（感染症法第27条）
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）
- (3) 避難所の防疫指導
- (4) 臨時予防接種（予防接種法第6条）
- (5) 衛生教育及び広報活動

2. 薬品の調達・確保

町または町が防疫業務を委託する事業者は、防疫に必要な薬品を調達、確保する。

3. 府への協力要請

町は、自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、府に協力を要請する。

第2 被災者の健康維持活動

町は、府と連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等被災者の健康維持に必要な活動を実施する。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

1. 巡回相談等の実施

- (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。

- (2) 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
- (3) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

2. 心の健康相談等の実施

- (1) 災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

第3 保健衛生活動における連携体制

町及び府は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施等体制整備に努める。

第4 動物保護等の実施

町、府及び関係機関は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

1. 被災地域における動物の保護・受入れ

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は府、大阪府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等に努める。

2. 避難所における動物の適正な飼育

町は、府と協力して、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

3. 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに、町、府、警察等関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

第2節 廃棄物の処理

方針

町及び府は、し尿、ごみ及び災害廃棄物等について、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施するものとする。

計画

第1 し尿処理

1. 初期対応

- (1) 上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設便所の必要数を把握する。
- (2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (3) 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障害者に配慮しつつ、速やかに仮設便所を設置する。

2. 処理活動

- (1) 速やかにし尿の収集処理体制を確保する。
- (2) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設便所の衛生状態を保つ。
- (3) 必要に応じて、府、近隣市町村、関係団体に応援を要請する。

第2 ごみ処理

1. 初期対応

- (1) 避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。
- (2) ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

2. 処理活動

- (1) 被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。
- (2) 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。
- (3) 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
- (4) 殺虫剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。
- (5) 必要に応じて、府、近隣市町村、関係団体に応援を要請する。

第3 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理

町及び関係機関は、「田尻町災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物等の適切な処理を実施する。

1. 初期対応

- (1) 災害廃棄物等の種類等を勘案し、発生量を把握する。
- (2) 災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物等の最終処分までの処理ルート確保を図る。

2. 処理活動

- (1) 災害廃棄物等処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- (2) 災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。
- (3) アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び事業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- (4) 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。
- (5) 必要に応じて、府、近隣市町村、関係団体に応援を要請する。なお、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、町社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

第3節 遺体対策

方針

町、泉佐野警察署、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）等は、遺体対策、埋葬について、必要な措置をとるものとする。

計画

第1 遺体対策

1. 災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体は、警察又は第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）による検視（死体調査）、医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することがないように留意する。
2. 身元不明の遺体については、泉佐野警察署、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。
3. 遺族が遺体対策、埋葬を行うことが困難若しくは不可能である場合は、町が代わって実施する。
 - (1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
 - (2) 火葬場の稼働状況、棺の確保状況等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達をはじめ必要な資機材の確保、遺体搬送の手配等を実施する。
 - (3) 遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給など、必要な措置を講ずる。
4. 遺体安置所の運営管理
 - (1) 町は、警察等による災害発生時の迅速な警察活動（検視等）に協力するため、医療関係者の確保及び遺体安置所の事前指定を行う。また、他市町村からの要請による受入れや、収容数を超えた場合に対応するための二次的安置所について検討する。
 - (2) 遺体安置所には担当職員を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための担当員等の配置について検討する。
 - (3) 警察から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。
 - (4) 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等の死亡届の扱いについて、あらかじめ所管する法務局担当者と協議、調整を行う。
 - (5) 停電及び断水等に備えて、非常用電源となる発電発動機及び照明器具、また、遺体を洗浄するために大量の水が必要となることから、計画段階においてタンク車等の確保に努める。
 - (6) 遺体対策に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等についてあらかじめ検討しておく。

第2 応援要請

町において、遺体対策、埋（火）葬の実施が困難な場合、府が作成する大阪府広域火葬計画に基づき府に対して必要な措置を要請する。

第4節 社会秩序の維持

方針

町、府をはじめ関係機関は、流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずるものとする。

計画

第1 住民への呼びかけ

町及び府は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第2 物価の安定及び物資の安定供給

町、府及び関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

1. 消費者情報の提供

生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

2. 生活必需品等の確保

生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、府、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

3. 災害緊急事態布告時の対応

内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合は、これに応ずるよう努める。

【付編 東海地震の計画宣言に伴う対応】

第1節 総則

第1 目的

内閣総理大臣は、東海地震に係る地震予知情報を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づき地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の居住者等に対して、警戒態勢をとるべき旨を公示するなどの措置をとらなければならないこととされている。

町は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止に努め、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講じ、住民の生命、身体及び財産の安全確保に努めることとする。

第2 基本方針

1. 町は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言発せられている間においても、都市機能は平常どおり確保する。
2. 原則として、警戒宣言が発せられたときから地震の発生または警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発せられるまでの間についても、必要な措置をとる。
3. 東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生する恐れもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。
4. 災害予防対策及び応急対策は、本計画 第2編「災害予防対策編」、第3編「災害応急対策編」で対処する。

第2節 東海地震注意情報発表時の措置

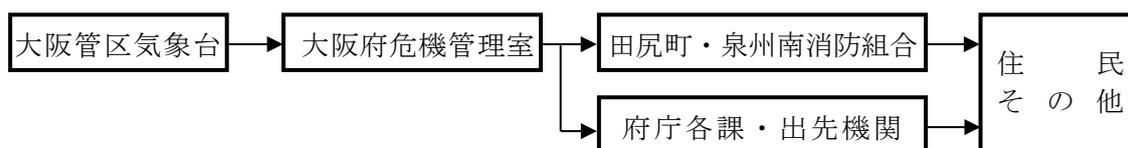
方針

町をはじめ関係機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言の発せられることに備えて、速やかな対応ができるよう準備するものとする。

計画

第1 東海地震注意情報の伝達

1. 伝達系統



2. 伝達事項

- (1) 東海地震注意情報の内容
- (2) その他必要な事項

第2 警戒体制の準備

町をはじめ関係機関は、職員の待機、非常配備など対策（警戒）本部の設置を準備するとともに、東海地震予知情報及び警戒宣言の収受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報などの準備を行う。

泉州南消防組合は、非常警備を発令して警戒体制を整え、警防本部を設置する。

第3節 警戒宣言が発せられた時の対応措置

方針

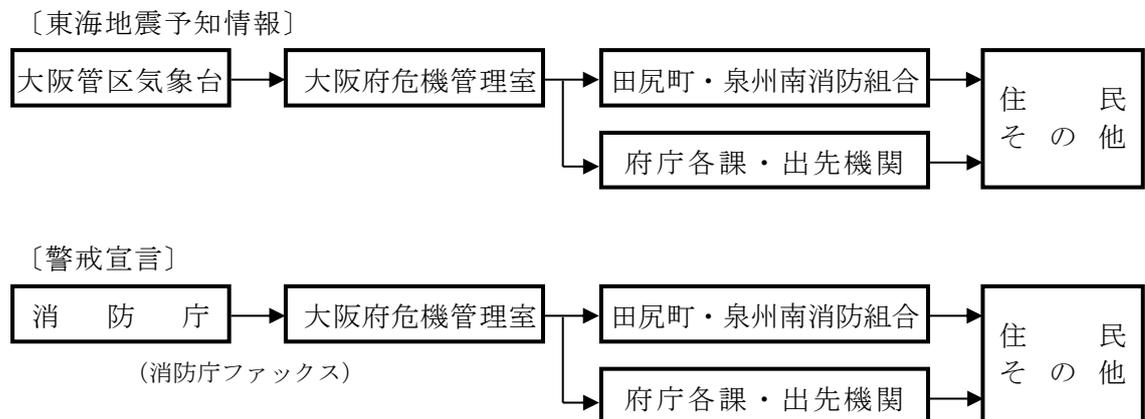
町をはじめ関係機関は、警戒宣言が発せられたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講ずべき事前の対策を進めるものとする。

計画

第1 東海地震予知情報等の伝達

町及び府は、東海地震予知情報が発表された場合や警戒宣言が発せられたときは、迅速に住民・事業所に伝達する。

1. 伝達系統



2. 伝達事項

[東海地震予知情報]

- (1) 東海地震予知情報
- (2) その他必要と認める事項

[警戒宣言]

- (1) 警戒宣言
- (2) 警戒宣言解除
- (3) その他必要と認める事項

第2 警戒体制の確立

町及び関係機関は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまでまたは警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

但し、東海地震と南海トラフ地震が同時又は連続して発生する恐れもあることから、警戒宣言の解除が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。

1. 組織動員配備体制の確立

- (1) 町は、震度予想や地域の実情に応じて、府に準じた組織体制をとる。
- (2) 町は、必要な動員配備体制をとる
- (3) その他の防災関係機関は、災害対策（警戒）本部を設置し、動員配備を行う。
- (4) 町は、情報交換を通じて府及び関係機関相互の連携を強化し、必要に応じて協力要請を行う。
- (5) 町は、実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材等の準備、点検を行う。

2. 消防活動等

町及び泉州南消防組合は、迅速な消防活動ができるよう適切な措置を講ずる。

- (1) 東海地震予知情報等の収集と伝達
- (2) 出火・延焼、浸水等の危険地域に対する巡回等による警戒
- (3) 消防水利、消防・水防用資材機材の確保、点検整備
- (4) 危険物等の管理、出火防止の徹底指導

3. 交通の確保・混乱防止

道路管理者及び泉佐野警察署は、関係機関との緊密な連携のもと、情報収集に努め、交通の確保・混乱の防止等の警備活動を実施する。

- (1) 交通規制、交通整理
- (2) 交通規制等への協力と安全走行についての広報

4. 公共輸送

公共輸送機関は、旅客の安全確保のため、国及び関係機関との密接な連携のもとに、運行規制または安全運行、旅客への的確な情報伝達及び混乱防止の措置を講ずる。

5. ライフライン

ライフラインに関わる事業者は、平常どおりサービス供給を続けるが、万一発災した場合に備え、災害応急復旧対策を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講ずる。

6. 危険箇所対策

- (1) 町は府と連携して、地震時において土砂災害等が予想される危険箇所に対して巡視点検を行う。
- (2) 原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される山崩れ等危険箇所に係る住民について、町長は、泉佐野警察署等の関係機関と連携し、あらかじめ指定した避難所に事前避難させる。

7. 社会秩序の維持

(1) 警備活動

泉佐野警察署は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

(2) 生活物資対策

町、府及び関係機関は、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰が生じないように、

必要な措置を講ずる。

8. 多数の者を受入れる施設

学校、医療機関、公共施設等多数の者を受入れる施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講ずる。

第3 住民・事業所に対する広報

町をはじめ関係機関は、警戒宣言が発せられたときは、住民、事業所に対し、混乱防止のための広報を行う。

1. 広報の内容

- (1) 警戒宣言等の内容とそれによってとられる措置
- (2) 出火防止、危険防止、発災時の対応など、家庭及び職場において自らとるべき防災への備え
- (3) 自主防災組織の防災体制準備の呼びかけ
- (4) 流言防止への配慮
- (5) 避難行動要支援者への支援の呼びかけ
- (6) 防災関係機関が行う防災活動への協力 など

2. 広報の手段

- (1) 防災関係機関は、報道機関と連携して広報を行う。
- (2) 町は、防災行政無線、広報車等を活用し、自主防災組織等の住民組織とも連携して広報を行う。
- (3) 広報にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

【付編 2 南海トラフ地震防災対策推進計画】

第1節 総則

第1 推進計画の目的

町は、南海トラフ地震が発生した場合の震度が6弱以上と想定される地域があり、著しい地震被害が生ずるおそれがあるため、平成26年3月の中央防災会議において、「南海トラフ地震の防災対策推進地域」に指定された。

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、町域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

町の地域に係る地震防災に関し、町はじめ防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編 第4節「防災関係機関の業務大綱」に定めるところによる。

第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

方針

町は、中央防災会議にて定められた、「南海トラフ沿いでマグニチュード8クラスの地震が発生した場合等、南海トラフ地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合の国や地方公共団体、企業等の防災対応」に基づいて、防災対応をとるものとする。

計画

第1 南海トラフ地震臨時情報について

気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表する。また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。

1. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に発表

2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に発表

3. 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

上記1、2のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表

第2 防災対応について

町及び府をはじめ防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）に備え、以下の基本的な考え方に基づき防災対応を行うとともに、住民等へ周知する。

1. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間（当該地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、以下の警戒措置等を行う。

- （1）後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における、地域住民等の避難及び施設等の従業員・利用者等の安全確保

- (2) 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）
- (3) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から1週間、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、以下の措置等を行う。

- (1) 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）
- (2) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

第3 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について

1. 伝達情報及び系統

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の伝達系統

2. 伝達事項

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）の内容
- (2) 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

第3節 災害対策本部等の設置等

方針

町長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに役場内（本庁舎2階会議室）に災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

計画

第1 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、田尻町災害対策本部条例に定めるところによるものとし、その組織計画については、第3編 第1章 第1節「組織動員」に定めるところによる。

なお、町長（本部長）に事故のあるときは、田尻町災害対策本部条例により副町長（副本部長）がその職務を代行する。

第2 災害応急対策要員の参集

災害応急対策要員の参集・配備は、第3編 第1章 第1節「組織動員」に準ずる。

第4節 地震発生時の応急対策等

方針

町、府及び関係機関は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震が発生したときは、相互の連携を図り、速やかな応急対策を講じる。

計画

第1 地震発生時の応急対策

1. 情報の収集・伝達

地震・津波や被害状況等の情報の収集・伝達については、第3編 第1章 第1節「警戒期の情報伝達」、同編 同章 第4節「発災直後の情報収集伝達」に定めるところによる。また、地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあるため、下記について留意する。

- (1) 町、府及び関係機関は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集することとする。
その際、当該地震が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害となる可能性を考慮し、その規模を把握するための情報を収集するよう留意するとともに、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努めるものとする。
- (2) 町、府及び関係機関は、情報の収集・伝達について、情報の種類に応じて、被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮し、一つの手段に支障が出ても対応できるよう、バックアップ体制を検討する。

2. 施設の緊急点検・巡視等

町は、第3編 第2章 第4節「発災直後の情報収集伝達」に定めるところにより、通信施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努めるものとする。

3. 二次災害の防止

町、府及び関係機関は、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、相互に協力しながら、必要に応じて施設の点検・応急措置等を実施する。

また、倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとる。

4. 救助・救急・消火・医療活動

救助、救急、消火、医療活動に関しては、第3編 第3章 第1節「消火・救助・救急活動」及び同編 同章 第2節「医療救護活動」に準ずる。

5. 物資調達

- (1) 町、府及び関係機関は、被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために必要な食料、飲料水、生活必需品等の物資の備蓄計画を作成することとする。
- (2) 町、府及び関係機関は、被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する計画をあらかじめ作成しておくこととする。
- (3) 町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量、町内業者より調達可能な流通備蓄量について、主な品目別に確認し、その不足分を府に供給要請する。

6. 輸送活動

輸送活動については、第3編 第5章 第1節「交通規制・緊急輸送活動」に準ずる。

7. 保健衛生・防疫活動

保健衛生・防疫活動については、第3編 第8章 第1節「保健衛生活動」に準ずる。

第2 資機材、人員等の配備手配

1. 物資等の調達手配

- (1) 町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資等の確保を行う。
 - ア 津波浸水防護：土のう、ビニールシート
 - イ 障害物の除去：重機類
 - ウ 情報収集・連絡手段：防災行政無線、携帯電話、電話、拡声器、ラジオ、テレビ
 - エ 事務処理：机、椅子、紙、筆記具、パソコン、プリンター、コピー機
 - オ 照明・電源：発電機、燃料、照明灯、ランプ、懐中電灯、電池
 - カ 要員移動手段：トラック、車両、オートバイ、自転車
- (2) 町は、府に対して居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等が不足する場合には供給を要請する。

2. 人員の配置

町は、府に対し、人員の配備状況を報告する。

また、必要に応じて、第3編 第1章 第3節「広域応援等の要請・受入れ・支援」に定めるところにより、府に対し、府職員派遣または他の自治体職員応援派遣のあっせんを要請する。

3. 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第3 他機関に対する応援要請

1. 応援協定の運用

町は、必要があるときは応援協定に従い応援を要請する。

2. 自衛隊の災害派遣要請

町は、必要があるときは、府に対し自衛隊災害派遣要請を求める。

自衛隊への災害派遣については、第3編 第1章 第2節「自衛隊の災害派遣」に準ずる。

3. 緊急消防援助隊の災害派遣要請

町及び泉州南消防組合の消防力及び府内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、緊急消防援助隊運営要綱に定める様式により、速やかに府知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。

この場合において、府知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請を行う。

第4 地域防災力の向上

町は、住民及び事業所における自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、地域における自主防災体制の整備に努めるものとし、その活動については、第2編 第2章「地域防災力の向上」に準ずる。

第5 物資の備蓄・調達

町は、自らが行う防災活動等のために、第2編 第1章 第7節「緊急物資確保体制の整備」に定めるところにより、必要な食料・飲料水・生活必需品等の備蓄を行う。

第5節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

方針

南海トラフ地震が発生した場合、約80分で町に津波が来襲することが想定される。このため、町は府と協力して、水門等津波防ぎょ施設の操作体制や点検計画についてあらかじめ定めておくこととする。

また、地震の揺れや、液状化及び漂流物の衝突によって発生する水門や護岸等の一部崩壊に伴い、海水の侵入による浸水被害が生じる可能性があるため、避難等の措置を講じるものとする。

計画

第1 津波防ぎょ施設の操作マニュアルの作成

町及び府は、水門等津波防ぎょ施設を操作する機関は、津波到達時間内に安全かつ迅速・的確に施設操作ができるよう、連絡員・操作員の参集に要する時間や経路等を考慮した人員配置計画を定めた津波防ぎょ施設の操作マニュアルを、府が作成した津波対策マニュアルを参考にしながら作成し、関係者に周知する。

また、大阪湾に津波に関する注意報・警報が発令された場合、あらかじめ決められた操作員は、自主的に現地または集合場所に参集し、確実な施設操作に努める。

第2 津波防ぎょ施設の維持管理

水門等津波防ぎょ施設を操作する機関は、施設を安全かつ迅速・的確に操作できるよう、試運転や整備点検を実施するとともに、日頃から操作に支障となる障害物の有無のチェックを行うよう努める。

第3 津波に関する情報伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は、第3編 第2章 第1節「警戒期の情報伝達」、同編 同章 第4節「発災直後の情報収集伝達」に定めるところによるほか、次の事項にも考慮する。

1. 津波に関する情報が、居住者等及び観光客、釣り客やドライバー等滞在者ならび防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。
2. 船舶に対する伝達
3. 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置
4. 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握

第4 避難対策等

避難対策については、第3編 第4章「避難行動」に定めるところによるほか、次のとおりとする。

1. 地震発生時において津波による避難の勧告又は指示の対象となる地区は、次のとおりである。

なお、町は、耐震性能を考慮し、原則として高齢者、障害者等、避難行動要支援者の保護のために、必要に応じて、屋内避難に使用する建物を明示するものとする。

避難対象地区

吉見地区、嘉祥寺地区、りんくうポート北地区、りんくうポート南地区、泉州空港中地区

2. 町は、(1)に掲げる地区に対し、次の事項等を記載したハザードマップ等を活用し、防災に対する周知・啓発を行う。
 - (1) 地区の範囲
 - (2) 想定される危険の範囲
 - (3) 避難場所
 - (4) 避難場所に至る経路
 - (5) 避難の勧告又は指示の伝達方法
 - (6) 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等
 - (7) その他の避難に関する事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）
3. 町は、避難場所を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。
4. 地域の自主防災組織及び多数の者が利用する施設の管理者などは避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び町災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。
5. 避難行動要支援者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。
 - (1) 町は、第2編 第1章 第11節 第1「障害者・高齢者に対する支援体制整備」に定めるところにより、あらかじめ避難行動要支援者の支援体制の整備に努めるものとする。
 - (2) 津波の発生のおそれにより、町（町長）より避難の勧告又は指示が行われたときは、第3編 第4章 第3節「避難行動要支援者への支援」に定めるところにより、(1)に掲げる者の避難支援を行うものとする。
 - (3) 地震が発生した場合、町は、(1)に掲げる者を受け入れる施設のうち自ら管理するものについて、受入れ者等に対し必要な物資等の提供その他の援助を行うものとする。
6. 町は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。
7. 避難場所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。
 - (1) 町が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次の通りとする。
 - ア 収容施設への収容
 - イ 飲料水、主要食料及び毛布の供給
 - ウ その他必要な措置
 - (2) 町は(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。
 - ア 流通在庫の引き渡し等の要請

- イ 府に対し府及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
- ウ その他必要な措置

8. 町及び府は、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅者のための支援策等を検討する。
9. 町及び府は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

第5 消防機関等の活動

1. 泉州南消防組合は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。
 - (1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
 - (2) 津波からの避難誘導
 - (3) 土嚢等による応急浸水対策
 - (4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する助言
 - (5) 救助・救急等
 - (6) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保
2. 水防管理団体である町は、次のような措置をとるものとする。
 - (1) 所管区内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
 - (2) 水防資機材の点検、整備、配備
 - (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導

第6 水道、電気通信、電力等関係

1. 水道、工業用水道（府、大阪広域水道企業団）

水道管の破損等による二次災害を軽減させるため、二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて泉州南消防組合、泉佐野警察署及び付近の住民に通報する。

2. 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社（関西総支社））

津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保等の対策を実施する。また、災害に際し、通信輻輳の緩和及び重要通信の疎通を確保するため、応急回線の作成、網措置、利用制限等の措置を講ずるとともに、非常、緊急通話又は非常、緊急電報を一般の通話又は電報に優先して取り扱うこととする。

3. 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

感電事故、漏電火災などの二次災害が発生する恐れがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講じるとともに、関係機関並びに付近の住民に通報する。また、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカーを必ず切ることなど、電気施設及び電気機器の使用上の注意について広報活動を行う。

4. ガス（大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー南部導管部）

ガスの漏洩による二次災害が発生する恐れがある場合は、供給停止等の危険予防措置を講じるとともに、関係機関への通報並びに付近の住民への広報を行う。

5. 放送（日本放送協会、民間放送事業者）

放送事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、次の対策を実施するものとする。

- (1) 放送は居住者等への情報の正確かつ迅速な伝達のための有効な手段であり、津波に対する避難が必要な地域の居住者等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前にあっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。
- (2) 町は、府及び防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるように留意する。

第7 交通対策

1. 道路（道路管理者等）

大阪府公安委員会、泉佐野警察署長及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ定めるとともに、事前の周知措置を講じる。

2. 鉄道（南海電気鉄道株式会社）

南海電気鉄道株式会社は、列車の乗客及び駅舎に滞在する者を避難誘導計画等に基づき、避難誘導を行う。

3. 漁港（府）

漁港管理者は、港内航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合は、障害物除去等に努めるものとする。

4. 空港（新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社））

新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社）は、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、施設の点検を行い、利用者に対し、津波の来襲のおそれがある旨を周知する。

第8 町が自ら管理又は運営する施設に関する対策

1. 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、集会所、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

- ア 津波警報等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

- ア 学校にあっては、
 - ・当該学校等が、町の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
 - ・当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
- イ 社会福祉施設にあっては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

2. 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部がおかれる庁舎については、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。
 - ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
 - イ 無線通信機等通信手段の確保
 - ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (2) この推進計画に定める避難場所又は応急救護所がおかれる学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)又は1の(2)に掲げる措置をとるとともに、町が行う避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

3. 工事中の建築等に対する措置

町は、工事中の建築物その他の工作物又は施設について、工事を中断し、他に被害を及ぼさないよう適切な対策を行うものとする。

第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

方針

町は、府の策定した地震防災対策特別措置法に定める地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、事業の推進を図る。

計画

第1 整備目標等

府の地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、整備目標及び達成期間等の具体目標について、別途定める。

第2 建築物・建造物の耐震化

昭和56年に新耐震基準（建築基準法）が施行される以前に建てられた建築物を重点に、耐震診断及び必要な耐震改修の促進に努める。

第7節 防災訓練計画

計 画

1. 町及び防災関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の熟知、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、防災訓練を少なくとも年1回以上実施するものとする。
2. 防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とする。
3. 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、府に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
4. 町は、府、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次の事項を参考に実践的な訓練を行う。
 - (1) 職員参集訓練及び本部設置・運営訓練
 - (2) 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 津波警報等の情報収集、伝達訓練
 - (4) 防潮扉等の閉鎖訓練
 - (5) 災害の発生状況、避難勧告、指示、自主避難による各避難所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に府及び防災関係機関に伝達する訓練

第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

方針

町、府及び関係機関は、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

計画

第1 町職員に対する教育

地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。なお防災教育の内容は、次の内容を参考とする。

1. 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
2. 地震・津波に関する一般的な知識
3. 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
4. 職員等が果たすべき役割
5. 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
6. 今後地震防災対策として取り組む必要のある課題
7. 家庭内での地震防災対策の内容
8. 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に取るべき行動に関する知識

第2 住民等に対する教育

町は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施するものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、講演会の実施など、地域の実情に合わせた具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

また、南海トラフ地震が数時間から数日の時間差で発生することによる被害を防ぐため、両地震が連続して発生した場合に生じる危険についても周知することとし、住民意識の啓発に努める。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、次の内容を参考とする。

1. 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
2. 地震・津波に関する一般的な知識
3. 地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
4. 正確な情報入手の方法
5. 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
6. 各地域における津波避難対象地区に関する知識
7. 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
8. 避難生活の運営に関する知識
9. 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策内容

10. 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

11. 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に取るべき行動に関する知識

第3 児童、生徒等に対する教育

小学校、中学校において、次の内容を参考とした実践的な教育を行うこととする。

1. 過去の地震及び津波災害の実態
2. 津波の発生条件、高潮、高波との違い
3. 地震・津波が発生した場合の対処の仕方
4. 地域の防災マップの作成を保護者、地域住民と共に取り組み、自分の家や学校、地域の様子を知ること
5. 緊急地震速報を見聞きした場合の対処の仕方

第4 防災上重要な施設管理者に対する教育

町及び府は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮することとする。

防災上重要な施設の管理者は、府及び町が実施する研修に参加するよう努めることとする。

第5 相談窓口の設置

町及び府は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するなど、その旨周知徹底に努めるとする。

第9節 南海トラフ沿いにおける地震等の連続発生等への対応

計 画

第1 南海トラフ沿いにおいて地震が連続して発生した場合への対応

1. 対応方針

- (1) 町及び府は、南海トラフ沿いで地震が連続して発生した場合に生じる危険について住民に周知するなど、住民意識の啓発に努めることとする。
- (2) 町は、連続発生を考慮した本部設置・運用、その他活動拠点設置・運用、応急対策要員の配置等対応策を明確にした応急対策マニュアルを作成することとする。

2. 応急危険度判定の迅速化等

町及び府は、最初の地震で脆弱になった建築物等が次の地震で倒壊することにより発生する人的被害を防止するため、建築物等の応急危険度判定を早急に実施するとともに、危険な建物への立入禁止を強く呼びかけることとする。

第2 東海地震関連情報が発表された場合への対応

東海地震関連情報が発表された場合への対応については、第6編「東海地震の警戒宣言に伴う対応」に準ずる。

ただし、東海地震の前後には、東南海・南海地震の発生も懸念されることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとし、東南海・南海地震が連続して発生した場合に生じる危険について住民に周知する。

【第4編 事故等災害応急対策】

第1節 海上災害応急対策

方針

町、泉州南消防組合、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安基地・岸和田海上保安署）、大阪湾・播磨灘排出油防除協議会、府及び関係機関は、大阪湾沿岸及びその地先海域において、タンカー及び貯油施設等の事故により、大量の油、危険物、高圧ガス及び毒物劇物等（以下「危険物等」という。）の流出や火災が発生し、または発生のおそれのある場合に、その拡大を防止し、被害の軽減を図るため各種対策を実施するものとする。

計画

第1 町の組織体制

以下の1～2の、それぞれ（1）～（6）の事項は、本節にて特記しないものは「第3編第1章第1節第1」の内容に準じるものとする。

1. 災害警戒本部の設置

次の設置基準に該当する場合には、役場内に災害警戒本部を設置し、同会議を開催する。

（1）設置基準

- ア 大規模な海上事故等発生の情報により、町域及びその周辺に災害が発生する可能性があると判断したとき
- イ その他、町長が必要と認めたとき

（2）廃止基準

（3）本部の所掌事務

（4）災害警戒本部の設置または廃止等の関係機関へ通知

2. 災害対策本部の設置

次の設置基準に該当する場合には、役場内（本庁舎2階会議室）に災害対策本部を設置し、同会議を開催する。

ただし、災害の規模とその他の状況により、応急対策の推進を図るため必要があるときは、他の場所に設置することができる。

（1）設置基準

- ア 町域及びその周辺において大規模な海上事故等による災害が発生したと判断したとき
- イ その他、町長が必要と認めたとき

（2）廃止基準

（3）本部の所掌事務

（4）災害対策本部の設置または廃止等の関係機関へ通知

（5）災害対策本部長の代理

（6）本部の組織及び事務分担

第2 町の動員配備体制

災害が発生した場合、または発生する恐れがある場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による動員配備体制をとる。

また、以下の1～5の、それぞれ(1)～(2)の事項は、本節にて特記しないものは「第3編 第1章第1節第2」の内容に準じるものとする。

1. 配備体制（レベル1）

(1) 配備時期

大規模な海上事故等発生の情報により、情報収集活動及び軽微な対応が必要なとき

(2) 配備体制

2. 配備体制（レベル2）

(1) 配備時期

町域及びその周辺において災害となる恐れがある大規模な海上事故等発生の情報により、災害を警戒する必要があるとき

(2) 配備体制

3. 配備体制（レベル3）

(1) 配備時期

町域及びその周辺において災害となる恐れがある大規模な海上事故等発生の情報により、災害が発生する可能性がある、もしくは小規模に発生したと判断したとき

(2) 配備体制

4. 配備体制（レベル4）

(1) 配備時期

町域及びその周辺において大規模な海上事故等による災害が発生したと判断したとき

(2) 配備体制

5. 配備体制（レベル5）

(1) 配備時期

町域及びその周辺において社会的影響があると認められる程度の大規模な海上事故等による災害が発生したと判断したとき

(2) 配備体制

第3 連絡通報体制

1. 通報系統

防災関係機関等は、事故の発生及びそれに伴う災害の状況等について町、府及び関係機関に通報する。

2. 通報事項

- (1) 船名、総トン数、乗組員数並びに危険物等の種類及び量、または施設名並びに危険物等の種類及び量
- (2) 事故発生日時及び場所
- (3) 事故の概要
- (4) 気象、海象の状況
- (5) 危険物等の状況
- (6) 人的被害の状況
- (7) 今後予想される災害
- (8) その他必要な事項

第4 災害広報

1. 船舶への周知

第五管区海上保安本部（関西空港海上保安基地・岸和田海上保安署）等は、危険物等による災害が発生し、または災害の波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況及び安全措置等について、無線、ラジオ、MICS（沿岸域情報提供システム）、拡声器等により、付近航行の船舶に対し周知に努める。

2. 沿岸住民への周知

町、府及び関係機関は、沿岸住民及び施設等に災害が波及し、または災害の波及が予想される場合は、住民の安全を図るため、災害の状況及び安全措置等について、広報車等により沿岸住民に対して周知する。

第5 流出油対策

町は、田尻漁港、沿岸海岸区域等において油が流出した場合、速やかに次の措置を実施する。

1. 必要となる油防除資機材を防災関係機関と協力して調達する。
2. 流出油の漂着可能性、漂着時期、漂着量の予測等に関する情報収集を行う。また、情報収集にあたっては、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安基地・岸和田海上保安署）及び大阪湾・播磨灘排出油防除協議会と浮流・漂着の監視等について連携を図り、必要に応じて役割分担を行う。
3. 第五管区海上保安本部からの、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく要請を受けた場合で知事若しくは町長が必要と認めるとき、又は知事若しくは町長が必要と認めるときは、流出油の海岸等への漂着に対処するため、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安基地・岸和田海上保安署）及び大阪湾・播磨灘排出油防除協議会、海上災害防止センター等と連携を密にして、必要な対応を行う。
4. 港湾法、漁港法、海岸法等に基づく管理区域である、港湾区域、漁港の区域、海岸保全区域等に流出油が漂着するおそれがあると認める場合は、速やかに防除措置の体制を整え、防災関係機関等と協力して有効な防除措置を実施する。また、管理区域内に流出油

が流入した場合には、迅速かつ効率的な回収及び処理を実施する。

5. 4の場合において、防除措置義務者が必要な措置を講じていない場合には、防除措置義務者に対し措置を講ずるよう要請する。
6. 必要に応じて、周辺住民に対して避難誘導を行う。

第6 事故対策連絡調整本部の設置

ふ頭または岸壁に係留されたタンカーの事故の場合において、円滑な応急対策を実施するため必要があるときは、防災関係機関等は相互に連携し、事故対策連絡調整本部を設置する。

1. 構成及び設置場所

(1) 構成

町、第五管区海上保安本部、大阪海上保安監部、関西空港海上保安航空基地、岸和田海上保安署、大阪湾・播磨灘排出油防除協議会、近畿地方整備局、近畿運輸局、大阪府、大阪府警察本部、港湾の管理者、自衛隊、事故発生責任機関及びその他関係機関

(2) 設置場所

第五管区海上保安本部、大阪海上保安監部、関西空港海上保安航空基地、岸和田海上保安署または事故現場に近い適当な場所若しくは船艇とする。

2. 事故対策連絡調整本部への報告等

次の事項について事故対策連絡調整本部へ報告するとともに、関係職員を必要期間常駐させ必要な調整を図る。

- (1) 被害状況、災害応急対策実施状況に関すること。
- (2) その他各機関等が事故対策連絡調整本部へ報告することが適当と認める事項に関すること。

第7 海上火災

1. 沿岸に停泊または航行中の船舶火災対策

沿岸に停泊または航行中の船舶火災については、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安基地・岸和田海上保安署）が消火活動にあたる。

2. 係留中の船舶火災対策

係留中の船舶火災については、泉州南消防組合が、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安基地・岸和田海上保安署）、泉佐野警察署等の協力の元に、次のとおり消火活動、安全対策を行う。

- (1) 海上（消防艇・巡視船艇等）及び陸上からの消火活動
- (2) 危険物取扱施設及び付近住家への延焼防止のため、必要により曳船等の措置
- (3) 消火活動に支障をきたさないための立入禁止区域の設定、付近住民の避難措置

なお、火災が大規模で十分に対処できないと判断するときは、消防相互応援協定に基づき関係消防本部の消防車、消防艇、ヘリコプター等の応援を求める。

第2節 航空災害応急対策

方針

町、泉州南消防組合、府及び関係機関は、航空機の墜落等により災害が発生した場合に、その拡大を防ぎ、被害の軽減を図るため迅速かつ的確な応急対策を実施する。

計画

第1 町の組織体制

以下の1、2の、それぞれ(1)～(6)の事項は、本節にて特記しないものは「第3編第1章第1節第1」の内容に準じるものとする。

1. 災害警戒本部の設置

次の設置基準に該当する場合には、役場内に災害警戒本部を設置し、同会議を開催する。

(1) 設置基準

- ア 大規模な航空事故等発生の情報により、町域及びその周辺に災害が発生する可能性があると判断したとき
- イ その他、町長が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

(3) 本部の所掌事務

(4) 災害警戒本部の設置または廃止等の関係機関へ通知

2. 災害対策本部の設置

次の設置基準に該当する場合には、役場内（本庁舎2階会議室）に災害対策本部を設置し、同会議を開催する。

ただし、災害の規模とその他の状況により、応急対策の推進を図るため必要があるときは、他の場所に設置することができる。

(1) 設置基準

- ア 町域及びその周辺において大規模な航空事故等による災害が発生したと判断したとき
- イ その他、町長が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

(3) 本部の所掌事務

(4) 災害対策本部の設置または廃止等の関係機関へ通知

(5) 災害対策本部長の代理

(6) 本部の組織及び事務分担

第2 町の動員配備体制

災害が発生した場合、または発生する恐れがある場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による動員配備体制をとる。

また、以下の1～4の、それぞれ(1)～(2)の事項は、本節にて特記しないものは「第3編 第1章第1節第2」の内容に準じるものとする。

1. 配備体制（レベル1）

(1) 配備時期

大規模な航空事故等発生の情報により、情報収集活動及び軽微な対応が必要なとき

(2) 配備体制

2. 配備体制（レベル2）

(1) 配備時期

町域及びその周辺において災害となる恐れがある大規模な航空事故等発生の情報により、災害を警戒する必要があるとき

(2) 配備体制

3. 配備体制（レベル3）

(1) 配備時期

町域及びその周辺において災害となる恐れがある大規模な航空事故等発生の情報により、災害が発生する可能性がある、もしくは小規模に発生したと判断したとき

(2) 配備体制

4. 配備体制（レベル4）

(1) 配備時期

町域及びその周辺において大規模な航空事故等による災害が発生したと判断したとき

(2) 配備体制

5. 配備体制（レベル5）

(1) 配備時期

町域及びその周辺において社会的影響があると認められる程度の大規模な航空事故等による災害が発生したと判断したとき

(2) 配備体制

第3 関西国際空港

1. 範囲

関西国際空港及びその周辺（関西国際空港島内で災害が発生した場合には、大阪府石油コンビナート等防災計画による。）

2. KIX Joint Crisis Management Group（関西国際空港総合対策本部）の設置

関西エアポート株式会社社長又は新関西国際空港株式会社社長、国土交通省大阪航空局関西空港事務所長、内閣官房空港危機管理官は、必要と認めた場合速やかにKIX Joint Crisis Management Group（文略：KIX JCMG）を設置し、事故処理業務全般にわたる防災関係機関との総合連絡調整、情報の収集・管理、政府対策本部等に対する報告・調整等の業務を行い、迅速かつ的確な事務処理を実施する。

また、新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社）は、必要に応じ、現地調整本部を設置し、消火救難・救急医療活動全般に係る防災関係機関相互の連絡・調整及び情報の共有化を図る。

（1）防災関係機関

関西空港事務所、内閣官房空港危機管理官、関西空港海上保安航空基地、外務省大阪分室、府、府警察、地元消防機関、地元市町、りんくう総合医療センター、アクセス機関、指定エアライン、新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社）、その他必要と認められる機関

3. 応援体制

新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社）及び町を含む防災関係機関は、協定等に基づき、迅速かつ的確な消火救難活動を実施する。

4. 情報通信連絡及び広報

（1）情報通信連絡系統

それぞれの関係機関に必要な事項について連絡する。また、発見者から通報を受けた機関は、速やかに他の関係機関に連絡する。

（2）災害広報

町を含む防災関係機関は、航空災害の広報について、KIX Joint Crisis Management Group（関西国際空港総合対策本部）と連絡のうえ、その指示により住民及び報道機関に正確な状況を発表する。

5. 応急活動

町は、主として次に掲げる応急活動を実施する。

- （1）消火・救助・救急活動
- （2）救護地区の設置
- （3）避難勧告・指示・誘導
- （4）遺体収容所の設置

第3節 鉄道災害応急対策

方針

鉄道事業者、町、泉州南消防組合、府及び関係機関は、列車の衝突等の大規模事故による災害が発生した場合には、その拡大を防ぎ、被害の軽減を図るため迅速かつ的確な応急対策を実施する。

計画

第1 町の組織体制

以下の1、2の、それぞれ(1)～(6)の事項は、本節にて特記しないものは「第3編第1章第1節第1」の内容に準じるものとする。

1. 災害警戒本部の設置

次の設置基準に該当する場合には、役場内に災害警戒本部を設置し、同会議を開催する。

(1) 設置基準

- ア 大規模な鉄道事故等発生の情報により、町域及びその周辺に災害が発生する可能性があると判断したとき
- イ その他、町長が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

(3) 本部の所掌事務

(4) 災害警戒本部の設置または廃止等の関係機関へ通知

2. 災害対策本部の設置

次の設置基準に該当する場合には、役場内（本庁舎2階会議室）に災害対策本部を設置し、同会議を開催する。

ただし、災害の規模とその他の状況により、応急対策の推進を図るため必要があるときは、他の場所に設置することができる。

(1) 設置基準

- ア 町域及びその周辺において大規模な鉄道事故等による災害が発生したと判断したとき
- イ その他、町長が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

(3) 本部の所掌事務

(4) 災害対策本部の設置または廃止等の関係機関へ通知

(5) 災害対策本部長の代理

(6) 本部の組織及び事務分担

第2 町の動員配備体制

災害が発生した場合、または発生する恐れがある場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による動員配備体制をとる。

また、以下の1～5の、それぞれ(1)～(2)の事項は、本節にて特記しないものは「第3編 第1章第1節第2」の内容に準じるものとする。

1. 配備体制（レベル1）

(1) 配備時期

大規模な鉄道事故等発生の情報により、情報収集活動及び軽微な対応が必要なとき

(2) 配備体制

2. 配備体制（レベル2）

(1) 配備時期

町域及びその周辺において災害となる恐れがある大規模な鉄道事故等発生の情報により、災害を警戒する必要があるとき

(2) 配備体制

3. 配備体制（レベル3）

(1) 配備時期

町域及びその周辺において災害となる恐れがある大規模な鉄道事故等発生の情報により、災害が発生する可能性がある、もしくは小規模に発生したと判断したとき

(2) 配備体制

4. 配備体制（レベル4）

(1) 配備時期

町域及びその周辺において大規模な鉄道事故等による災害が発生したと判断したとき

(2) 配備体制

5. 配備体制（レベル5）

(1) 配備時期

町域及びその周辺において社会的影響があると認められる程度の大規模な鉄道事故等による災害が発生したと判断したとき

(2) 配備体制

第3 情報収集伝達体制

1. 情報収集活動

鉄道事業者、町、府及び関係機関は、相互に連携し事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集活動を行う。

2. 情報伝達事項

- (1) 事故の概要
- (2) 人的被害の状況等
- (3) 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況等
- (4) 応援の必要性
- (5) その他必要な事項

第4 鉄道事業者の災害応急対策

鉄道事業者は、速やかに災害応急対策を実施する。

1. 災害の拡大防止

速やかに関係列車の非常停止の手配、乗客の避難誘導等の必要な措置を講ずる。

2. 救助・救急活動

事故発生直後における、負傷者の救助・救急活動を行う。

3. 代替交通手段の確保

他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

4. 関係者等への情報伝達

災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況などの情報を適切に関係者等へ伝達する。

第4節 道路災害応急対策

方針

町、泉州南消防組合、府、道路管理者及び関係機関は、道路構造物の被災に伴う大規模事故又は重大な交通事故による災害が発生した場合には、その拡大を防ぎよし、被害の軽減を図るため迅速かつ的確な応急対策を実施する。

計画

第1 町の組織体制

以下の1、2の、それぞれ(1)～(6)の事項は、本節にて特記しないものは「第3編第1章第1節第1」の内容に準じるものとする。

1. 災害警戒本部の設置

次の設置基準に該当する場合には、役場内に災害警戒本部を設置し、同会議を開催する。

(1) 設置基準

- ア 大規模な道路事故等発生の情報により、町域及びその周辺に災害が発生する可能性があると判断したとき
- イ その他、町長が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

(3) 本部の所掌事務

(4) 災害警戒本部の設置または廃止等の関係機関へ通知

2. 災害対策本部の設置

次の設置基準に該当する場合には、役場内（本庁舎2階会議室）に災害対策本部を設置し、同会議を開催する。

ただし、災害の規模とその他の状況により、応急対策の推進を図るため必要があるときは、他の場所に設置することができる。

(1) 設置基準

- ア 町域及びその周辺において大規模な道路事故等による災害が発生したと判断したとき
- イ その他、町長が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

(3) 本部の所掌事務

(4) 災害対策本部の設置または廃止等の関係機関へ通知

(5) 災害対策本部長の代理

(6) 本部の組織及び事務分担

第2 町の動員配備体制

災害が発生した場合、または発生する恐れがある場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による動員配備体制をとる。

また、以下の1～5の、それぞれ(1)～(2)の事項は、本節にて特記しないものは「第3編 第1章第1節第2」の内容に準じるものとする。

1. 配備体制（レベル1）

(1) 配備時期

大規模な道路事故等発生の情報により、情報収集活動及び軽微な対応が必要なとき

(2) 配備体制

2. 配備体制（レベル2）

(1) 配備時期

町域及びその周辺において災害となる恐れがある大規模な道路事故等発生の情報により、災害を警戒する必要があるとき

(2) 配備体制

3. 配備体制（レベル3）

(1) 配備時期

町域及びその周辺において災害となる恐れがある大規模な道路事故等発生の情報により、災害が発生する可能性がある、もしくは小規模に発生したと判断したとき

(2) 配備体制

4. 配備体制（レベル4）

(1) 配備時期

町域及びその周辺において大規模な道路事故等による災害が発生したと判断したとき

(2) 配備体制

5. 配備体制（レベル5）

(1) 配備時期

町域及びその周辺において社会的影響があると認められる程度の大規模な道路事故等による災害が発生したと判断したとき

(2) 配備体制

第3 情報収集伝達体制

1. 情報収集活動

町、府、道路管理者及び関係機関は、相互に連携し事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集活動を行う。

2. 情報伝達事項

- (1) 事故の概要
- (2) 人的被害の状況等
- (3) 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況等
- (4) 応援の必要性
- (5) その他必要な事項

第4 道路管理者の災害応急対策

道路管理者は、速やかに災害応急対策を実施する。

1. 災害の拡大防止

速やかに被災者の避難誘導等の必要な措置を講ずる。

2. 危険物等の流出対策

他の防災関係機関と協力し、直ちに、防除活動、避難誘導を行い、危険物等による二次災害の防止に努める。

3. 救助・救急活動

事故発生直後における、負傷者の救助・救急活動を行う。

4. 施設の応急復旧

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の交通確保に努める。

5. 関係者等への情報伝達

災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況などの情報を適切に関係者等へ伝達する。

第5節 危険物等災害応急対策

方針

町、泉州南消防組合、府及び関係機関は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危険防止を図るものとする。

計画

第1 町の組織体制

以下の1、2について、それぞれ(1)～(6)の事項は、本節にて特記しないものは「第3編第1章第1節第1」の内容に準じるものとする。

1. 災害警戒本部の設置

次の設置基準に該当する場合には、役場内に災害警戒本部を設置し、同会議を開催する。

(1) 設置基準

- ア 大規模な危険物等事故による災害が発生し、町域及びその周辺に影響を及ぼす可能性があると判断したとき
- イ その他、町長が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

(3) 本部の所掌事務

(4) 災害警戒本部の設置または廃止等の関係機関へ通知

2. 災害対策本部の設置

次の設置基準に該当する場合には、役場内（本庁舎2階会議室）に災害対策本部を設置し、同会議を開催する。

ただし、災害の規模とその他の状況により、応急対策の推進を図るため必要があるときは、他の場所に設置することができる。

(1) 設置基準

- ア 町域及びその周辺において大規模な危険物等事故による災害が発生したと判断したとき
- イ その他、町長が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

(3) 本部の所掌事務

(4) 災害対策本部の設置または廃止等の関係機関へ通知

(5) 災害対策本部長の代理

(6) 本部の組織及び事務分担

第2 町の動員配備体制

災害が発生した場合、または発生する恐れがある場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による動員配備体制をとる。

また、以下の1～5の、それぞれ(1)～(2)の事項は、本節にて特記しないものは「第3編 第1章第1節第2」の内容に準じるものとする。

1. 配備体制（レベル1）

(1) 配備時期

大規模な危険物等事故発生の情報により、情報収集活動及び軽微な対応が必要なとき

(2) 配備体制

2. 配備体制（レベル2）

(1) 配備時期

町域及びその周辺において災害となる恐れがある大規模な危険物等事故等発生の情報により、災害を警戒する必要があるとき

(2) 配備体制

3. 配備体制（レベル3）

(1) 配備時期

町域及びその周辺において災害となる恐れがある大規模な危険物等事故発生の情報により、災害が発生する可能性がある、もしくは小規模に発生したと判断したとき

(2) 配備体制

4. 配備体制（レベル4）

(1) 配備時期

町域及びその周辺において大規模な危険物等事故による災害が発生したと判断したとき

(2) 配備体制

5. 配備体制（レベル5）

(1) 配備時期

町域及びその周辺において社会的影響があると認められる程度の大規模な危険物等事故による災害が発生したと判断したとき

(2) 配備体制

第3 危険物災害応急対策

1. 通報連絡体制

各関係機関は、相互に連携し、事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の迅速な通報連絡を行う。

2. 町の役割

(1) 関係機関と密接な連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講ずる。

- (2) 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。
- ア 災害の拡大を防止するための施設、設備の整備及び緊急措置要領の確立
 - イ 危険物による災害発生時の自衛消防組織と活動要領の確立
 - ウ 災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人名安全措置及び防災機関との連携活動の確立
- (3) 施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第4 高圧ガス災害応急対策

1. 通報連絡体制

各関係機関は、相互に連携し、事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の迅速な通報連絡を行う。

2. 町の役割

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

また、関係機関と密接な連携をとり、製造若しくは販売のための施設等の使用を一時停止すべきことを命じること、高圧ガスを取り扱う者に対し貯蔵・移動・消費等を一時禁止すること、容器の所有者又は占有者に対しその廃棄又は所在場所の変更を命じること等の緊急措置を講ずる。

第5 火薬類災害応急対策

1. 通報連絡体制

各関係機関は、相互に連携し、事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の迅速な通報連絡を行う。

2. 町の役割

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

また、関係機関と密接な連携をとり、施設の使用停止等の必要な緊急措置を講ずる。

第6 毒物劇物災害応急対策

1. 通報連絡体制

各関係機関は、相互に連携し、事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の迅速な通報連絡を行う。

2. 町の役割

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第7 管理化学物質災害応急対策

1. 通報連絡体制

各関係機関は、相互に連携し、事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の迅速な通報連絡を行う。

2. 町の役割

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第6節 高層建築物・市街地災害応急対策

方針

町、泉州南消防組合、泉佐野警察署をはじめ関係機関は、高層建築物及び市街地火災等の災害に対処するため、次の各種対策を実施するものとする。なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

計画

第1 町の組織体制

以下の1、2の、それぞれ(1)～(6)の事項は、本節にて特記しないものは「第3編第1章第1節第1」の内容に準じるものとする。

1. 災害警戒本部の設置

次の設置基準に該当する場合には、役場内に災害警戒本部を設置し、同会議を開催する。

(1) 設置基準

- ア 大規模な高層建築物における事故又は市街地火災等による災害が発生し、町域及びその周辺に影響を及ぼす可能性があると判断したとき
- イ その他、町長が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

(3) 本部の所掌事務

(4) 災害警戒本部の設置または廃止等の関係機関へ通知

2. 災害対策本部の設置

次の設置基準に該当する場合には、役場内（本庁舎2階会議室）に災害対策本部を設置し、同会議を開催する。

ただし、災害の規模とその他の状況により、応急対策の推進を図るため必要があるときは、他の場所に設置することができる。

(1) 設置基準

- ア 町域及びその周辺において大規模な高層建築物における事故又は市街地火災による災害が発生したと判断したとき
- イ その他、町長が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

(3) 本部の所掌事務

(4) 災害対策本部の設置または廃止等の関係機関へ通知

(5) 災害対策本部長の代理

(6) 本部の組織及び事務分担

第2 町の動員配備体制

災害が発生した場合、または発生する恐れがある場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による動員配備体制をとる。

また、以下の1～5の、それぞれ(1)～(2)の事項は、本節にて特記しないものは「第3編 第1章第1節第2」の内容に準じるものとする。

1. 配備体制（レベル1）

(1) 配備時期

大規模な高層建築物における事故又は市街地火災による災害発生の情報により、情報収集活動及び軽微な対応が必要なとき

(2) 配備体制

2. 配備体制（レベル2）

(1) 配備時期

町域及びその周辺において災害となる恐れがある大規模な高層建築物における事故又は市街地火災による災害発生の情報により、警戒の準備が必要なとき

(2) 配備体制

3. 配備体制（レベル3）

(1) 配備時期

町域及びその周辺において災害となる恐れがある大規模な高層建築物における事故又は市街地火災による災害発生の情報により、警戒の対応が必要と判断したとき

(2) 配備体制

4. 配備体制（レベル4）

(1) 配備時期

町域及びその周辺において大規模な高層建築物における事故又は市街地火災による災害が発生したと判断したとき

(2) 配備体制

5. 配備体制（レベル5）

(1) 配備時期

町域及びその周辺において社会的影響があると認められる程度の大規模な高層建築物における事故又は市街地火災による災害が発生したと判断したとき

(2) 配備体制

第3 通報連絡体制

町、泉州南消防組合、泉佐野警察署をはじめとする関係機関は、相互に連携し、事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の迅速な通報連絡を行う。

第4 火災の警戒

1. 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。町長は知事より伝達を受ける。通報基準は、大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

2. 火災警報

町長は、府知事から火災気象通報を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

3. 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、条例で定める火の使用の制限に従う。

4. 住民への周知

防災行政無線、広報車、警鐘などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に警報を周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

第5 措置・対策

町、泉州南消防本部、泉佐野警察署をはじめとする関係機関は、ガス漏れ事故及び火災等の事故に区分し、必要な措置又は対策を実施する。なお、人命救助は他の活動に優先して行う。

1. ガス漏洩事故

- (1) 消防活動体制の確立
- (2) ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲の推定
- (3) 火災警戒区域の設定

範囲は、地下街にあっては、原則として、当該地下街全体及びガス漏れ場所から半径100m以上の地上部分に設定する。

(4) 避難誘導

避難経路、方向、避難先を明示し、危険箇所に要員を配置するなど、泉佐野警察署等と協力して安全、迅速な避難誘導を行う。

(5) 救助・救急

負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。

2. 火災等

災害の状況に応じ、次の消火・救助・救急措置を実施する。

- (1) 救助活動体制の早期確立と出場隊の任務分担
- (2) 活動時における情報収集、連絡
- (3) 排煙、進入時等における資機材の活用対策

- (4) 高層建築物等の消防用設備の活用
- (5) 浸水、水損防止対策

3. 広域応援体制

- (1) 市街地における火災が延焼・拡大し、町及び泉州南消防組合単独では十分に火災防ぎよ活動が実施できない場合には、隣接市町、府、泉佐野警察署などに応援を要請し、相互に緊密な連携を図りながら消火・救助・救急活動を実施する。
また、海水を利用した消火活動を実施する場合は、必要に応じ、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安基地・岸和田海上保安署）に応援を要請する。
- (2) 府は、町から要請があったとき又は緊急の必要があるとき、隣接市町に対し、消防相互応援の実施、その他災害応急対策に関し必要な指示をする。

第7節 原子力災害応急対策

方針

町、府及び関係機関は、原子力災害の特殊性に鑑み、迅速かつ組織的に住民の安全確保対策を講じるものとする。

計画

第1 原子力施設等に係る災害応急対策

1. 災害対策本部の設置

町長は、次の設置基準に該当する場合、災害対策本部を設置する。

(1) 設置基準

- ア 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき
- イ 府または国から本部を設置する旨の指示（指導または助言）があったとき
- ウ 必要に応じて町長が当該配備を指示するとき

(2) 廃止基準

- ア 災害発生の恐れが解消したとき
- イ 災害応急対策が概ね完了したとき
- ウ その他本部長が適当と認めたとき

2. 災害広報

町は、原子力災害の特殊性を鑑み、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱を避けるため、住民等に対する情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。

(1) 災害広報

〔原子力災害に該当しない事象（法で定める事象に該当しない事故）時の広報〕

- ア 事象の概要
- イ 事象発生事業所における対策の状況
- ウ 事象発生事業所周辺への放射性物質及び放射線による影響
- エ その他必要な事項

〔特定事象発生時の広報〕

- ア 事故の概要
- イ 事故発生事業所における対策の状況
- ウ 住民のとるべき措置及び注意事項
- エ 避難行動要支援者への支援の呼びかけ
- オ その他必要な事項

〔その後の広報〕

- ア 事故状況及び環境への影響とその予測
- イ 町、府及び防災関係機関の対策状況

- ウ 住民の取るべき措置及び注意事項
- エ 医療機関などの生活関連情報
- オ 交通規制情報
- カ その他必要な事項

(2) 広報の方法

〔原子力災害に該当しない事象（法で定める事象に該当しない事故）時〕

ア 報道機関等への情報提供

〔特定事象発生時以降〕

ア 避難所への職員の派遣、広報紙・ちらし等の掲示・配布

イ 視覚障害者、聴覚障害者等避難行動要支援者に対する点字、ファクシミリ等の活用

(3) 報道機関との連携

町は、府及び国等とともに報道機関と連携して広報活動を実施する。

(4) 広聴

町は、住民の要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、窓口を開設するなど、広聴活動に努める。

3. 放射性物質による汚染状況調査

府は、原子力施設等及び国から派遣されるモニタリング要員等と協力して放射性物質による汚染状況を調査する。

町は、必要に応じてこれに協力する。

4. 住民の避難等及び立入制限

(1) 退避及び避難に関する規準

町及び府は、原則として放射性物質のモニタリング結果等により、予測線量が、次表に掲げる線量区分に該当すると認められる場合は、国や国から派遣される専門家等と協議し、被害予想地区の住民に対し、屋内退避、コンクリート屋内退避又は避難の区分に応じた措置をとる。

予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる 実効線量	・放射性ヨウ素による 甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面 又は肺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、現地災害対策本部の指示があれば、コンクリート建屋に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建屋の屋内に退避するか、又は避難すること。

注1 予測線量は、災害対策本部等において算定し、これに基づく周辺住民の防護対策措

置についての指示が行われる。

注2 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。

注3 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

(2) 避難の方法

あらかじめ定める避難等措置計画に基づき地区住民を退避または避難させる。

(3) 立入制限、交通規制及び警護措置

町及び府は、被害予想地区における立入制限措置、交通規制措置及び警備措置をとるよう関係機関に要請する。

5. 医療救護活動

町は、迅速な医療救護活動を実施するため、現地に救護所を設置・運営するとともに、医療救護班を編成し、医療救護活動を実施するよう努める。

なお、町単独では十分対応できない場合は、府及び日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣要請を行う。

また、保健所保健医療調整本部が設置された場合は、保健所保健医療調整本部を通じて医療救護班の派遣要請を行う。

各医療救護班は、必要に応じて、国の緊急被ばく医療派遣チームの指導を受け、被ばく者及び一般傷病者に対する医療活動を行う。

一般傷病者については、必要に応じ、泉州南消防組合に医療機関等への搬送を要請する。

6. 飲食物の摂取制限等

町は、緊急時モニタリング結果に基づき、飲料水、飲食物等について、放射性物質の濃度が下表の「飲食物摂取制限に関する指標」の基準を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、府の指導・助言及び指示等を踏まえ、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとる。

〈飲食物摂取制限に関する指標〉

核種	初期設定値		防護措置の概要
	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他、	
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	1週間内を目途に飲食物放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を実施。
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

7. 災害地域住民に係る記録等の作成

(1) 災害地域住民の記録

避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等を記録するとともに、その結果を府に報告する。

(2) 損害調査の実施

住民等が受けた損害の調査を実施し、その結果を府に報告する。また、府はその結果を国に報告する。

(3) 緊急事態応急対策措置状況の記録

町及び府は、災害地域の汚染状況、応急対策措置及び復旧対策措置を記録する。

8. 被災者等の生活再建等の支援

町は、府及び国と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。

9. 風評被害等の影響の軽減

町は、府及び国と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。

第2 原子力発電所事故が発生したときの対策

1. 住民への情報伝達

町及び府は、住民の混乱を避けるため、入手した情報を住民に伝達するとともに、応急対策が必要と予想されるときは、速やかにとるべき措置について広報する。

2. 府外からの避難者の受入れ

町及び府は、原子力災害による府外からの避難者の受入れ要請を受けた場合、関西広域連合広域防災局が策定した関西防災・減災プランに基づき、町内の被災状況を考慮しながら避難者の受入れを行う。

第8節 その他災害応急対策

方 針

第4編では、地震・津波・風水害以外の、海上・航空・鉄道・道路・危険物等・高層建築物及び市街地・原子力に関する災害を想定し、その応急対策を迅速かつ的確に講ずることができるよう定めているが、その他にも大規模な事故が万一発生した場合に、住民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。

こうした場合においても、関係機関は災害の態様に応じ、「第3編 災害応急対策」を準用し、相互に連携して、被害情報の収集・連絡、避難誘導、災害広報、消火・救助・救急・医療活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の応急対策を講ずるものとする。

【第5編 災害復旧・復興対策】

第1章 災害復旧対策

第2章 災害復興対策

第1節 復旧事業の推進

方 針

町をはじめ防災関係機関は、住民の意向を尊重し、災害発生後の住民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を推進するものとする。なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

計 画

第1 被害の調査

町は、災害による直接的被害額及び復旧事業に要する額等必要な事項の調査を行う。

第2 公共施設等の復旧

1. 復旧事業計画の作成

町をはじめ関係機関は、公共施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成するとともに、法律または予算の範囲内で、国または府が費用の一部または全部を負担または補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

2. 復旧完了予定時期の明示

町をはじめ関係機関は、復旧完了予定時期の明示に努める。

第3 激甚災害の指定

府は、被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚災害法」という。）及び同法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずる。

第4 激甚災害指定による財政援助

1. 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
2. 農林水産業に関する特別の助成
3. 中小企業に関する特別の助成
4. その他の特別の財政援助及び助成

第5 特定大規模災害

町が特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受け、府に復興工事にかかる要請を行った場合、府は、工事の実施体制等を勘案して円滑

かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、工事を代行する権限代行制度により、町に対する支援を行う。

第2節 被災者の生活確保

方針

町及び府は、被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付、職業のあっせん、住宅の確保等を行うものとする。

計画

第1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

町は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより支給する。

1. 暴風、豪雨その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。

- (1) 町において5世帯以上の住家が滅失した災害
- (2) 府域において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある災害
- (3) 府域において住家が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県2以上ある場合の災害

2. 次の場合、支給を制限する。

- (1) 死亡または障害が、故意または重大な過失による場合
- (2) 別に厚生労働大臣が定める給付金が支給される場合

3. 災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。）のいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。

ただし、兄弟姉妹にあっては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合に限る。

4. 災害障害見舞金は、法律第8条に規定される障害を受けた者に対して支給する。

第2 災害援護資金・生活資金等の貸付

町、府及び町社会福祉協議会は、住居、家財等に被害を受けた世帯に対し、資金を貸し付ける。

1. 災害援護資金貸付

町は、自然災害により府域に災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより、被災世帯に対して生活の立て直しに資するため災害援護資金を貸し付ける。

2. 生活福祉資金の災害援護資金貸付

町社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、町内在住の低所得世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を貸し付ける。ただし、1の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯（世帯収入が生活保護基準の1.8倍）を対象とする。

第3 罹災証明書の交付等

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度を調査するにあたっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。また、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努め、町はこれに積極的に参加・協力する。加えて、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

第4 租税等の減免等

町は、地方税法及び条例に基づき、町民税の減免等、適切な措置を行う。

第5 住宅の確保

町及び府は、関係機関と連携し、住宅の供給促進を図るとともに、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。なお、住宅を早期に供給するための方策について、あらかじめ検討を行う。

1. 住宅復興計画の策定

町及び府は、被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災地の実状に沿った施策を推進する。

2. 公共住宅の供給促進

町及び府は、民間、住宅供給公社・都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。

(1) 公営住宅、住宅供給公社・都市再生機構住宅の空き家活用

既存の空き家もしくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。

(2) 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

(3) 特定優良賃貸住宅等の空き家活用

良質な民間賃貸住宅の借上げ等を行い、自力での住宅確保が困難な中堅所得層等に対して供給する。

3. 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合、町は、府を通じて国に法の適用申請を行う。

第6 被災者生活再建支援金

1. 被災者生活再建支援金の支給

府は、町からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」の適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。

町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び府への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

2. 被災者生活再建支援制度の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。

(2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- ア 災害救助施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害。
- イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害。
- ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害。
- エ ア又はイの市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害。
- オ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記ア～ウに隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害。
- カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満のものに限る。）。

(3) 支給対象世帯

自然災害により、

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(4) 支給金額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。（※世帯人数が1人の場合は、各該当の金額の3/4の額）

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

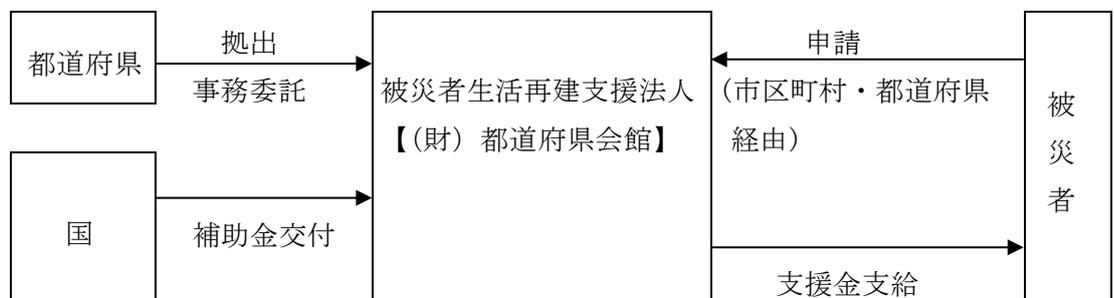
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

(5) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは下図のとおり。



(所管：内閣府) (支援金の1/2)

第3節 中小企業の復旧支援

方 針

国・府によって講じられる政府系金融機関及び一般金融機関の融資、中小企業近代化資金の貸付、信用保証協会による融資の保証等の対策に関し、町は、迅速かつ円滑に行われるよう国・府に要請するとともに、関係部局、関係機関、団体等の協力を得て、必要なPR活動を行う。

なお、町及び府は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

計 画

第1 資金需要の把握・調査

町は、府が行う中小企業関係の被害状況の調査等について協力する。

第2 中小企業者に対する金融制度の周知

町は、商工会議所やその他関係団体を通じて、国・府が行う金融上の特別措置、日本政策金融公庫が行う災害貸付、並びに大阪府災害復旧資金緊急融資及び経営安定資金貸付、商工組合中央金庫が行う特災利率の適用等の特別措置について中小企業者に周知する。

第4節 農・漁業関係者の復旧支援

方針

町は、災害によって被害を受けた農林漁業者又は組合等に対し復旧を促進し、生産力の回復と経営の安定化を図るために、国・府が行う災害復旧に関する融資制度についてPRするとともに、農業協同組合、漁業協同組合等の協力を得て、被災した農林漁業関係者に対する融資適用を迅速かつ円滑に実施する。

計画

第1 資金の補助・融資措置

町は、農業協同組合、漁業協同組合等の協力を得て、被災した農林漁業関係者に対する補助金交付または融資適用が迅速かつ円滑に行われるよう措置する。

第2 補助・融資制度の周知

町は、農林漁業関係団体を通じて、国・府が行う災害によって被害を受けた農林漁業者又は組合等に対する補助金制度または融資制度について周知する。

第5節 ライフライン等の復旧

方 針

災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定時期を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すこととする。

計 画

第1 水道・工業用水道（大阪広域水道企業団）

1. 復旧計画

- (1) 水道施設及び工業用水道施設の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各施設の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- (3) 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の水道事業者からの応援を受ける。

2. 広報

被害状況、応急給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広く広報する。

加えて、各水道事業者等のホームページ等様々な手段を用いて稼働状況、復旧状況等を掲載することで幅広い情報伝達に努める。

第2 下水道（町、府）

1. 復旧計画

- (1) 下水道施設の被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- (3) 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の下水道事業者からの応援を受ける。

2. 広報

被害状況、稼働状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

加えて、町及び府のホームページ等様々な手段を用いて稼働状況、復旧状況などを広報し、幅広い情報伝達に努める。

第3 電力（関西電力送配電株式会社岸和田営業所）

1. 復旧計画

- (1) 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定に当たっては、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う計画を立てる。
- (3) 設備復旧後の送電を開始する際は、十分な点検を行い、感電事故、漏電火災などの二次災害の防止に努める。

2. 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、関西電力送配電株式会社のホームページ等様々な手段を用いて停電エリア、復旧状況などを広報し、幅広い情報伝達に努める。

第4 ガス（大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー南部導管部）

1. 復旧計画

- (1) 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定に当たっては、被災状況、設備の被害状況、周辺家屋・道路の被害状況等を勘案し、供給上復旧効果の最も大きくなる復旧計画を立てる。
- (3) 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

2. 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、大阪ガス株式会社のホームページ等様々な手段を用いて供給停止エリア、復旧状況などを広報し、幅広い情報伝達に努める。

第5 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社（関西総支社））

1. 復旧計画

- (1) 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、設備の被害状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

2. 広報

被害状況、開通状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。
加えて、各電気通信会社のホームページ等様々な手段を用いて通信サービスへの影響、復旧状況などを広報し、幅広い情報伝達に努める。

第6 共同溝・電線共同溝（町、府、近畿地方整備局）

1. 復旧計画

- (1) 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定に当たっては、道路及びライフライン等の被災状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- (3) 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の設備事業者からの応援を受ける。

2. 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。
加えて、町、府及び国のホームページ等様々な手段を用いて復旧状況などを広報し、幅広い情報伝達に努める。

第7 鉄道（南海電気鉄道株式会社）

1. 復旧計画

- (1) 鉄道事業者は応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき速やかに復旧計画を策定する。
- (2) 復旧にあたり、可能な限り路線別・区間別の復旧予定時期を明示するものとする。

2. 広報

被害状況、運行状況、復旧状況等今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。
加えて、各事業者のホームページ上等に開通エリア、復旧状況などを広報し、幅広い情報伝達に努める。

第8 道路（町、府、近畿地方整備局）

1. 復旧計画

- (1) 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定にあたっては、ライフライン等の占用物を含む被災状況、措置状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- (3) 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の事業者からの応援を受ける。

2. 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

加えて、町、府及び国のホームページ等様々な手段を用いて復旧状況などを広報し、幅広い情報伝達に努める。

【第5編 災害復旧・復興対策】

第1章 災害復旧対策

第2章 災害復興対策

第1節 町における復興に向けた取組み

方針

大規模な災害が発生し、被災した場合には、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、町、府は速やかに復興に関する基本方針、計画を定め、計画的に復興対策を講じる必要がある。

そのため、町は、復興計画等において、被災者の生活再建その他経済復興を支援するとともに、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

また、将来の人口動向など中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにした上で、復興事業を実施していく。

計画

第1 復興対策本部の設置

町は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。

第2 復興計画の策定

1. 町は、迅速に復興が図られるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づく復興計画を定めることとする。
2. 復興計画の策定にあたっては、国の復興基本方針、府の復興基本方針及び関西広域連合の「関西復興戦略」などとの整合性に留意し、府と共同で定める。
3. 復興計画では、基本理念や基本目標など復興の全体像を住民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について定めるものとする。また、計画の策定課程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努めるものとする。
 - (1) 復興計画の区域
 - (2) 復興計画の目標
 - (3) 人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項
 - (4) 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
 - (5) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
 - (6) 復興計画の期間
 - (7) その他復興事業の実施に関し必要な事項